

林地開発許可申請の手引

令和 7 年 5 月 2 6 日

千葉県農林水産部森林課

◎「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）の規制開始を踏まえた「千葉県林地開発許可審査基準」の一部改正に伴う林地開発許可申請の手引の改正について

この手引は、令和7年5月26日から、千葉県において「宅地造成等規制法」の改正法である「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制が開始されることを踏まえた「千葉県林地許可審査基準」の一部改正に伴い一部修正したものであり、令和7年5月26日から施行する。

1 盛土規制法に基づく規制開始について

令和7年5月26日から、千葉県全域が盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に指定され、規制が開始される。

2 千葉県林地許可審査基準の一部改正について

【主な改正概要】

（1）宅地造成等規制法が盛土規制法に改正されたことに伴う審査基準の改正

ア 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係事項）に関する一部基準

①切土及び盛土に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないとしつつ、その場合も、過去の林地開発許可地で発生した災害を踏まえて追加した一部基準に適合するものであることを規定。

②擁壁の設置、その他のり面崩壊防止措置に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないことを規定。

③切土及び盛土ののり面の保護に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないことを規定。

④雨水等の排水施設に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないとしつつ、その場合も、令和4年度に国からの技術的助言を踏まえて追加した一部基準等に適合するものであることを規定。

⑤調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準

盛土規制法の技術的基準に調節池等の設置に係る明確な規定がないことから、盛土規制法の技術的基準との整合は図らないことを規定。

イ 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2関係事項）に関する基準

①調節池の設置に関する基準

盛土規制法の技術的基準に調節池の設置に係る明確な規定がないことから、盛土規制法の技術的基準との整合は図らないことを規定。

（2）その他の改正

ア 書籍名等の変更等

目 次

I 林地開発許可制度について	ページ
1 趣旨	1
2 許可の対象	1
3 許可の対象外	4
4 適用除外	5
5 許可の基準	5
6 申請者の要件	6
7 地域森林計画対象民有林における形質変更及び伐採に係る手続	7
8 標準事務処理期間	7
9 林地開発行為のながれ（概要図）	8
II 申請の事前手続（事前協議及び住民説明等）	
1 事前手続のながれ	9
2 事前協議書の提出	9
3 事前協議書の提出後の手続	1 0
(1) 河川管理者等との協議	1 0
(2) 地域住民等への説明	1 0
4 事前協議の終了	1 1
5 再度の手続	1 2
6 事前協議に必要な図書	1 2
(1) 図面の明示事項等	1 2
(2) 書類の様式	1 3
・林地開発行為事前協議書（別記第 1 号様式）	1 3
・事業計画概要説明書（別記第 2 号様式）	1 4
・地番一覧表（別記第 3 号様式）	1 7
・河川管理者等との協議結果報告書（別記第 4－1 号様式）	1 8
・地域住民等への説明結果概要書（別記第 4－2 号様式）	1 9
III 申請から許可まで	
第 1 総括的事項	2 0
1 申請から許可までのながれ	2 0
2 申請書等	2 1
3 提出先	2 1
4 提出部数	2 1
5 提出時期	2 1
6 書類の追加	2 1
7 申請書等の整理の仕方	2 1
8 林地開発許可制度で使われる用語の意味	2 2
9 林地開発許可における分譲用地内の森林等の取扱い方針	2 6
1 0 林地開発許可制度と埋蔵文化財の調査に係る取り扱いについて	2 8

第2 許可申請（連絡調整）に必要な図書	3 1
1 林地開発許可申請書	3 2
1-2 許可制の適用のない開発行為に係る協議書（別記第10号様式）	3 3
2 位置図	3 5
3 区域図	3 5
4 事業計画概要説明書（別記第1号様式）	3 6
5 土地利用計画明細書（別記第2号様式）	4 1
6 土地利用計画平面図	4 3
7 森林調書（別記第3号様式）	4 4
8 求積図	4 7
9 防災施設等計画平面図	4 7
10 切土盛土計画平面図	4 8
11 計画縦横断面図	4 8
12 土量計算書	4 8
13 流域現況図	4 9
14 排水施設計画平面図	4 9
15 防災施設等設計図	5 0
16 防災施設等設計根拠資料	5 0
17 緑化計画書（別記第4号様式）	5 1
18 森林現況図	6 0
19 緑化計画図	6 0
20 緑化仕様図	6 0
21 残置森林等の保全管理計画書（別記第5号様式）	6 1
（別添その1）残置森林等の明細書	6 3
（別添その2）残置森林等の保全管理調書	6 5
22 工程表（別記第6号様式）	6 6
23 施工計画書＜記載例＞	6 8
24 中期事業計画書（別記第7号様式）	7 9
25 防災施設等の維持管理計画書＜記載例＞	8 1
26 建築物その他の構造物の概要図	8 8
27 地番一覧表（事業区域内）（別記第8号様式）	8 9
28 公図集合図	9 1
29 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類	9 1
30 資金計画書（別記第9号様式）	9 2
31 工事施工者の能力に関する書類	9 5
32 宣誓書（別記第10号様式）	9 6
33 その他知事が必要と認める書類（営農計画書）	9 8
34 林地開発行為同意書（別記第11号様式）	10 0
35 印鑑登録証明書	10 0
36 土地の登記事項証明書	10 2
37 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分に係る申請の状況を記載した書類	10 2

IV 許可から完了までの手続

第1 総括的事項	1 0 3
1 許可から完了までのながれ	1 0 3
2 書類の提出先及び部数	1 0 4
第2 許可後に必要な手続	1 0 5
1 標識の掲示・境界杭の設置	1 0 5
(1) 標識の掲示（別記第1号様式）	1 0 5
(2) 境界杭の設置	1 0 6
2 開発行為着手の届出（別記第2号様式）	1 0 7
3 施行状況の報告等	1 0 9
(1) 林地開発行為施行状況報告書（別記第3号様式）	1 0 9
(2) 防災施設の工事完了の届出（別記第4号様式）	1 1 1
(3) 植栽の届出（別記第5号様式）	1 1 3
4 林地開発行為の内容の変更	1 1 5
(1) 林地開発行為の変更許可申請（別記第12号様式）	1 1 6
(1)-2 許可制の適用のない開発行為に係る変更協議書 （行政指導指針別記第11号様式）	1 1 8
(2) 林地開発行為の変更の届出（別記第6号様式）	1 1 9
(2)-2 許可制の適用のない開発行為の変更報告書 （行政指導指針別記第12号様式）	1 2 1
5 林地開発行為の休止・廃止	1 2 2
(1) 休止・廃止の届出（別記第7号様式）	1 2 2
(2) 再開の届出（別記第8号様式）	1 2 4
6 事業の完了（別記第9号様式）	1 2 6
6-2 許可制の適用のない開発行為に係る完了確認の依頼 （行政指導指針別記第13号様式）	1 2 8
7 林地開発許可の地位の承継（別記第10号様式）	1 2 9
8 災害等の報告（別記第11号様式）	1 3 2

V 開発行為の一般的要件及び許可基準

第1 一般的事項	1 3 4
1 開発行為の実施の確実性	1 3 4
2 適正な開発規模	1 3 4
3 全体計画との関連性	1 3 4
4 一時的な開発行為	1 3 4
5 森林施業への影響	1 3 4
6 残置森林等の維持管理	1 3 5
7 現場責任者の配置	1 3 5
8 申請者の要件	1 3 5
第2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号）関係	1 3 6
1 土砂の移動量に関する基準	1 3 6
2 切土及び盛土に関する基準	1 3 6
3 擁壁の設置、その他のり面の崩壊防止の措置に関する基準	1 3 7

4	切土及び盛土ののり面の保護に関する基準	1 3 9
5	えん堤の設置等に関する基準	1 4 0
6	雨水等の排水施設に関する基準	1 4 0
7	調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準	1 4 2
8	飛砂及び落石等の災害対策に関する基準	1 4 4
9	仮設防災施設の設置等に関する基準	1 4 4
1 0	防災施設の維持管理に関する基準	1 4 5
第 3	水害の防止（法第 1 0 条の 2 第 2 項第 1 号の 2）関係	1 4 5
1	調節池の設置に関する基準	
第 4	水の確保（法第 1 0 条の 2 第 2 項第 2 号）関係	1 4 6
1	水量の確保に関する基準	
第 5	環境の保全（法第 1 0 条の 2 第 2 項第 3 号）関係	1 4 7
1	残置森林等に関する基準	1 4 7
2	騒音及び粉塵等による影響の緩和に関する基準	1 5 2
3	景観への影響の緩和に関する基準	1 5 2
第 6	太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に関する事項 （法第 1 0 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号関係事項）	1 5 3
1	雨水等の排水施設に関する基準	1 5 3
2	太陽光発電設備を自然斜面に設置する場合の基準	1 5 3
3	残置森林等に関する基準	1 5 3
	（参考 1）審査基準第 2 章第 2－7－（2）の浸透池の設置について	1 5 6
	（参考 2）審査基準第 2 章第 3 「水害の防止」のための調節池の設置 について	1 6 4
	（参考 3）審査基準第 2 章第 2 「災害の防止」のための雨水等の排水 施設に関する基準について	1 6 6
	（資料 1）土質区分基準	1 6 7
VI	他法令等による土地保全の指定区域等	1 6 8
VII	農林水産部森林課・林業事務所の所在地	1 7 0

この手引における法令等の略称は、以下のとおりです。

「法」：森林法

「法施行令」：森林法施行令（政令）

「法施行規則」：森林法施行規則（省令）

「法施行細則」：森林法施行細則

「条例」：千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例

「条例施行規則」：千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例施行規則

「審査基準」：千葉県林地開発許可審査基準

「行政指導指針」：千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針

「緑化技術指針」：千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針

I 林地開発許可制度について

1 趣 旨

森林の有する公益的な機能を保全し、資源としての森林と土地の適正な利用を確保するため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の定めるところにより、地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える林地の開発（以下「林地開発行為」という。）を行う場合には、知事の許可を受けることとなっています。

なお、千葉県では、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年条例第4号）により、0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール以下）の林地の開発（以下「小規模林地開発行為」という。）についても知事に届け出ることを義務付けており、林地開発行為又は小規模林地開発行為に際して、以下のように事業者、土地所有者及び県の責務を定めています。

《事業者の責務》

事業者は、その事業活動に係る林地開発行為又は小規模林地開発行為（以下「林地開発行為等」という。）において、森林の有する公益的機能（法第10条の3に規定する森林の有する公益的機能をいう。以下同じ。）を維持する責務を有する。（条例第3条）

《土地所有者の責務》

土地の所有者は、林地開発行為等をしようとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該土地において行われる林地開発行為等が森林の有する公益的機能に与える影響について考慮し、その影響に照らして当該林地開発行為等が不適切なものであると思料するときは、当該林地開発行為等をしようとする者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。（条例第4条）

《県の責務》

県は、林地開発行為等による森林の有する公益的機能の維持についての支障を未然に防止するため、市町村と連携して林地開発行為等の状況を把握するとともに、林地開発行為等の監視その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（条例第5条）

2 許可の対象

（1）許可の対象となる森林（法第5条、第10条の2）

林地開発許可が必要となる森林は、知事が樹立する地域森林計画の対象となる民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）で、その区域は森林計画図※に明示されています。

なお、地域森林計画対象民有林であっても下記の森林は許可の対象となりませんが、別の法令等の規制がかかります。

ア 保安林（法第25条又は25条の2）

イ 保安施設地区の区域内の森林（法第41条）

ウ 海岸保全区域内の森林（海岸法第3条）

※森林計画図は、県ホームページ「ちば情報マップ(<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Potal>)」で確認してください。

〔参考〕森林法における「森林」とは、

- ① 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- ② ①の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

と定義されており、土地と立木竹を一体とする概念です。（法第2条）

そのため、②のように、伐採跡地で立木竹が生育していない場合や、散生地（立木竹がまばらに生えている土地）の場合等であっても、「供される土地」ならば「森林」となります。

このように、森林法における「森林」は、現況主義であるため、不動産登記規則第99条に規定されている地目の「山林」とは必ずしも一致しません。

また、開発行為を行う土地が、農地法の農地であり、かつ森林法の地域森林計画対象民有林である場合は、農地法の農地転用が確実であると認められる段階で、地域森林計画対象民有林の指定から除外するので、確認してください。

森林及び森林以外の区分

土 地	森 林	立 木 地	木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹		
		無 立 木 地	伐 採 跡 地		
			未立木地	原 野	
				切 替 畑	
	そ の 他				
	森 林 以 外	主として農地（果樹園を含む。）、住宅地（公共施設、事業場の敷地、宗教法人法第3条第2号及び第3号の土地、墓地を含む。）若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹			

（2）許可の対象となる開発行為

ゴルフ場・レジャー施設等造成、宅地造成、農用地造成、道路の新設・改築、砂利・岩石・土採取、残土・廃棄物の埋立て、太陽光発電設備の設置、その他土地の形質を変更する行為について許可が必要となります。

「土地の形質を変更する行為」とは、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為で、表土の掻き起こし、切土・盛土等の土砂・岩石等の移動を伴う行為などを含みます。

また、土地の改変を伴わない場合でも、建築物や太陽光発電設備等を設置する場合は、その行為により当該森林を木竹の集団的な生育に供される土地でなくすることとなり、森林の土地としての性格を大きく変えることから「土地の形質を変更する行為」に該当します。

（3）許可の対象となる開発行為の規模（森林法施行令第2条の3）

次の規模の開発行為をする場合は、許可が必要となります。

- ア 太陽光発電設備の設置を目的とする行為であって、開発行為に係る森林の土地の面積が0.5ヘクタールを超えるもの
- イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為以外の行為であって、開発行為に係る森林の土地の面積が1ヘクタールを超えるもの
- ウ 専ら道路の新設又は改築の場合は、有効幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）が3.0メートルを超えるもので、森林の土地の形質変更（法の部分を含む。）面積が1ヘクタールを超えるもの

なお、複数の開発行為（伐採届による開発行為を含む。）において、個々の開発行為面積が上記（３）の規模に該当しない場合でも、人格、時期、場所等からみて、上記（２）「許可の対象となる開発行為」の行為として一体性があると認められ、その合計面積が上記（３）の規模に該当する場合は、原則として全体（小規模林地開発行為の完了確認を受けている開発行為等を含む。）で林地開発許可が必要となります。

複数の開発行為の一体性の認定については、当初から１ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は０．５ヘクタール）を超える森林の開発計画があったか否かに関わらず、次の人格・時期・実施場所の観点から判断します。

人 格：同一人が行う場合、又は同一人が行わない場合であっても、計画の共同性があると認められる場合。

（例）

- ① 進入路、管理棟等の施設、調節池等の防災施設、その他事業に使用する施設を共同で開設していること。
- ② 開発行為の会社が異なっても、代表役員が同一人若しくは親会社、子会社の関係にあること。又は従前から共同で事業を行っている実績があること。

時 期：実施時期が重複している場合、又は実施時期が異なった開発行為であっても、前の開発行為の完了後３年以内に次の開発行為を計画する場合。

実施箇所：実施箇所が異なった開発行為であっても、局所的な同一集水区域内で調節池（浸透池を含む。）、排水系統を設置する場合、又は相互の開発行為地（土地の形質変更を行った区域）間の距離が３０ｍ未満である場合。

なお、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報や電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）の届出情報も活用します。

3 許可の対象外

次のいずれかに該当する場合、許可は不要です。（法第10条の2第1項）

ただし、（1）及び（3）にあつては、開発行為を行おうとする場合、あらかじめ知事との協議が必要です。（行政指導指針第24条第1項。以下「連絡調整」という。）

（1）国又は地方公共団体の行う場合

ア 国とみなされる法人

独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構

〔参考〕 東日本高速道路株式会社等旧日本道路公団等の民営化に伴い設立された高速道路会社は、民営化された平成17年10月1日以降、林地開発許可が必要になりました。

イ 地方公共団体

都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団

ウ 地方公共団体とみなされる法人

地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法・昭和40年法律第124号）

地方道路公社（地方道路公社法・昭和45年法律第82号）

土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律・昭和47年法律第66号）

（2）火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

（3）森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第5条に定めるものの施行として行う場合

ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

イ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

エ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理

オ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

カ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設

キ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設

ク 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（「キ」に該当するものを除く。）

ケ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

コ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

- サ 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- シ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- ス 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- セ 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- ソ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- タ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（「ス」に該当するものを除く。）
- ツ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- テ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

4 適用除外

次のいずれかに該当する森林は、許可（森林計画）の適用除外となります（法第10条の4）。

- （1）試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するもの
- （2）宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条の境内地（同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）

5 許可の基準

許可申請があった場合、千葉県林地開発許可審査基準（「Ⅴ 開発行為の一般的要件及び許可基準」を参照してください。）に基づき審査を行います。

審査基準では、申請内容が開発行為の実施の確実性や申請者の要件など一般的要件を満たしているとともに、次の各事項について、いずれにも該当しないと認めるときは、許可することとなっています。

（法第10条の2第2項各号）

- ア 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- イ 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- ウ 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- エ 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

6 申請者の要件（審査基準第2章第1_8）

申請者が次の事項のいずれかに該当する場合には、許可しないこととしています。

- (1) 法第10条の3の規定又は条例第15条の規定による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
- (2) 法第10条の2第1項による許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
（当該許可を取り消されたものが法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過していない者を含む。）
- (3) 法第10条の3の規定又は条例第15条の規定による中止を命ぜられ、その中止の期間が経過しない者
- (4) 申請者が未成年者で、その法定代理人が、上記(1)から(3)までのいずれかに該当する者
- (5) 法第206条第1号若しくは2号又は条例第28条から第30条までに規定する罰則を受け、3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過していないものを含む。）

〔参考〕 林地開発行為に係る違反行為等に対する法及び条例の罰則規定

- ・ 法第206条 次の各号のいずれかに該当するときは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。
 - 1 第10条の2【開発行為の許可】第1項の規定に違反し、開発行為をした者
 - 2 第10条の3【監督処分】の規定による命令に違反した者
（3号以下略）
- ・ 条例第28条 第15条【措置命令等】又は第16条【緊急措置命令等】の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
- ・ 条例第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - 1 第25条【報告の徴収】に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 2 第26条第1項【立入検査】の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ・ 条例第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

7 地域森林計画対象民有林における形質変更及び伐採に係る手続

標記手続には、次の4種類があります。

- ア 法第10条の2の規定による林地開発許可
 - イ 法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採届」という。）
 - ウ 条例第18条第1項の規定による小規模林地開発行為の届出
 - エ 行政指導指針第24条第1項の規定による連絡調整
- なお、開発面積と必要な手続との関係は、次表のとおりです。

行 為	面 積 等		必 要 な 手 続	提 出 先
	太陽光発電 設備の設置	その他の目的		
開 発 (土地の形質 変更)	0. 3ha未満		伐採届（イ）	市町村
	0. 3ha以上 0. 5ha以下	0. 3ha以上 1. 0ha以下	小規模林地開発行為の届出（ウ）	林業事務所（支所）
			伐採届（イ）	市町村
			林地開発許可（ア）	林業事務所（支所）
	0. 5ha超え	1. 0ha超え	国若しくは地方 公共団体実施又は 法施行規則第 5条該当事業	連絡調整（エ） 伐採届（イ）
伐採のみ	面積に係わらず全て		伐採届（イ）	市町村

8 標準事務処理期間

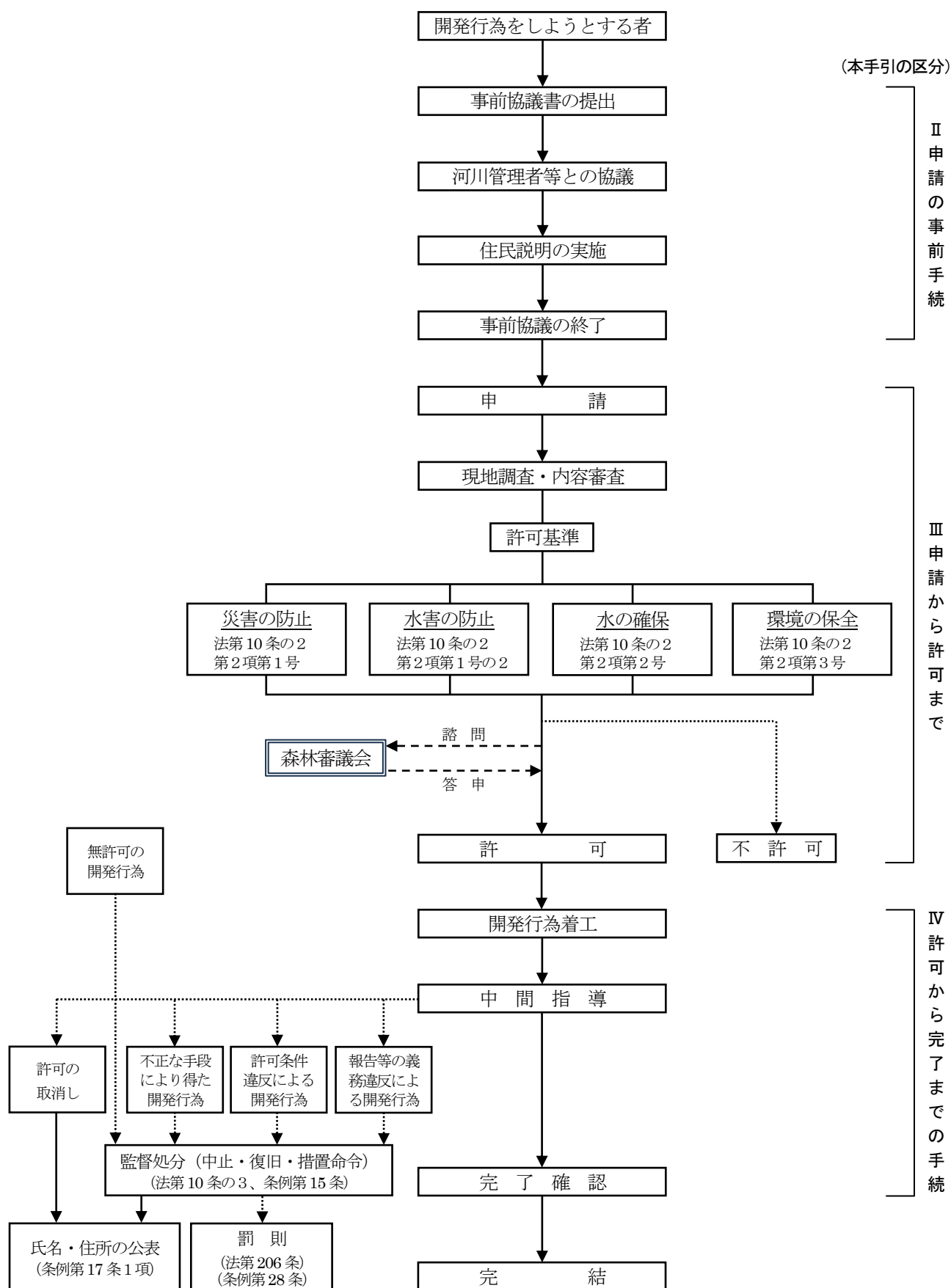
許可の標準事務処理期間（申請書等を収受した日から当該申請に係る処分等の文書を発送するまでの日数）は、80日間（千葉県の日に関する条例第1条に定める「休日」を含む。）です。

ただしこの期間には、申請者が申請書類及び申請内容を補正するために要した期間は含まれません。

※ 森林法第10条の2第6項の規定により、知事は林地開発許可（変更許可を含む）を行おうとする場合には、森林審議会の意見を聴くこととされています。

森林審議会は、原則として偶数月の末頃に開催されており、審議会開催後、森林審議会から当該許可についての答申が出るまで1カ月程度の日数を要します。

9 林地開発行為のながれ（概要図）

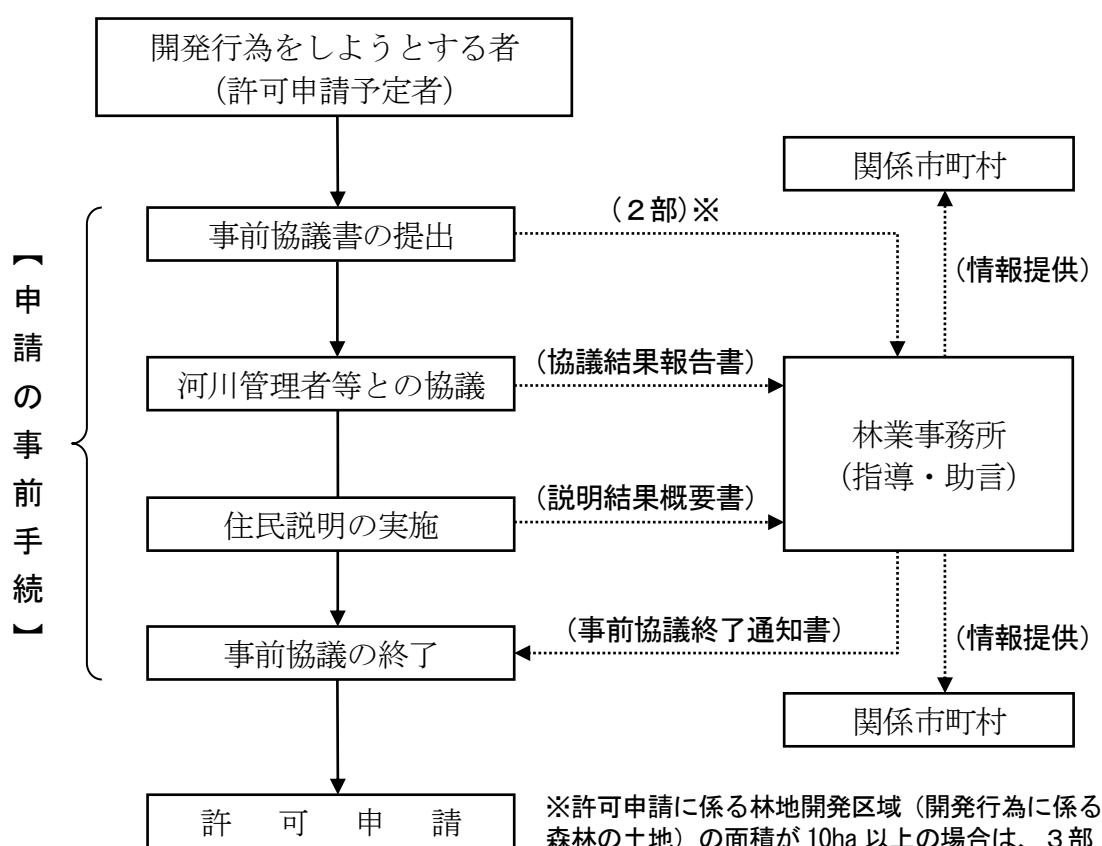


Ⅱ 申請の事前手続（事前協議及び住民説明等）

許可申請手続きを円滑に進めるため、林地開発行為の許可を受けようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、許可申請を行う前に、県と事前協議を行うとともに、地域住民等に対して予定している林地開発行為について情報の提供や説明を行ってください。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為及び宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第3条に規定する事業については、申請の事前手続は不要です。

1 事前手続のながれ



2 事前協議書の提出（行政指導指針第3条）

許可申請予定者は、予定している林地開発行為に係る森林の区域を所管区域とする林業事務所（支所）に、以下の書類等を提出してください。

（1）提出する書類等

- ア 林地開発行為事前協議書（行政指導指針別記第1号様式）
- イ 位置図
- ウ 区域図
- エ 事業計画概要説明書（行政指導指針別記第2号様式）
- オ 土地利用計画平面図
- カ 切土盛土計画平面図

- キ 計画縦横断図
- ク 土量計算書
- ケ 建築物その他の構造物の概要図
- コ 地番一覧表（行政指導指針別記第3号様式）
- サ 公図集合図
- シ その他林業事務所長が必要と認める書類及び図面

（2）書類等の提出先

林地開発行為をしようとする区域（以下「予定区域」という。）を所管区域とする林業事務所（支所）に書類を提出してください。ただし、予定区域が二以上の林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合には、予定区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所（支所）に提出してください。

（3）書類等の提出部数

- ア 正本1部（林業事務所（支所））、副本1部（市町村）
- イ 予定区域が二以上の市町村又は林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合には、アの副本の部数に含まれない市町村又は林業事務所（支所）の数を加えた部数
- ウ 予定区域の面積（林地開発区域の面積）が10ヘクタール以上の場合には、ア及びイの副本の部数に1部（森林課分）を加えた部数

（4）指導又は助言

林業事務所は、事前協議書を提出した許可申請予定者に対し、行おうとする林地開発行為についての地域住民等への周知、法第10条の2第2項各号（許可の要件）の適用、林地開発許可申請に当たり必要な図書の作成方法など林地開発行為の適正な施行を確保するために必要な指導又は助言を行います。

3 事前協議書の提出後の手続

（1）河川管理者等との協議（行政指導指針第4条）

許可申請予定者は、雨水排水について開発区域から区域外に放流を予定している場合は、放流先の河川管理者等と協議を行い、放流の可否や条件等について明らかにしておいてください。

また、調節池の洪水調節容量は、50年確率で想定される雨量強度で計画する必要があるか協議し、その結果についても明らかにしておいてください。

なお、相談等した際に指示のあった事項とその指示事項についての対応方針については、「河川管理者等との協議結果報告書（行政指導指針別記第4-1号様式）」に取りまとめ、林業事務所（支所）に提出してください。

（2）地域住民等への説明（行政指導指針第5条）

地域住民等への説明については、原則として住民説明会を開催して、以下の①及び②に従い行おうとする林地開発行為について説明を行うとともに、地域住民等の意見や要望を収集してください。

住民説明会を開催するに当たっては、地域住民等が参加しやすい日時・場所を設定し、住民説明会の開催予定日の2週間前までに、自治会の広報又は回覧、個別の通知又は連絡、許可申請予定者のホームページへの掲載その他の方法により十分に周知してください。

① 説明の対象者（地域住民等）

- ア 事業区域内の土地の所有者
- イ 事業区域に係る地域の住民又は自治会
- ウ 林地開発行為により直接影響を受けるその他の関係者

② 説明及び意見・要望等を収集する事項

- ア 林地開発区域、土地の利用計画その他の基本的事項
- イ 林地開発行為に係る防災計画及び植栽計画
- ウ 条例第3条及び第4条に規定する事業者及び土地所有者の責務

③ 林地開発行為の説明会に代えることができる場合

- ア 林地開発行為に係る他の法令又は条例等（これを所掌する行政機関による行政指導を含む。）で、上記①の者を対象として説明会を開催する場合で、上記②の内容について情報の収集及び説明を行う場合
- イ 許可申請予定者の責めに帰することができない理由により、住民説明会を開催することができない場合で、上記①の者に対して上記②の事項に関する説明資料の提供などを行う場合

住民説明会の開催後、地域住民等から出された質問や要望に対する見解や対処方法など、住民説明会の開催結果について「地域住民等への説明結果概要書（行政指導指針別記第4-2号）」に取りまとめ、林業事務所（支所）に提出するとともに、同概要書を説明会の対象となった地域住民等の代表者等に送付するなどして、地域住民等に周知してください。

4 事前協議の終了（行政指導指針第6条、第7条）

前記3の事前協議書の提出後の手続が終了した場合、林業事務所長は事前協議書を提出した許可申請予定者に対し、林地開発行為事前協議終了通知書によりその旨を通知します。

なお、事前協議書の提出後、1年を経過しても当該協議が終了していない場合（定められた住民説明が行われていない、又は河川管理者等との協議が終了していない等）には、提出された事前協議書は、取り下げられたものと見なされます。（見なし取り下げ）

ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条若しくは千葉県環境影響評価条例（平成10年条例第26号）第2条に規定する対象事業に該当するとき、又は千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）第13条に規定する調査に該当するときは、見なし取り下げの適用は行われません。

5 再度の手続（行政指導指針第8条）

次の場合には、事前協議及び地域住民等への説明を再度行う必要があります。

ア 林地開発行為の目的の変更をした場合

イ 申請の事前手続中（事前協議及び住民説明）又は、事前手続が終了しても林地開発許可申請を行う前に、許可申請予定者に変更があった場合

ウ 林地開発行為事前協議終了通知を受けた日から起算して2年を経過する日までに、当該通知に係る林地開発行為の許可を申請しなかった場合

エ 既に林地開発許可を受けた区域を変更しようとするもので、新たに増加する森林に係る面積が、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超え、かつ、変更前の同面積の10分の2を超える場合

6 事前協議に必要な図書

（1）図面の明示事項等

事前協議に必要な図面及び計算書の作成方法については、本手引中の「Ⅲ 第2許可申請（連絡調整）に必要な図書」の該当する図面及び計算書の明示事項及び留意事項を参照してください。

- ・位置図（P 3 5 参照）
- ・区域図（P 3 5 参照）
- ・土地利用計画平面図（P 4 3 参照）
- ・切土盛土計画平面図（P 4 8 参照）
- ・計画縦横断図（P 4 8 参照）
- ・土量計算書（P 4 8 参照）
- ・建築物その他の構造物の概要図（P 8 8 参照）
- ・公図集合図（P 9 1 参照）

(2) 書類の様式

別記第1号様式（行政指導指針第3条第1項）

林地開発行為事前協議書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所（法人にあつては、名称）
氏名 及び代表者の氏名 ㊟

次のとおり林地開発行為をしたいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第3条第1項の規定により協議します。

林地開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆		
林地開発区域の面積	ha		
林地開発行為の目的			
林地開発行為の 着手予定年月日	年 月 日		
林地開発行為の 完了予定年月日	年 月 日		
住民説明会の 開催計画	開催予定年月日	年 月 日	
	開催予定場所		
備 考			

注：記載方法は、「Ⅲ 第2許可申請（連絡調整）に必要な図書」の「林地開発許可申請書」（第2号様式）を参照すること。

また、林地開発変更許可申請に伴う再度の手続きの場合は、変更する事項について変更前と変更後の2段書きとし、上段に変更後を朱書きすること。

事業計画概要説明書

事業の目的				
事業区域等の面積	面積	事業区域	C	ha
		事業区域内の森林	A	ha
		林地開発区域	A 3 + A 4 + A 5	ha
事業区域内の森林の内容	面積	残置森林	A 1 + A 2	ha
			A 1	ha
		造成森林	A 3	ha
		造成緑地	A 4	ha
	残置森林率 . % 森林率 . %			
事業区域の地形及び森林の現況	地況	標 高 : m ~ m 平均傾斜度 : 度 地形の特徴 :		
	林況	立 木 地 : ha (%) 無立木地等 : ha (%) 合 計 ha (%) うち15年生以下の若齢林 ha (%)	特記すべき森林の内容	
周辺地域の状況	地下水使用住宅 : 戸（隣接距離 m） 取水施設名 : （隣接距離 m） 水源依存農地 : ha（隣接距離 m） 雨水排水に係る下流の河川名・水路施設 その他			

事業区域内の 用地買収の 見込み			筆 数	面 積
	自 己 所 有		筆	ha
	賃 借 権 等		筆	ha
	そ の 他		筆	ha
	合 計		筆	ha
林地開発行為 により影響 を受ける者 の同意等	著しく林地開発行為の影響を受ける者（水利組合、土地改良区等）の名称 及びその代表者の同意又はその者との協議状況			
工 事 施 工 予 定 者	住 所 氏名（名称）	（電話番号）		
	（代表者氏名）			
他法令等の 許認可の状況				
の り 面 の こ う 配 等	切土： ° ' （ 1 : ） 最大切土高： m			
	盛土： ° ' （ 1 : ） 最大盛土高： m			
小 段 の 設 置	切土：直高 m以内ごとに幅 mの小段を設置			
	盛土：直高 m以内ごとに幅 mの小段を設置			
土 工 量	1 切土量： m ³ 盛土量： m ³ （残土量： m ³ 残土処理法： ） 2 土量計算の方法			

雨水処理の方法	1 調節池方式 設置箇所数： 箇所 調節容量： m^3 堆砂量： m^3 放流先： 2 浸透池方式 設置箇所数： 箇所（沈殿池： 箇所） 貯留容量： m^3
事業区域内に計画する森林等の内容	1 造成森林の計画内容 植栽時樹高： m 植栽密度： 本/ha 樹種： 植栽方法： 2 造成緑地の計画内容 法面緑化の方法：
残置森林等の保全管理	協定等 ・ 残置森林等の保全管理計画書

注：記載方法は、「Ⅲ 第2許可申請（連絡調整）に必要な図書」の「事業計画概要説明書」を参照すること。

また、林地開発変更許可申請に伴う再度の手続きの場合は、変更する事項について変更前と変更後の2段書きとし、上段に変更後を朱書きすること。

地 番 一 覧 表

No.

[illegible]

注

- 1 事業区域内のすべての土地について、大字単位で地番の小さい順に記載すること。
- 2 地積は、公簿面積とすること。

河川管理者等との協議結果報告書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 } 印

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第4条第2項の規定により報告します。

林地開発行為に係る 森林の所在場所		
林地開発行為の目的		
協議した機関	住 所	
	氏名（名称）	
	代 表 者	
	連 絡 先	
協議期間		
協議結果		

注

- 1 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 協議結果には協議した機関からの指示事項及び当該指示事項についての対応方針等
できる限り具体的に記載すること。
- 3 複数の関係機関と協議した場合は、当該関係機関ごとに協議期間及び協議結果につい
て記載すること。

地 域 住 民 等 へ の 説 明 結 果 概 要 書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ 印

年 月 日付けの林地開発行為事前協議に係る説明を行ったところ、その概要は、次のとおりでしたので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第5条第5項の規定により提出します。

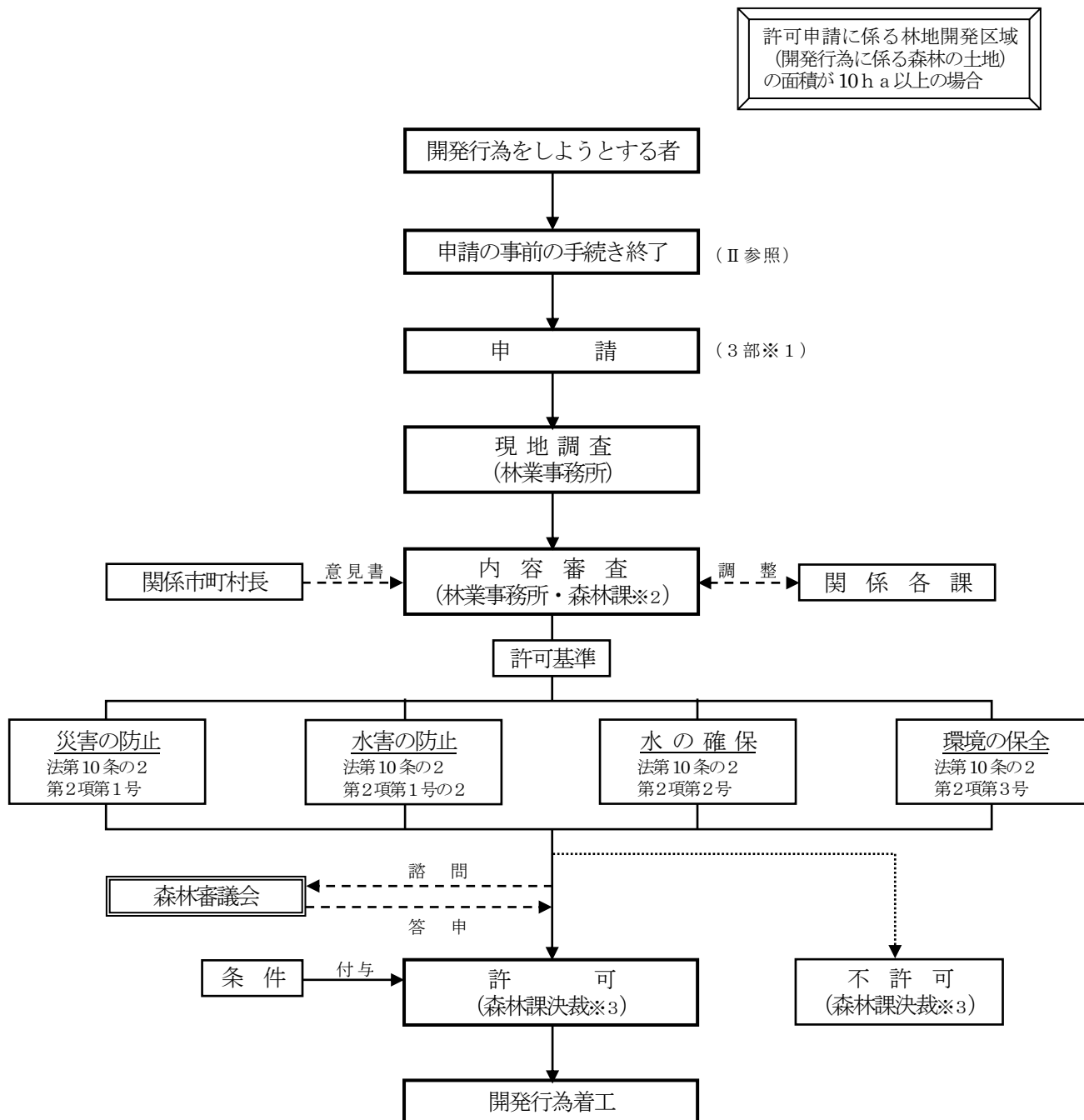
- 1 説明の方法、範囲及び実施年月日
- 2 説明事項（説明資料の写しを添付すること。）
- 3 地域住民等の意見又は要望等
- 4 上記3の意見又は要望等に対する見解及び対応方針
- 5 本書（写し）の地域住民等への提出年月日
- 6 その他特記事項

注 個人が提出する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

Ⅲ 申請から許可まで

第1 総括的事項

1 申請から許可までのながれ



許可申請に係る林地開発区域（開発行為に係る森林の土地）の面積が10ヘクタール未満の場合は、上記※1～3は以下のとおりとなります。

※1（提出部数）3部→2部

※2（内容審査）林業事務所・森林課→林業事務所

※3（許可・不許可の決裁）森林課決裁→林業事務所決裁

2 申請書等

「Ⅲ 第2 許可申請（連絡調整）に必要な図書（P 3 1）」を参照してください。

3 提出先

- (1) 申請書等の提出先は、許可申請に係る林地開発区域を所管区域とする林業事務所（支所）（P 1 7 0 参照）です。
- (2) 許可申請に係る林地開発区域が二以上の林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合は、当該林地開発区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所（支所）へ提出してください。

4 提出部数

- (1) 許可申請に係る林地開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合の提出部数は、正本1部（森林課）・副本（正本の写し）2部（林業事務所（支所）・市町村）の合計3部です。
- (2) 許可申請に係る林地開発区域の面積が10ヘクタール未満の場合の提出部数は、正本1部（林業事務所（支所）・副本（正本の写し）1部（市町村）の合計2部です。
- (3) 許可申請に係る林地開発区域が二以上の林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合は、当該林地開発区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所（支所）へ提出してください。

5 提出時期

- (1) 行政指導指針第6条に規定する林地開発行為事前協議終了通知書を受けた後とします。
なお、他の法令等による事前協議制度がある開発行為にあつては、原則として当該協議終了後とします。
- (2) 林地開発許可を審議する森林審議会は、偶数月の末頃に開催されており、原則として開催月の前々月の末日までの申請を審議の対象としています。

6 書類の追加

- (1) 審査上及び関係諸機関との協議・調整上、必要書類の追加提出を求めることがあります。
- (2) 申請後、許可を受けるまでの間に、事業区域内の土地の分合筆、権利移転、事業計画の変更等により申請書の変更が必要となった場合は、関係する書類及び図面を提出してください。

7 申請書等の整理の仕方

- (1) 申請書等のサイズは、原則A4判とし、設計図書等は、屏風折りにしてください。
- (2) 申請書等は、「Ⅲ 第2 許可申請（連絡調整）に必要な図書」（P 3 1）の番号順に付番し、一つの番号で二葉以上となる場合の図書については、枝番号を付け、表題部にそれぞれ明示してください。
- (3) 申請書等には目次を付け、番号、書類名、図面名、縮尺等を記載してください。

8 林地開発許可制度で使われる用語の意味

(1) 林地開発許可制度で使われる用語相互間の関係は、次表のとおりです。

計画 土地の区分	土 地 の 利 用 計 画						
	残置森林 (15年生超え)	残置森林 (15年生以下)	造成森林	造成緑地	その他	その他	その他
A 事業区域内 の森林	A1	A2	A3	A4	A5	A5	A5
B 農地			B3	B4	B5	B5	B5
B 宅地							
B その他							
C=A+B+…+B 事業区域	C1=A1	C2=A2	C3=A3+B3	C4=A4+B4	C5=A5+B5	C5=A5+B5	C5=A5+B5
	C=C1+C2+C3+C4+C5+C5+…+C5						

(2) 用語の意味は、次のとおりです。

ア A（事業区域内の森林）

事業区域内に存在する森林（地域森林計画対象民有林）のこと。

イ B（森林以外の土地）

事業区域内の農地、宅地などの森林以外の土地のこと。（地域森林計画の対象とならない森林が疎存在する場合は「その他」に含む。）

ウ C（事業区域）

事業を行う区域全体のこと。（主たる目的となる他法令の許認可の区域と原則同一。地域森林計画対象民有林以外の土地は、形質変更を行わず、かつ、他法令の許認可の対象となっていない場合は事業区域に入りません。）

エ A3+A4+A5（開発行為に係る森林＝「林地開発区域」）

事業区域内の森林の内、直接形質変更する部分（残置森林以外の部分）

オ A1+A2（残置森林）

事業区域内の森林の内、開発行為に係る森林を除いた残存する森林のこと。その内、林齢が15年生を超える森林は、残置森林率としてカウントできるA1とし、15年生以下の若齢林をA2とします。

カ A3+B3（造成森林）

いったん土地を形質変更した後に、新たに樹木を植栽し造成する森林のこと。植栽は、高木性樹木の苗木によることを原則とし、苗木の樹高に見合う植栽密度とします。その内、開発行為に係る森林を形質変更した後に造成森林とする区域をA3とし、事業区域内の森林以外の土地を造成森林とする区域をB3とします。

キ A4+B4（造成緑地）

いったん土地を形質変更した後に、造成森林以外の緑化（草本等）を行う区域のこと。その内、開発行為に係る森林を形質変更した後に造成緑地とする区域をA4とし、事業区域内の森林以外の土地を造成緑地とする区域をB4とします。

ク A5+B5（その他の土地）

(ア) 森林又は農地等で、土地を形質変更した後に転用利用する土地のこと。

(イ) ゴルフ場の造成の場合は、ホール、調節池、クラブハウス（管理棟を含む。）、駐車場、

道路等に係る土地のこと。

(ウ) 住宅団地の造成の場合は、住宅用地、調節池、公共用地、道路等に係る土地のこと。

(エ) 砂利・岩石・土採取の場合は、調節池、プラント用地、管理棟用地等に係る土地のこと。

※ 森林率の算定に当たり、開発行為の目的が住宅団地の場合は、次に掲げるものを含めることができます。

(ア) 公園、緑地、広場

(イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン（集合住宅等で共有地であり、その管理体制（管理組合の設置等）が土地分譲の時点から明確に位置付けられている緑地）

(ウ) 緑地帯（歩道等において、緑地部が点在ではなく帯状に明確に設置されているもの）、緑道（ほぼ全面に樹木が植栽され、その間を縫うように利用する歩行者専用道路）

(エ) 法面緑地（道路法面及び外周法面の緑地等）

(オ) その他上記に類するもの

(3) 残置森林率

残置森林率の（ ）は、市町村の水源条例の適用事業及び保安林と一体として開発しようとする場合の基準

開発行為の目的	対象とするもの	残置森林率
別荘地の造成	林齢が 15 年生を超えるもの	$A1 \div A \times 100 \geq 60\%(70\%)$
ゴルフ場の造成	同 上	$A1 \div A \times 100 \geq 40\%(60\%)$
宿泊施設、レジャー施設の設置	同 上	$A1 \div A \times 100 \geq 40\%(70\%)$
太陽光発電設備の設置	同 上	$A1 \div A \times 100 \geq 15\%(25\%)$

(4) 森林率

森林率の（ ）は、市町村の水源条例の適用事業及び保安林と一体として開発しようとする場合の基準

開発行為の目的	対象とするもの	残置森林率
土石等の採掘	森林及び緑地	$(A1+A2+A3+A4) \div A \times 100 \geq 100\%(100\%)$
別荘地の造成	森 林	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 50\%(70\%)$
ゴルフ場の造成	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 50\%(70\%)$
宿泊施設、レジャー施設の設置	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 50\%(70\%)$
工場、事業場の設置	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 25\%(35\%)$
太陽光発電設備の設置	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 25\%(35\%)$
住宅団地の造成	森林及び緑地	$(A1+A2+C3+C4) \div A \times 100 \geq 20\%(30\%)$

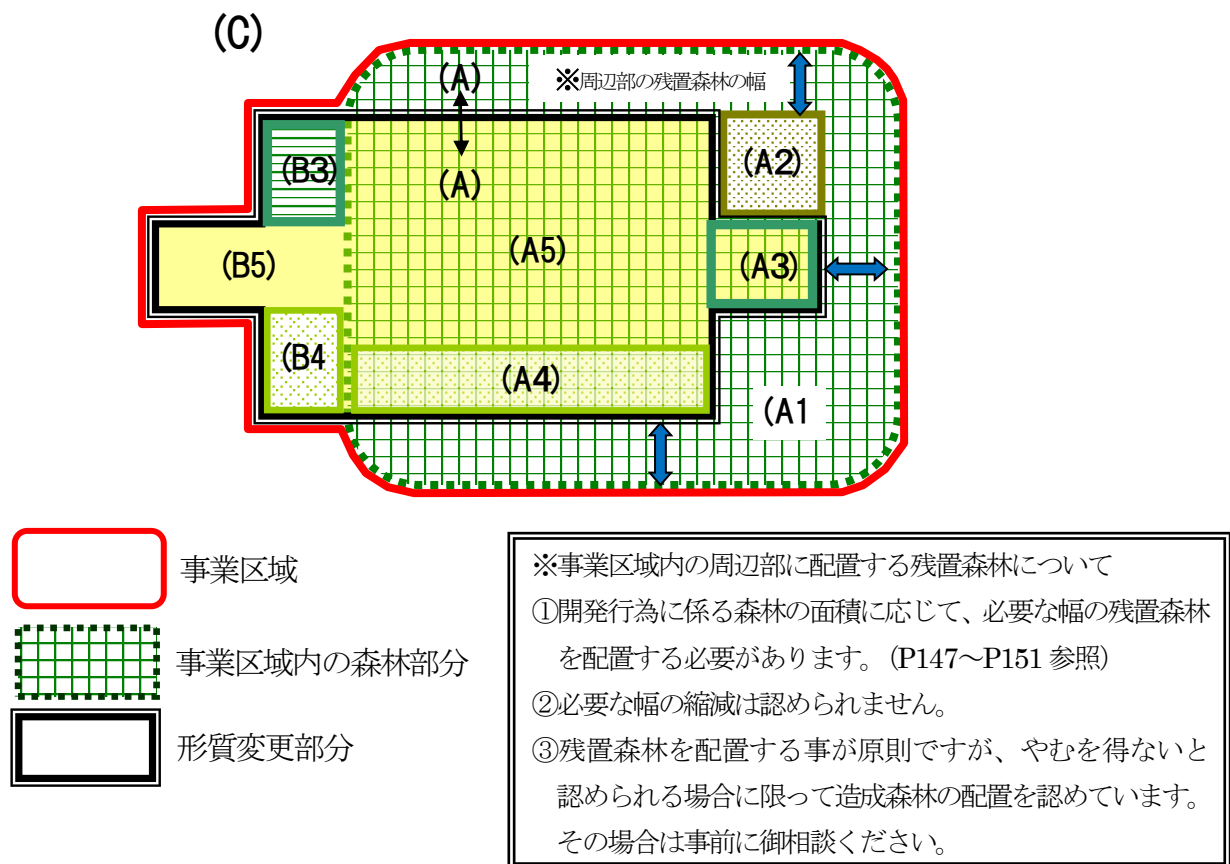
(注 1) 土石等の採掘（砂利・岩石・土採取、残土埋立て、廃棄物最終処分場等）は、森林又は緑地に復元することが求められるため、森林率は原則として 100%になる。

(注2) 開発行為の目的ごとの具体的な施設等は次のとおり (P 1 4 7 表 5 参照)

宿泊施設、レジャー施設の設置：ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する付帯施設 (リゾートマンション、コンドミニウム等所有者が複数となる建築物を含む。)、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設等

工場、事業場の設置：製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設、学校教育施設、病院、発電設備 (太陽光発電設備を除く。) 等、廃棄物処理施設、テニスコート・野球場・ゴルフ練習場 (ゴルフ場と一体となった練習場を除く。) 等の単一目的のスポーツ・レジャー施設等

(5) 参考



C：事業区域

A：事業区域内の森林 (地域森林計画対象民有林)

A1：残置森林 (形質変更せずそのまま残す森林で 15 年生を超える部分)

A2：残置森林 (形質変更せずそのまま残す森林で 15 年生以下の部分)

A3：造成森林 (森林を形質変更後、森林として造成する部分)

A4：造成緑地 (森林を形質変更後、森林造成以外の緑化を行う部分)

A5：事業区域内の森林 (A) のうち形質変更後に森林・緑地以外となる部分

B3：造成森林 (森林以外の土地を形質変更後、森林として造成する部分)

B4：造成緑地 (森林以外の土地を形質変更後、森林造成以外の緑化を行う部分)

B5：森林以外の土地のうち形質変更後に森林・緑地以外となる部分

(6) 開発行為に係る道路の取扱いについて

開発行為に係る道路の区分は、次のとおりです。

区 分	定 義	事業区域の 取扱い
①進入道路	事業区域内の道路施設の一部として事業主が管理するもの	含める
②接続道路	進入道路と接続する公道又は私道で、事業計画の目的達成のために必要な幅員を有するもの ア 既設道路の場合 (ア) 幅員等の構造が事業計画に支障を及ぼさないものであり、かつ、地元の市町村、住民等からの指導・要望等による拡幅等の整備を図るもの (イ) 現状のままで進入道路に接続するもの イ 新設道路の場合 (ア) 事業主が施行するもの (イ) 市町村等が施行するもの	含めない 含める 含めない
③付替道路	既設道路を付け替えるもの	②と同様
④仮設道路	仮設の道路	含める

(7) 事業区域内の赤道の取扱いについて

事業区域内のいわゆる赤道は、原則として事業区域面積に含めませんが、形質変更する場合、進入道路等として利用する場合、赤道の払い下げを受ける場合等、それぞれの事例により取り扱いが異なる場合がありますので、御相談ください。

なお、土石の採取等を行う場合は「公共用財産生産物採取許可」が、その他は「占用許可」等の手続が必要となる場合がありますので、管理する市町村等に御相談ください。

(8) 造成協力地について

他事業で造成協力地（事業区域に隣接した土地の協力を得て、安全確保などのため、一体の土地造成を図るもの）として扱われる区域の林地開発許可制度上の扱いについては、現地の実態を踏まえて判断しますので、あらかじめ御相談ください。

(9) 造成森林について

異なる樹高の苗木を混植する場合の植栽密度は、以下の算定式（樹高別の植栽本数に下表に示す植栽時樹高別係数を掛けた合計値が 10,000/ha 以上になる。）を満たすこと。

$$\text{算定式：} N1 \times 4.0 + N2 \times 5.0 + N3 \times 6.7 + N4 \times 10.0 + N5 \times 11.2 + N6 \times 14.3 + N7 \times 20.0 \geq 10,000 \times \text{植栽面積 (ha)}$$

植栽時 樹 高	1m 未満	1m 以上 2m 未満	2m 以上 3m 未満	3m 以上 4m 未満	4m 以上 5m 未満	5m 以上 7m 未満	7m 以上
植栽本数(本)	N1	N2	N3	N4	N5	N6	N7
係 数	4.0	5.0	6.7	10.0	11.2	14.3	20.0

9 林地開発許可における分譲用地内の森林等の取扱い方針

- この取扱い方針は、林地開発許可における許可基準の運用に当たり、分譲用地内に確保される残置森林等の取扱いについて定めるものです。
なお、賃貸型（賃貸住宅・貸別荘等）及び自己用の用途に供する用地造成については、本方針の適用外とします。
- 分譲用地内に確保される残置森林等は、下表の要件の範囲内で、その面積を「残置森林率」・「森林率」の算定に含めて差し支えないものとします。
（１）基準により確保される残置森林等は、地元市町村への帰属管理を原則としますが、必要と認められる場合には、本方針を適用するものとします。
（２）下表に掲げる用途別用地以外に分譲用地造成については、下表に準じて取り扱うものとします。
- 当該森林等は、「森林の配置」の適用における「林帯」として取り扱うものとして差し支えありません。

残置森林率又は森林率の（ ）は、市町村の水源条例の適用事業の基準

開発行為の 用 途	住宅（定住型）		工場、事業場用地 （分譲型）	企業保養所等 （分譲型）	住宅（非定住型）	
	戸建住宅	共同住宅			共同住宅 （リゾートマンション等）	戸建別荘
適 用 基 準	「住宅団地」 森林率 20%(30%) (造成緑地を含む。)	「住宅団地」 森林率 20%(30%) (造成緑地を含む。)	「工場、事業場」 森林率 25%(35%)	「宿泊、レジャー施設」 残置森林率 40% 森林率 50%(70%)	「宿泊、レジャー施設」 残置森林率 40% 森林率 50%(70%)	「別荘」 残置森林率 60%(70%)
分譲用地内 の森林等の 形 態 等	戸建住宅用地内の森林・緑地については、森林率及び林帯として取り扱わない。 ただし、線引きされた都市計画区域内の開発で、他法令、条例等に基づく市町村との協定により、維持管理等が担保される宅地内緑地は、森林率に算入することができる。	緑地とは、「隣棟間緑地」等の庭園・芝地で緑化された区域とする。	森林については、幅 10 メートル以上の林帯として確保されることが望ましい。	森林については、幅 10 メートル以上の残置森林として確保されることが望ましい。		
森林率等に 算定できる 面 積	宅地 1 区画区域面積の 10% 以内を原則とする。	特に定めない。	分譲用地の区画面積 (C5) の 20% 以内を原則とする。	分譲用地の区域面積 (C5) の 25% 以内を原則とする。	分譲用地の区域面積 (C5) の 25% 以内を原則とする。	分譲用地の区域面積 (C5) の 25% 以内を原則とする。

開発行為の 用 途	住宅（定住型）		工場、事業場用地 （分譲型）	企業保養所等 （分譲型）	住宅（非定住型）	
	戸建住宅	共同住宅			共同住宅 （リゾートマンション等）	戸建別荘
計 画 上 の 留 意 点	森林率に算入する戸建住宅の宅地内緑地は、0.3メートル以上の樹木による生垣緑化を原則とする。（「林地開発許可審査基準」第2章第5の表9の造成森林の植栽本数の基準は適用しない。」	当該用地内に配置された森林等（算定に取り扱うもの）は、土地利用計画平面図等において配置及び内容が確認できるものとし、その実面積を算定するものとする。 また、図示された森林等は、用地内であるものが判別できるものとする。				
森 林 等 の 保 全 に 係 る 具 体 的 担 保 要 件	当該用地内に配置された森林等が適正に保全管理されることが確認できる（十分な担保性が認められる。）ことを必要要件とする。 その具体的な内容として、以下のうち、①及び②の事項の他に2つ以上の該当事項の適用・実施の確認がされることを原則とする。 ※（ ）内は、該当する用地区分 ①残置森林等保全管理の計画書 必須 ②売買契約の条項に担保内容を明記 必須 ③工場立地法（工業用地） ④千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定及び緑化協定（協定の対象となるすべての用地） ⑤リゾート開発事業の適正誘導に関する指導要綱に基づく環境緑化保全協定（指導要綱の適用を受けるすべての用地） ⑥建築基準法に基づく建築協定（建売りされる用地） ⑦都市緑地法に基づく市町村長との協定（すべての用地） ⑧市町村の条例に基づく市町村長との協定（すべての用地） ⑨その他の森林の保全管理に関する市町村長等との協定（すべての用地） ⑩入居者全員で組織する管理組合等による管理（すべての用地） ⑪事業者の設立した管理会社等への委託管理（すべての用地） ⑫その他法令等に基づく森林等の保全（すべての用地）					

備考

- 当該森林等は、完了確認調査の際には、その出来形が確認できるように施行されたものであること。
また、その森林等の範囲を確定した境界杭が設置されていること。
- 「森林率等の算定できる面積」は、森林率等に加算できる比率を定めたものであり、それ以上の森林等の配置（確保）を妨げるものではありません。（ただし、土地利用計画上の森林等として扱わないこと。）
- 算定限度（比率）は、用地面積（C5：森林以外の土地も含む。）に対して定めたものであり、森林率等の算定には、分譲用地面積（C5）のうち事業区域内の森林（A5）に係る森林等の面積のみを加算できるものとします。
- 森林を保安林に指定する場合は、森林率等の算定についてその限度を定めないこととします。
- 担保方法のうち、「②売買契約の条項に担保内容を明記」については、「（１）用地内の「開発不可区域」の面積（数字）を明示（平面図も添付）する。」・「（２）他人に譲渡する場合は、（１）の基準を遵守するようその契約条項に明記する。」等の内容を契約条項に明記することとします。

10 林地開発許可制度と文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査に係る取扱いについて

- (1) 森林法第10条の2第1項の規定による林地開発許可の対象となる事業計画について、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の調査が実施される場合は、あらかじめ埋蔵文化財調査主体者が林地開発許可関係機関に事前協議を行うものとします。
- (2) 森林法に基づく林地開発許可等に係る埋蔵文化財に関して、その適正な調査方法及び必要となる手続き等について、以下のとおり定めるものとします。
 - ア 「林地開発行為予定地における埋蔵文化財調査の取扱い方針」(別紙1のとおり)
 - イ 「林地開発許可に係る埋蔵文化財調査の事務処理フロー図」(別紙2のとおり)

林地開発行為予定地における埋蔵文化財調査の取扱い方針

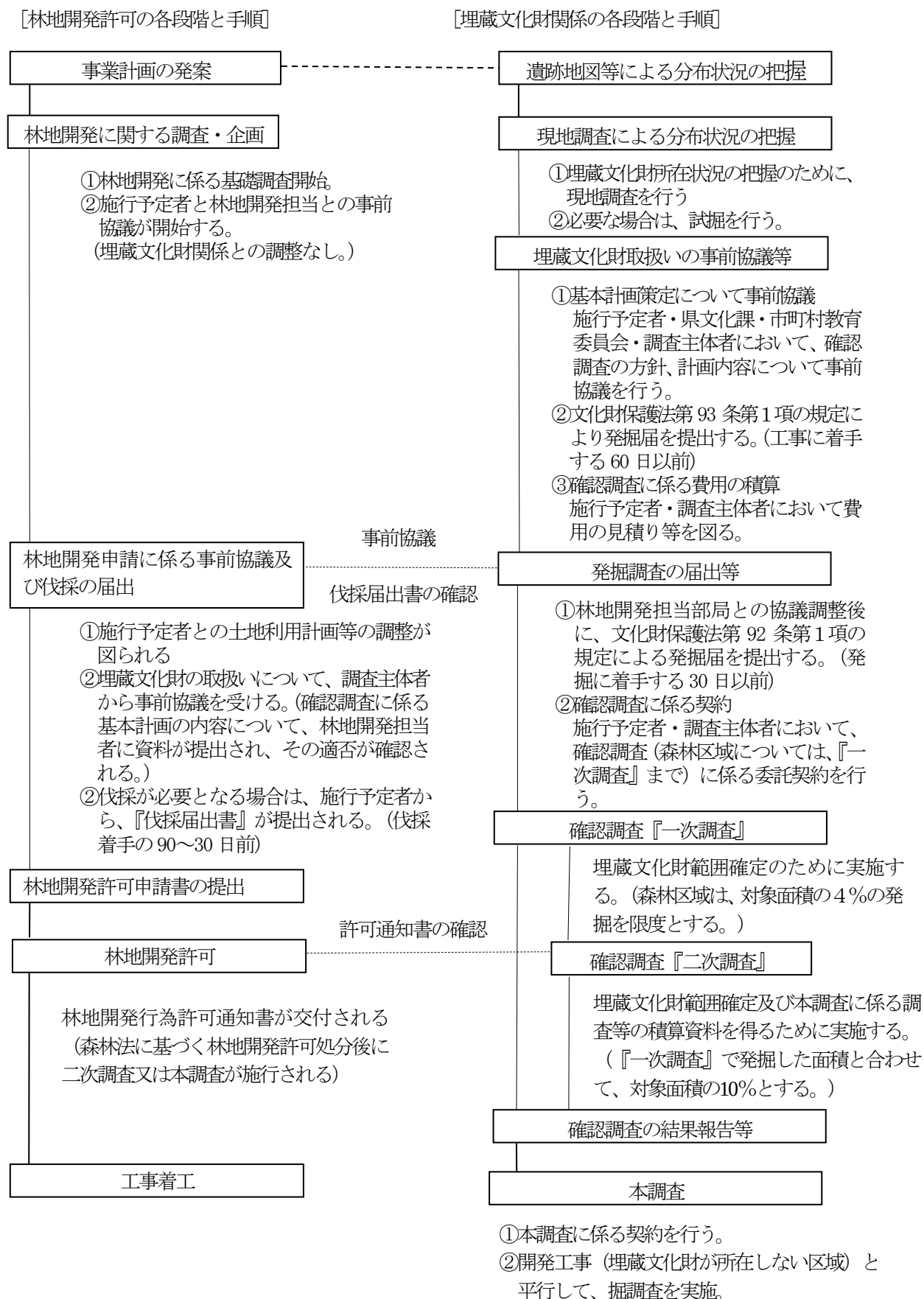
この取扱い方針は、森林法第10条の2の規定による林地開発許可に係る事業計画（1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える地域森林計画対象民有林の開発）区域内における、埋蔵文化財の適正な調査方法及び必要となる手続きを明確にするものである。

区 分	調査目的	調査方法	条 件	時 期	調査前に必要な手続き等
(現地調査) 試 掘	・埋蔵文化財の有無を確認するための調査	・事業区域内において、地形等の状況を判断し、面積が4㎡以内のグリッドで、区域面積の1%以内を発掘する。 ※備考1	① 樹木の伐採は行わない。 ② 作業は、人力により行う。 ③ 調査後は、原則として埋め戻しを行う。	・事業計画について、林務担当と協議開始後 ※備考2	・なし
確認調査	・遺跡の性格・内容を確認し、遺跡保存の資料を得るための調査 ・埋蔵文化財が確認された場合に、本調査を実施する範囲を確定するための調査	・埋蔵文化財の確認された区域内において、原則として面積が4㎡以内のグリッド等で一次調査を行い、必要に応じて二次調査まで行う。 ① 区域面積の4%以内の発掘調査を『一次調査』とする。 ② 区域面積の4%を超える発掘調査を『二次調査』とする。 (二次調査は、遺跡の性格・地域性などにより、遺跡捕捉率の必要性が求められる場合等を実施する。)	① 調査範囲は残置森林予定地以外の区域に限定する。 ② 発掘・測量作業における支障木の伐採が必要最小限とし、上層木の伐採は原則として行わない。※備考3 ③ 作業は、人力により行う。 ④ 調査後は、必要に応じて埋め戻し・植栽を行う。 ⑤ 上記①～④は、『一次調査』に適用する。『二次調査』については、本調査欄の条件(①・②)を適用する。	・事業計画について、林務担当と協議が行われ土地利用計画等の調整終了後	・『一次調査前』※備考4 調査内容について、林業事務所(支所)と協議する。(調査計画の資料提出) 必要に応じて、森林法に基づく伐採の届出(伐採届出書の受理) ・『二次調査前』※備考5 森林法に基づく林地開発許可
本 調 査	・埋蔵文化財を記録保存するための調査	・確認調査によって確定した区域の全面について調査を行う。	① 調査範囲は、林地開発許可における残置森林予定地以外の区域とする。 ② 発掘調査に伴う残土等は、残置森林予定地以外の区域に処分する。	・事業計画について、林地開発許可処分後	・森林法に基づく林地開発許可

備考

- 1 取扱い方針の適用範囲は当該森林区域内とし、「区域面積」とは調査区域内の森林区域面積とする。
- 2 開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上の事業計画は、森林課及び林業事務所(支所)との協議開始後とする。
また、開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール未満の事業計画は、林業事務所(支所)との協議開始後とする。
- 3 測量杭、グリッド等の設置は、樹木の保存を優先し適宜回避する。
- 4 確認調査の『一次調査』を行うに際して、調査主体者(文化財センター又は調査会等)は、事前に林業事務所(支所)に協議する。(土地利用計画等の調査状況の確認・「位置図、調査区域図、調査計画概要説明書」の提出・伐採届の必要性)
- 5 確認調査の『二次調査』及び本調査を行うに際して、調査主体者は、事業者に交付される「林地開発許可通知書」により確認する。
- 6 上記の調査方法・条件等による施行が困難となり、かつ、やむを得ないと判断される事業の取扱いについては、森林課と文化財課が協議の上、個々に定めるものとする。

林地開発許可に係る埋蔵文化財調査の事務処理フロー図



第2 許可申請（連絡調整）に必要な図書

番号	図 書 名	岩石等	埋立て等	その他	連絡調整	摘 要
1	林地開発許可申請書	○	○	○		法規則第4条
1-2	（許可制の適用のない開発行為に係る協議書）				○	指導指針第24条第1項（別記第10号様式）
2	位置図	○	○	○	○	法細則第2条第1項
3	区域図	○	○	○	○	同 第2項
4	事業計画概要説明書	○	○	○	○	法細則第2条第3項第1号（別記第1号様式）
5	土地利用計画明細書	○	○	○	○	同 第2号（別記第2号様式）
6	土地利用計画平面図	○	○	○	○	同 第3号
7	森林調書	○	○	○	○	同 第4号（別記第3号様式）
8	求積図	○	○	○	○	同 第5号
9	防災施設等計画平面図	○	○	○	○	同 第6号
10	切土盛土計画平面図	○	○	○	○	同 第7号
11	計画縦横断面図	○	○	○	○	同 第8号
12	土量計算書	○	○	○	○	同 第9号
13	流域現況図	○	○	○	○	同 第10号
14	排水施設計画平面図	○	○	○	○	同 第11号
15	防災施設等設計図	○	○	○	○	同 第12号
16	防災施設等設計根拠資料	○	○	○	○	同 第13号
17	緑化計画書	○	○	○	○	同 第14号（別記第4号様式）
18	森林現況図	○	○	○	▲	同 第15号
19	緑化計画図	○	○	○	○	同 第16号
20	緑化仕様図	○	○	○	▲	同 第17号
21	残置森林等の保全管理計画書 （別添その1）残置森林等の明細書 （別添その2）残置森林等の保全管理調書	○	○	○	—	同 第18号（別記第5号様式）
22	工程表	○	—	○	○	同 第19号（別記第6号様式）
23	施工計画書（工程表を含む）	○	○	○	○	同 第20号
24	中期事業計画書	○	—	—	—	同 第22号（別記第7号様式）
25	防災施設等の維持管理計画書	○	○	○	○	同 第21号
26	建築物その他の構造物の概要図	—	—	○	—	同 第23号
27	地番一覧表（事業区域内）	○	○	○	○	同 第24号（別記第8号様式）
28	公図集合図	○	○	○	○	同 第25号
29	開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類	○	○	○	—	法細則第2条第9項
30	資金計画書	—	○	○	—	法細則第2条第3項第26号（別記第9号様式）
31	工事施工者の能力に関する書類	—	○	○	—	同 第27号
32	宣誓書	○	○	○	—	同 第28号（別記第10号様式）
33	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○	同 第29号
34	林地開発行為同意書	○	○	○	—	法細則第2条第8項第1号（別記第11号様式）
35	印鑑登録証明書	○	○	○	—	同 第2号
36	土地の登記事項証明書（事業区域内）	○	○	○	—	同 第3号
37	開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分に係る申請の状況を記載した書類	○	○	○	○	法規則第4条第5号

- 「○」は必要な図書、「—」は省略可の図書、「▲」は大規模（開発行為に係る森林の面積が10ha以上の開発）の場合を除き省略可の図書
- 「岩石等」は、砂利の採取、岩石の採取又は土の採取を目的とした開発行為
- 「埋立て等」は、土砂等の埋立て等を目的とした開発行為
- 「その他」は、上記2及び3に該当しない開発行為（「連絡調整」を除く）
- 「連絡調整」は、許可制の適用のない開発行為
- 5から8の図書は、土石の採取、残土の埋立等事業完了後に森林に復元するもの場合は、施工中の計画及び施工後の計画を別葉とする。
- 正本に添付する図書は原本とする。

1 林地開發許可申請書（法施行規則第4条）

林地開發許可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者 住所 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあっては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市	町・村	字	番	ほか	筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ヘクタール					
開発行為の目的	()					
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日			
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日			
開発行為の施行体制	_____					
備 考						

1－2 許可制の適用のない開発行為に係る協議書（行政指導指針第24条第1項）

別記第10号様式

許可制の適用のない開発行為に係る協議書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所 氏名 { 法人にあっては、名称
 及び代表者の氏名 } ④

次のとおり開発行為をしたいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第24条第1項の規定により協議します。

開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番地 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ha
開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）
開発行為の 着手予定年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日
備 考	

(林地開発許可申請書、許可制の適用のない開発行為に係る協議書共通)

記載方法

- ① 「申請年月日」について
ア 必ず記載すること。
- ② 「申請者（許可制の適用のない開発行為に係る施行者）」について
ア 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
イ 共同で開発行為を行う場合は、連名で申請すること。
- ③ 「開発行為に係る森林の所在場所」について
ア 開発行為に係る森林の代表地番及び筆数を記載すること。
- ④ 「開発行為に係る森林の面積」について
ア 開発行為に係る森林の面積は、土地利用計画明細書（法施行細則別記第2号様式）及び森林調書（法施行細則別記第3号様式）のA3+A4+A5に一致させること。
イ 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数第4位まで記載すること。
- ⑤ 「開発行為の目的」について
ア 「V 開発行為の一般的要件及び許可基準等」の表5（P147）にある目的を記載の上、具体的な事業内容又は事業の名称を簡潔に括弧書きすること。
- ⑥ 「開発行為の着手予定年月日」について
ア 着手予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合、林地開発許可申請の場合は「許可の日から」、許可制の適用のない開発行為に係る協議の場合は「協議が終了した日から」とすること。
- ⑦ 「開発行為の完了予定年月日」について
ア 申請（協議）時点において、開発を完了させるのに妥当と想定される年月日を記載すること。
- ⑧ 「開発行為の施行体制」について
ア 工事施工者を「事業計画概要説明書」に記載すること。
- ⑨ 「備考」について
ア 行政指導指針に基づく申請の事前手続きを行っている場合には、当該手続きの状況（同指針第6条の規定による林地開発行為事前協議終了の日付等）を記載すること。
イ 他法令等の許認可等の状況を記載すること。

留意事項

- ① 測 量
ア 面積算定、計画縦横断面図作成等は実測とし、現地に確認、復元等のための杭等の表示があること。

2 位置図（法施行細則第2条第1項）

明示事項

- ① 開発行為の目的となる事業の区域（専ら道路の開発の場合は線形）
- ② 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 国土地理院発行の市販の地図等を使用すること。
- ② 縮尺は、1/25,000以上とすること。
- ③ 事業区域を赤線で表示すること。
- ④ 線形を記載する場合は、開発行為を行う起点と終点を明示すること。

3 区域図（法施行細則第2条第2項）

明示事項

- ① 開発行為の目的となる事業の区域
- ② 開発行為に係る森林の土地の区域
- ③ 事業区域及びその隣接する地域における市町村の名称及び境界、市町村の区域内の町又は字の名称及び境界並びに土地の地番及び筆界
- ④ 事業区域及びその隣接する地域における地形、住宅、農地及び道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設
- ⑤ 森林法又は他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称
- ⑥ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
- ⑦ 事業区域に次の表に掲げる区域が含まれる場合には、その区域

表 災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
災害危険区域	建築基準法（昭和25年法律第201号）
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

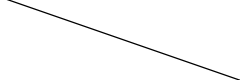
留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 事業区域を赤線で表示すること。
- ③ 上記明示事項の②及び⑤は、淡色に塗り分けること。
- ④ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ⑤ 上記明示事項の⑤の土地利用制限の区域は、「VI 他法令等による土地保全の指定区域等」を参照のこと。

なお、当該区域は、事業区域・周辺区域双方に明示すること（保安林、地すべり防止区域、道路、農地、墓地等）。

別記第1号様式

事業計画 の 基本方針						
事業区域等 等の面積	面 積	事 業 区 域	C	ha		
		事 業 区 域 内 の 森 林	A	ha		
		開 発 区 域	A 3 + A 4 + A 5	ha		
事業区域内の森林 の 内 容	面 積	残 置 森 林	A 1 + A 2	ha		
			A 1	ha		
		造 成 森 林	A 3	ha		
		造 成 緑 地	A 4	ha		
	残置森林率 . %		森林率 . %			
施設計画	ゴ ル フ 場 : ホール数 H ・ コースの総延長 m 住 宅 ・ 別 荘 : 戸数 戸 ・ 人口 人 1区画当たりの面積 m ² /戸 砂利・岩石・土採取：採掘量 m ³ 建設発生土埋立て：埋立量 m ³ そ の 他 :					
事業区域 の地形・ 地質・森 林の現況	地況	標 高 : m ~ m 平均傾斜度 : 度 地形の特徴 :	地質時代 : 基 岩 名 : 土 壌 名 :			
	林況	針 葉 樹 : ha (%) 広 葉 樹 : ha (%) 無立木地等 : ha (%) 合計（事業区域内的の森林） ha (%) うち15年生以下の若齢林 ha (%)	特記すべき森林の内容			

周 辺 地 域 に お け る ・住 宅 ・農 地 ・道 路 ・その他の施設 の状況	住 宅 : 戸 (隣接距離 m) 公 共 施 設 名 : (隣接距離 m) 地下水使用住宅 : 戸 (隣接距離 m) 取 水 施 設 名 : (隣接距離 m) 水 源 依 存 農 地 : ha (隣接距離 m) 道路名 (国道、県道、市町村道等) : (接続道路 幅員 m) 雨水排水に係る下流の河川名・水路施設 : その他 :						
	事業区域内の 用地買収等の 状 況		筆 数		面 積		
			全 体	森 林	全 体	森 林	
			自 己 所 有	筆	筆	ha	ha
			賃 借 権 等	筆	筆	ha	ha
			未買収・未契約	筆	筆	ha	ha
計	筆	筆	ha	ha			
開発行為により 影響を受ける者 の 同 意 等	著しく開発行為の影響を受ける者 (水利組合、土地改良区等) の名称及びその者の同意又はその者との協議の有無						
工区・区分等の 内 容	工区名・団地・目的区分						
工 事 施 工 者	住 所 氏 名 (名 称)	(電話番号)					
	(代表者氏名)						
現 場 責 任 者	住 所	(電話番号)					
	氏 名						
他 法 令 等 の 許 認 可 の 状 況							

調 節 池	1 下流許容放流量： 2 設計雨量強度式： (年確率降雨) 3 集 水 面 積： 4 調 節 容 量： 5 農 業 用 水 量： 6 調節池箇所数： 7 余水吐流下能力： 8 構 造 の 概 要：	流出係数： 到達時間： ha m^3 m^3 m^3	堆砂量： その他： m^3 m^3
浸 透 池	1 設計雨量強度式： (年確率降雨) 2 土壤の飽和浸透係数： 3 設 計 浸 透 量： 4 設 計 浸 透 強 度： 5 浸 透 池 箇 所 数： 6 浸 透 池 の 構 造：容量 深さ	m/hr m^3/hr mm/hr m^3 m	底面積 m^2
沈 殿 池	1 処 理 水 量： 2 沈殿池箇所数： 3 沈殿池の構造：長さ 深さ	m^3/hr m 幅 m 深さ m	
事業区域内に 計 画 す る 森林等の内容	1 事業区域内（周辺部、ホール間、団地間等）の残置森林幅： 2 事業区域内（周辺部、ホール間、団地間等）の森林幅： 3 表土 確保場所： 復元方法： 4 造成森林の計画内容 植栽時樹高： 植 栽 密 度： 樹 種： 植 栽 方 法： 5 造成緑地の計画内容	m m m 本/ha	
残置森林等の 保 全 管 理	1 協定等の名称と根拠規定等 2 残置森林等の保全管理計画書		

注 事業区域等の面積、事業区域内の森林の内容及び事業区域内の用地買収等の状況欄の各面積については、土地利用計画明細書に記載した面積を記載すること。

記載方法

- ① 「事業計画の基本方針」について
ア 計画に当たっての基本的な考え方、地元住民や地域の産業に与える影響、市町村の意向等を記載すること。
- ② 「事業区域等の面積」、「事業区域内の森林の内容」について
ア 事業区域内の土地の定義（A1、A2、B、C等）は、「8 林地開発許可制度で使われる用語の意味」（P22）を参照すること。
イ 面積は、実測として単位はヘクタールとし、小数第4位まで記載すること。
ウ 「残置森林率」及び「森林率」について、単位はパーセントとし、少数第1位（小数第2位を切り捨て）まで記載すること。
- ③ 「施設計画」について
ア 主要な施設の名称及び数量を記載すること。
- ④ 「事業区域内の用地買収等の状況」について
ア 筆数及び面積の「全体」には、事業区域の全ての筆数及び面積を記載し、「森林」には、事業区域内の森林の筆数と面積を記載すること。
- ⑤ 「他法令等の許認可の状況」について
ア 関係する法令について、「該当無し」、「許可済」、「申請済」等を記載すること。
(他法令の例)
採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、市町村が制定した残土条例、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例、市町村が制定した水源の保護条例、都市計画法、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例、宅地造成及び特定盛土等規制法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、農地法、道路法、千葉県公有財産管理規則、千葉県環境影響評価条例、千葉県環境保全条例、自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法
- ⑥ 「土工量」について
ア 残土量は、 $(残土量) = (切土量) - (盛土量)$

5 土地利用計画（変更）明細書（法施行細則第2条第3項第2号）

別記第2号様式

土 地 利 用 計 画 明 細 書

土 地 の 現 況			土 地 利 用 計 画 内 訳 (ha)								
区 分	面 積 (ha)	比 率 (%)	残置森林 (15年生超)	残置森林 (15年生以下)	造 成 森 林	造 成 緑 地	そ の 他 の 土 地				備 考
事業区域内の森林	A		A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 5	A 5	A 5	
農 地	B				B 3	B 4	B 5	B 5	B 5	B 5	
宅 地	B				B 3	B 4	B 5	B 5	B 5	B 5	
そ の 他	B				B 3	B 4	B 5	B 5	B 5	B 5	
事 業 区 域	C=(A+B)		C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 5	C 5	C 5	
森 林 率	(開発行為の目的)		(A 1 +A 2 +・・・) ÷ A×100＝ . %								
残 置 森 林 率			A 1 ÷ A×100＝ . %								

注

- 1 事業区域内の森林は、森林法第5条に規定する地域森林計画により確認すること。
- 2 Aの土地利用計画の内訳をA 1～A 5欄に、またBの土地利用計画の内訳をB 3～B 5欄に記載すること。また、面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第5位を切り捨てて記載すること。
- 3 残置森林は、A 1欄（15年生を超える森林）とA 2欄（15年生以下の若齢林の森林）に区分して記載すること。ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発行為の目的の場合にあっては区分を要しないものとし、A 1欄に総面積を記載すること。
- 4 森林率及び残置森林率は、小数点以下第2位を切り捨てて記載すること。森林率を求める際の計算式の分子は、別荘、ゴルフ場、宿泊施設、レジャー施設、工場及び事業場の場合にあってはA 1 + A 2 + A 3とし、住宅団地の場合にあってはA 1 + A 2 + C 3 + C 4とし、砂利・岩石・土採取及び建設発生土埋立ての場合にあってはA 1 + A 2 + A 3 + A 4とし、開発行為の目的の態様や周辺における土地利用の実態から判断してやむを得ないと認める場合にあってはA 1 + A 2 + C 3として、それぞれの数字を算定した結果を記載すること。残置森林率は、開発行為の目的が別荘、ゴルフ場、宿泊施設及びレジャー施設である場合のみ記載すること。
- 5 事業区域については、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあっては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合にあっては20ha以下とする。）、③複合開発における目的別の区分（適用基準の異なる開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、事業区域全体の土地利用計画明細書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の土地利用計画明細書を作成すること。
- 6 一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。

記載方法

① 「土地の現況」について

- ア 「事業区域内の森林」は、県ホームページ「ちば情報マップ」の森林計画図により確認してください。
- イ 「農地」及び「宅地」は現況主義であり、地目の田・畑・宅地とは、必ずしも一致しないことがあります。また、「宅地」には事業場用地が含まれます。
- ウ 「その他」は、墓地、水路、池、道路等、事業区域内の森林、農地、宅地以外の全ての土地のことを言います。

② 「土地利用計画内訳」について

- ア 事業区域内の土地の定義（A1、A2、B、C等）は、「林地開発許可制度で使われる用語の意味」（P22）を参照すること。
- イ 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数第4位まで記載すること。
- ウ 「残置森林」の面積は、A1（現況が15年生を超える森林）とA2（現況が15年生以下の若齢林の森林）に区分すること。
ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあつては区分を要しない。（A1の欄に総面積を記載する。）

エ 「その他の土地」とは、森林又は農地等で土地利用計画上、土地を形質変更した後、に植生回復を行わない土地のことである。「その他の土地」の空白欄には、用途別に土地を区分して記載すること。

- ・住宅団地造成の場合は、住宅用地、調節池、公益用地、道路その他に区分すること。
- ・砂利、岩石、土採取等の場合は、採取地、調節池（浸透池）、プラント用地、管理棟用地及びその他に区分すること。

③ 「森林率（住宅団地の場合は緑地率）」、「残置森林率」について

単位はパーセント、小数第1位（小数第2位を切り捨て）まで記載すること。

「森林率」又は「残置森林率」を求めるときの分子は、「林地開発許可制度で使われる用語の意味」の（3）残置森林率、（4）森林率（P23）を参照してください。

なお、「残置森林率」は、開発行為の目的が、別荘地の造成、ゴルフ場の造成、宿泊施設、レジャー施設の設置及び太陽光発電設備の設置の場合だけ記入すること。

④ 「事業区域」について

「工区区分」、「複合開発による目的別区分（適用基準の異なる開発目的別の区域）」を計画する場合は、事業区域全体の土地利用計画明細書を「全体区域」として、更にその内訳として各工区・各目的別の土地利用計画明細書を添付すること。

留意事項

- ① 砂利、岩石、土採取、残土埋立てなど、申請に係る林地開発行為の目的が一時転用の場合の土地利用計画明細書については、施工中と施工後をそれぞれ別葉とすること。
- ② 変更計画の場合は、変更部分について、現行と変更後の二段書きとし、変更後を上段朱書とすること。

6 土地利用計画平面図（法施行細則第2条第3項第3号）

明示事項

- ① 事業区域及び工区分
- ② 開発行為に係る森林の土地の区域
 - ア 造成森林（土地利用計画明細書A3）
 - イ 造成緑地（土地利用計画明細書A4）
 - ウ その他の土地（土地利用計画明細書A5）
- ③ 残置森林の区域（土地利用計画明細書A1・A2）
- ④ 上記②のア及びイ以外の造成森林（土地利用計画明細書B3）、造成緑地（土地利用計画明細書B4）、その他の土地（土地利用計画明細書B5）
- ⑤ 施設又は工作物の位置及び形状（計画高、用途等含む）
- ⑥ 斜面の傾斜方向、小段位置その他土地利用に関する計画等
- ⑦ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること（等高線が鮮明に判読できるもの）。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 図面に表示するときは、次により淡色に塗り分けること。
 - A1…緑色
 - A2…橙色
 - A3…黄緑色
 - A4…黄色
 - B3…黄緑色＋黒ドット
 - B4…黄色＋黒ドット
 - A5・B5…区分ごとに着色すること（色指定なし、B5は黒ドットとすること）。ただし、残置森林率の適用がない開発行為は、A1・A2の区分を要しない。
- ⑥ 一時転用の場合は、施工中と施工後における計画平面図を別葉として作成すること。
- ⑦ 施工後の計画平面図においては、土地を形質変更した区域の施行前の土地の形状（等高線等）を表示しないこと。

7 森林調書（法施行細則第2条第3項第4号）

別記第3号様式

森 林 調 書

No.															
番号	森 林 の 所 在 場 所				土 地 利 用 計 画 内 訳 (ha)										A 1 + A 2 + A 3 + A 4 + A 5 計
	市町村	大 字	字	地 番	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5						
					残 置 森 林 (15年生超)	残 置 森 林 (15年生以下)	造成森林	造成緑地	そ の 他 の 土 地 利 用						
					ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
計															

番号	A 1 残置森林 (15年生超)				A 2 残置森林 (15年生以下)				A 3 + A 4 + A 5 伐採					A 3 造成森林			A 4 造成緑地
	林種	樹種名	樹高	本数	林種	樹種名	樹高	本数	林種	伐採方法	樹種名	樹高	本数	樹種名	樹高	本数	
計																	

- 注
- 1 残置森林は、A 1 欄（15年生を超える森林）と A 2 欄（15年生以下の若齢林の森林）に区分して記載すること。ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発行為の目的の場合にあつては区分を要しないこととし、A 1 欄に総面積を記載すること。
- 2 事業区域について、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあつては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合は20ha以下とする。）、③複合開発による目的別の区分（適用基準の異なる開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、事業区域全体の森林調書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の森林調書を作成すること。
- 3 一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。

記載方法

① 「(A1) 残置森林、(A2) 残置森林」について

ア 林種は、次の林種名又はコードを用いて記載すること。

	林 種	コ ー ド
立 木 地	人 工 林	J
	天 然 林	T
	竹 林	B
無立木 地	伐採跡地	A
	未立木地	M
	更新困難地	K

イ 樹種名は、次の樹種名又はコードを用いて記載すること。

樹 種 名	コード	樹 種 名	コード
ス ギ	0 1	その他針葉樹	1 7
ヒ ノ キ	0 2	ク ヌ ギ	2 4
サ ワ ラ	0 3	その他広葉樹	3 8
アカマツ	0 4	竹	4 0
クロマツ	0 5		

(無立木地の場合は、樹種名欄に横線「—」を引くこと。)

ウ 樹高は、次の数字又はコードを用いて記載すること。

樹 高	コード
5m未満	①
5m以上10m未満	②
10m以上	③

(無立木地の場合は、樹高欄に横線「—」を引くこと。)

エ 樹種名、樹高及び本数は、地番ごとに記載することを原則とします。これが困難な場合は、計画植生図にブロック別に分けて記載すること。

② 「(A3+A4+A5) 伐採」について

ア 林種は、①のアに準ずること。

イ 伐採方法は、次の伐採方法名又はコードを用いて記載すること。

伐 採 方 法	コード
皆 伐	K
択 伐	T
その他	O

ウ 樹種名及び樹高は、①のイ及びウに準ずること。

③ 「(A3) 造成森林」について

ア 樹種名は、個別の樹種を記載すること。

イ 樹高は、実際の樹高又はコードを用いて記載すること。

植栽時樹高	コード
1 m未満	1 0 0
1 m以上 2 m未満	1 0 1
2 m以上 3 m未満	1 0 2
3 m以上 4 m未満	1 0 3
4 m以上 5 m未満	1 0 4
5 m以上 7 m未満	1 0 5
7 m以上	1 0 7

④ 「(A4) 造成緑地」について

ア 次の緑地名又はコードを用いて記載すること。

緑 地 名	コード
公園・緑地、広場	K
隣棟間緑地、コモン・ガーデン	R
緑地帯、緑道	M
法面緑地	N
芝生（平坦地）	S
その他上記に類するもの	T

留意事項

- ① 森林調書には、事業区域内の森林の全てを記載すること。
- ② 残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあつては、A1・A2の区分は必要ありません。（A1欄に総面積等を記載すること。）
- ③ 砂利、岩石、土採取、残土埋立て等施工後に森林に戻す場合（一時転用）は、施工中と施工後の森林調書を別葉にして作成すること。
ただし、施工中は「造成森林」「造成緑地」、施工後は「伐採」の記載は不要です。
- ④ 事業区域について
工区分、又は複合開発による目的別区分（適用基準の異なる開発目的別の区域）を計画する場合は、土地利用計画明細書と同様に、事業区域全体の森林調書を「全体区域」として、更にその内訳として各工区・各目的別の森林調書を添付すること。
- ⑤ 調書が2葉以上になる場合は、各葉に小計の欄を最終葉に計の欄を設けること。

8 求積図（法施行細則第2条第3項第5号）

明示事項

- ① 事業区域及び工区分
- ② 事業区域内の土地の地積、地番及び筆界
- ③ 事業区域に隣接する土地の地積、地番及び筆界のうち必要なもの
- ④ 残置森林、造成森林、造成緑地、その他の土地の区域及び地積（例：A1、B1）
- ⑤ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ③ 上記明示事項の④は、「6 土地利用計画平面図」の「留意事項」⑤（P43）に準じて淡色に塗り分けること。
- ④ なお、残置森林率の基準の適用を受けない開発目的にあつては、A1・A2の区分を要しない。（A1として表記する。）
- ⑤ 一時転用の場合は、施工中と施工後における求積図を別様として作成すること。

9 防災施設等計画平面図（法施行細則第2条第3項第6号）

明示事項

- ① 事業区域及び工区分
- ② 防災施設及びその他施設（道路、建築物等）の位置、用途及び形状
- ③ 計画縦横断面図と照合できるよう縦横断の位置
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
- ⑤ 仮設防災施設等の位置、用途及び形状等

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 標高差5メートル以内の等高線を示すこと。
- ⑥ 防災施設等とは、擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池のことをいう。
- ⑦ 法面、防災施設等には、計画断面図や防災施設等の設計図と照合できるように番号を付すこと。
- ⑧ 防災施設等と仮設防災施設等の記載が煩雑になる場合は、別葉として作成すること。

1 0 切土盛土計画平面図（法施行細則第2条第3項第7号）

明示事項

- ① 事業区域及び工区分
- ② 施設用地の形状、計画高及び施設の形状、用途等
- ③ 斜面の傾斜方向、小段位置等
- ④ 計画縦横断面図と照合できるよう縦横断の位置
- ⑤ 切土又は盛土の形態別の施工に係る区域、土量、工法並びに土の運搬方向
- ⑥ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること（等高線が鮮明に判読できるもの）。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 切土部分は黄色、盛土部分は赤色に塗り分けること。
- ⑥ 事業区域が10ヘクタール未満の場合は、土の運搬方向を示す必要はない。

1 1 計画縦横断面図（法施行細則第2条第3項第8号）

明示事項

- ① 切土又は盛土をする前後の土地の形状、寸法、高さ、勾配及び土質
- ② 施工前の地盤線及び土質
- ③ 事業区域及び残置森林の境界
- ④ 法面保護の方法
- ⑤ 防災施設とその他施設の位置及び形状（地下埋設部分を含む。）
- ⑥ 縮尺、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、任意とします。
- ② 実測図とすること。
- ③ 切土、盛土のそれぞれの箇所ごとに適切な配置で断面図を作成すること。
また、法面又は法面に近接して防災施設及びその他施設を設置する場合は、必ず断面図を作成すること。
- ④ 計画断面図には、防災施設等の計画平面図及び設計図と照合できるように番号を付すこと。
- ⑤ 切土部分は黄色、盛土部分は赤色に塗り分けること。
- ⑥ 必要に応じて土質調査報告書を別途作成すること。

1 2 土量計算書（法施行細則第2条第3項第9号）

明示事項

- ① 計算式

留意事項

- ① 単位は、原則千 m^3 とすること（実態に応じて m^3 でも可）。

1 3 流域現況図（法施行細則第2条第3項第10号）

明示事項

- ① 事業区域及び工区区分
- ② 流域の地形及び土地利用の実態
- ③ 事業区域から海に至るまでの河川等の状況、名称及び管理者名
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は任意とする。
- ② 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。

1 4 排水施設計画平面図（法施行細則第2条第3項第11号）

明示事項

- ① 事業区域及び工区区分
- ② 排水施設ごとの集水区域の境界及び面積
- ③ 排水施設（排水路、調節池、えん堤等）の位置、種類、形状、材質、規格（内のり寸法）、勾配、水の流水方向、放流口の位置及び放流先の名称（区域外排水も含め、その接続状況）
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
- ⑤ 仮設排水施設の位置、種類、形状、材質等

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 標高差5メートル以内の等高線を示すこと。
- ⑥ 排水区域については、可能な限り区域外も明示すること。
- ⑦ 各集水区域を淡色に塗り分けること。
- ⑧ 防災施設等設計図と照合できるように番号を付すこと。
- ⑨ 事業区域が10ヘクタール未満の場合は、「防災施設等計画平面図」と共通（1枚の図面）にすることができます。
- ⑩ 材料等については、「防災施設等設計図」に記載する場合は、省略できます。
- ⑪ 防災施設等と仮設防災施設等の記載が煩雑になる場合は、別葉として作成すること。

1 5 防災施設等設計図（法施行細則第2条第3項第12号）

明示事項

- ① 施設の規格、寸法、勾配、材料及び名称
- ② 施設等の設置箇所に係る地盤線及び土質
- ③ 滞水及び堆砂に係る区域の範囲
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
- ⑤ 仮設防災施設等の規格、寸法、勾配、材料及び名称等

留意事項

- ① 縮尺は、任意とします。
- ② 構造図については、原則として平面、断面、正面の各図を作成すること。
- ③ 防災施設等とは、擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池のことをいう。
- ④ 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図を添付すること。
- ⑤ 鉄筋コンクリート構造物については、配筋図を作成すること。
- ⑥ 防災施設等平面図、排水施設計画平面図及び計画縦横断面図と照合できるように番号を付すこと。
- ⑦ 必要に応じて土質調査報告書を別途作成すること。

1 6 防災施設等設計根拠資料（法施行細則第2条第3項第13号）

明示事項

- ① 防災施設等の構造及び規格に係る計算書
- ② 擁壁、えん堤及び盛土に係る安定計算書
- ③ 排水路及び導水路に係る流量計算書
- ④ えん堤及び調節池に係る洪水調節容量計算書
- ⑤ その他の防災施設等（仮設の防災施設等を設置する場合にあつては、当該仮設の防災施設等を含む。）の設計の根拠となった基礎資料（浸透池及び沈殿池の計算書等）

留意事項

- ① 住宅、道路、公共施設等に近接する法面及び擁壁については、原則として安定計算をすること。
- ② 国土交通省制定の「土木構造物標準設計」、林業土木コンサルタント刊行の「林業土木構造物標準設計」及び（社）全国防災協会刊行の「災害復旧工事の設計要領」に定めるよう壁等については、原則として安定計算等を必要としない。
ただし、図面上にその旨記載すること。
- ③ 計算基礎資料には、防災施設等設計図と照合できるように番号を付すこと。
- ④ 審査基準第2章第2-6-(1)-ア-ウ-bの排水施設の計画に用いる設計雨量強度の基準の具体的な適用については（参考3）によること。

17 緑化計画書（法施行細則第2条第3項第14号）

別記第4号様式

緑化計画書

1. 林地開発行為の概要

申請者（事業者）	住所	
	氏名	
開発行為の目的		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		ha
造成森林の面積		ha
造成緑地の面積		ha

2. 事前の調査結果

地形	(概略・微地形)			
気象	(霜柱の発生程度)			回/年
生育基盤	表土の状況 (造成前)	厚さ：(平均) cm cm～ cm	土壌：(平均) mm 硬度 mm～ mm	水素：(平均) pH イオン pH ～pH 指数
		透水性： 良・不良		養分の状況： 多・普通・少
		表土活用 の検討	活用の有無：有(約 m ³)・無	
		活用の方法：		
	斜面の状況 (切土)	勾配： 度～ 度	斜面長： m～ m	土壌：(平均) mm 硬度 mm～ mm
斜面の状況 (盛土材料)	土質：	方向：	斜面積： m ²	
	勾配： 度～ 度	斜面長： m～ m	水素：(平均) pH イオン pH ～pH 指数	
植物	土質：	有害物質の有無：有 無 (電気伝導度： ms/cm)	斜面積： m ²	
	周辺植物の種類・群落特性			
動物	周辺施工地の生育状況			
	鳥獣害・病虫害			
土地利用状況				
法規制の有無				
景観の保全性				
土地所有者の要望				

3. 緑化計画（1）

地区	造成森林（0～35度未満）				
	目標タイプ：	導 入 植 物	主林木：（樹高(成木時) m） （樹高(成木時) m）		
	土地の勾配：平坦・度 （切・盛）		肥料木：		
有効土層厚（計画）：上層 cm 下層 cm （排水層 cm）					
生育基盤 （客土） の造成 （改善方法）	客土材の確保： 施工方法： 土壌改良： pH調整： 排水性の改良： その他：				
表土の浸 食防止策	有（ ） ・ 無				
基盤整備 後の調査 結果	有効：（上層） cm	土壌：（平均） mm		水素：（平均） pH	
	土層厚（下層） cm	硬度 mm～ mm		イオン pH ～pH 指数	
	透水性：良・不良		排水性：良好・やや不良・不良		養分の状況：多・普通・少
植 栽	時期： 月		本数： 本/ha		
	植栽方法：				
緑化植物 の管理	管理者：				
	協定・保全管理計画書等：				
	鳥獣害・病虫害対策：				
	作業種類（実施時期・回数）				
	・追肥： ・補植： ・下刈り： ・つる切り： ・除伐： ・その他（ ）：				

3. 緑化計画（2）

地区	造成森林及び造成緑地（35～45度未満）				
	目標タイプ：		導 入 植 物	主な樹種：（樹高(成木時) m） （樹高(成木時) m）	
	斜面の勾配：度			主な草本：	
	斜面の高さ：（最大） m		小段の有無：有（幅 m）・無		
	播種工の 種 類			小段植栽のための 緑化基礎工の種類	
	基盤整備 後の調査 結 果	土質：	勾配：度	土壌：（平均） mm 硬度 mm～ mm	
		乾燥状況：乾燥・普通・湿潤		凍結状況：有（年 回）・無	
	播種及び 小段植栽	時期：(播種) 月・(植栽) 月		植栽本数：本/m	
		植栽方法：			
	緑化植物 の 管 理	管理者：			
		協定・保全管理計画書等：			
鳥獣害・病虫害対策：					
作業種類（時期・回数）					
・追 肥： ・補 植： ・下刈り： ・除 伐： ・つる切り： ・その他（ ）：					

3. 緑化計画（3）

地区	造成緑地（45度以上）				
	目標タイプ：		導 入 植 物	主な草本：	
	斜面の勾配：度			つる植物類：	
	斜面の高さ：（最大） m		小段の有無：有（幅 m）・無		
	播種工の 種 類			小段植栽のための 緑化基礎工の種類	
	基盤整備 後の調査 結 果	土質：	勾配：度	土壌：（平均） mm 硬度 mm～ mm	
		乾燥状況：乾燥・普通・湿潤		凍結状況：有（年 回）・無	
	播種及び 小段植栽	時期：(播種) 月・(植栽) 月		植栽本数：本/m	
		植栽方法：			
	緑化植物 の 管 理	管理者：			
		協定・保全管理計画書等：			
鳥獣害・病虫害対策：					
作業種類（時期・回数）					
・追 肥： ・補 植： ・その他（ ）：					

記載方法

① 3. 緑化計画(1)～(3)について

- ・「地区」については、地形の勾配の区分(平坦から35度未満、35度から45度未満、45度以上)ごとに、目標タイプ、導入植物、播種工の種類、緑化基礎工の種類等緑化の内容が異なれば、別の地区(ブロック)とし地区ごとに作成し、地区が識別できる番号を付ける。
- ・「基盤整備後の調査結果」は、当初申請時は空欄とし、事業着手後、条例第8条第3項による「林地開発行為施行状況(植栽関係)届」提出時までに、「植栽基盤整備後の調査を実施し、その結果を記入すること。
- ・事業区域内に計画する森林等が全て残置森林の場合は省略。

② 変更箇所は2段書きとし、上段に変更後の内容を赤書きすること。

留意事項

- ① 緑化計画書は、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」に基づき体系的に作成すること。
- ② 事業区域内に計画する森林等が全て残置森林の場合も作成すること。ただし、「3. 緑化計画(1)～(3)」の提出は不要。
- ③ 裸地化又は疎林化している「残置森林」について、補植等を行う箇所については、造成森林に準じて「3. 緑化計画」を作成すること。
- ④ 緑化計画書の記載例は、以下(P55～P59)のとおり。

緑化計画書（記載例）

1. 林地開発行為の概要

申請者（事業者）	住所	千葉市中央区市場町1-1
	氏名	株式会社 もりはやし 代表取締役 森野 はやし
開発行為の目的		残土埋立
開発行為に係る森林の所在場所		〇〇市〇〇字〇〇 〇番 ほか〇筆
開発行為に係る森林の土地の面積		〇. 〇〇〇〇ha
造成森林の面積		〇. 〇〇〇〇ha
造成緑地の面積		〇. 〇〇〇〇ha

2. 事前の調査結果

地形	(概略・微地形) 計画地は第四系〇〇統△△亜層群に属する標高80～120mの丘陵地で、南西方向に開いた凹地形を呈している。斜面の勾配は概ね20°～35°で、計画地周辺に顕著な崩壊跡地は見られない。				
気象	(霜柱の発生程度)10回程度／年				
生育基盤	表土の状況 (造成前)	厚さ：(平均) 80 cm 40 cm ～ 120 cm		土壌：(平均) 12 mm 硬度 8 mm～ 15 mm	水素：(平均) pH 6.0 イオン pH 5.5 ～pH 6.2 指数
		透水性：(良)・不良		養分の状況：多・(普通)・少	
		表土活用の検討	活用の有無：(有) (約 4,000 m³) ・ 無 活用の方法：埋立て後に平坦部の客土として使用する。		
	斜面の状況 (切土)	勾配： 度 45度		斜面長： 7m～14 m	土壌：(平均) 23 mm 硬度 21mm ～ 25mm
		土質：砂質土		方向：東～西	斜面積：14,000 m²
斜面の状況 (盛土材料)	勾配： 度 29度		斜面長： 60m～ 80m	水素：(平均) pH 8.0 イオン pH 7.0 ～pH 8.3 指数	
	土質：粘性土		有害物質の有無：(有) 無 (電気伝導度：0.2 ms/cm)	斜面積：57,000 m²	
植物	周辺植物の種類・群落特性	計画地周辺は主にコナラ群落である。谷部にはスギ又はヒノキが植栽されているが、放置され一部竹林化している。			
	周辺施工地の生育状況	周辺の盛土施工地においては、スギ又はヒノキが植栽されており、一部の過湿地を除き、生育は良好である。			
動物	鳥獣害・病虫害	ニホンジカによりヒノキ苗木の食害が発生している。			
土地利用状況		計画地周辺は、森林と農地である。計画地の大部分は森林であり、谷津には田があるが、現在は耕作放棄地となっている。			
法規制の有無		特に無し			
景観の保全性		計画地は谷部であり、周囲からの展望性はない。			
土地所有者の要望		土地所有者は、有用木の植栽を希望している。			

3. 緑化計画 (1)

※平地に植栽する場合の記載例

地区	造成森林 (0~35度未満)		
M1	目標タイプ：高木型 (木材生産型)	導 入	主林木：スギ (樹高(成木時) 30m) ヒノキ (樹高(成木時) 30m)
	土地の勾配：(平坦) 度 (切・盛)	植 物	肥料木：なし
有効土層厚 (計画)：上層 60 cm 下層 40 cm (排水層 cm)			
生育基盤 (客土) の造成 (改善方法)	客土材の確保：埋立てを行う前に表土をストックしておく。 施 工 方 法：埋立て完了後にストックしておいた表土を、バックホウ等により固結しないよう1mの厚さに敷き均す。 土 壌 改 良：上層60cm分については、バーク堆肥を土壌容量の約2割混入し、トラクターにより耕転する。 p H 調 整：特に行なわない。 排水性の改良：盛土内に暗渠排水管を設置する。 そ の 他：		
表土の浸食 防 止 策	有 () (無)		
基盤整備後 の調査結果	有 効：(上層) 60cm 土層厚 (下層) 50cm	土 壌：(平均) 18 mm 硬 度 15 mm~22 mm	水素：(平均) pH8.0 イオン pH 7.0 ~pH 8.3 指数
	透水性(良)不良	排水性(良好)やや不良・不良	養分の状況：多(普通)少
植 栽	時期： 3~4 月	本数： 2, 500本/ha (H=30 cm)	
	植栽方法：オーガーにより直径30cm深さ30cmの植え穴を掘り、苗木を植栽する。 埋戻しを行なう土砂には肥料を1本当たり50g混入する。		
緑化植物の 管 理	管理者：土地所有者		
	協定・保全管理計画書等：残置森林等保全管理計画書を提出		
	鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、防護ネットを区域外周に設置する。		
	作業種類 (実施時期・回数) ・追 肥：必要に応じ行なう。 ・補 植：必要に応じ行なう。 ・下刈 り：植栽後5年間は年1回行なう。なお、植栽後2年間は必要に応じ年2回行なう。 ・つ る 切 り：行なわない。 ・除 伐：行なわない。 ・その他 ()：		

3. 緑化計画 (1)

※盛土法面に植栽する場合の記載例

地区	造成森林（0～35度未満）				
M2	目標タイプ：高木型（木材生産型）		導 入 植 物	主林木：コナラ（樹高(成木時) 15m） クヌギ（樹高(成木時) 15m）	
	土地の勾配：平坦・ 29度（切・盛）			肥料木：ヤマハギ	
有効土層厚（計画）：上層 30cm 下層 — cm（排水層 cm）					
生育基盤 （客土） の造成 （改善方法）		客土材の確保：埋立てを行う前に表土をストックしておく。 施 工 方 法：斜面に2m間隔で、直径30cm深さ30cmの植え穴を掘り、苗木を植栽後、表土を使用して埋め戻す。 土 壌 改 良：表土にバーク堆肥を2kg／本混入し、埋め戻す。 p H 調 整：特に行なわない。 排水性の改良：盛土内に暗渠排水管を設置する。 そ の 他：			
表土の浸食 防 止 策		有（種子散布工を施工し、表面流下水による侵食を防止する。） ・無			
基盤整備後 の調査結果		有効：（上層） 30cm 土層厚 （下層） cm		土壌：平均） 18 mm 硬度 15 mm～22 mm	
		透水性：良・不良		排水性 良好・やや不良・不良	
				水素：（平均） pH8.0 イオン pH 7.0 ～pH 8.3 指数	
				養分の状況：多 普通・少	
植 栽	時期： 3～4 月		本数： 2, 500本／ha（H=30cm）		
	植栽方法：オーガーにより直径30cm深さ30cmの植え穴を掘り、苗木を植栽する。 埋戻しを行なう土砂には肥料を1本当たり50g混入する。				
緑化植物の 管 理	管理者：土地所有者				
	協定・保全管理計画書等：残置森林等保全管理計画書を提出				
	鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、防護ネットを区域外周に設置する。				
	作業種類（実施時期・回数） ・追 肥：必要に応じ行なう。 ・補 植：必要に応じ行なう。 ・下刈 り：植栽後5年間は年1回行なう。なお、植栽後2年間は必要に応じ年2回行なう。 ・つる切り：行なわない。 ・除 伐：行なわない。 ・その他（ ）：				

3. 緑化計画（2）

※切土法面で小段植栽を行なう場合の記載例

地区	造成森林及び造成緑地（35～45度未満）				
MR	目標タイプ：中低木・草本型		導 入 植 物	主な樹種：ヒサカキ（樹高（成木時）4m） ヤマハギ（樹高（成木時）2m）	
	斜面の勾配：40度			主な草本：クリヒソグレッドフェスク、ホワイトクローバー、 バーミューダーグラス等	
	斜面の高さ：（最大）20 m		小段の有無：有（幅2.0m）・無		
	播 種 工 の 種 類	植生シート工		小段植栽のための 緑化基礎工の種類	萱筋工（小段法肩に萱株を10本/m植栽し、法肩の保護を図る。）
基盤整備 後の調査 結 果	土質：砂質土		勾配：38～40度		土壌：（平均）22mm 硬度18mm～25mm
	乾燥状況：乾燥・普通・湿潤			凍結状況：有（年1回）・無	
播 種 及 び 小 段 植 栽	時期：（播種）3月・（植栽）3月			植栽本数：1本/m	
	植栽方法：小段部に列状に直径30cm、深さ30cmの植穴を掘り、ヒサカキとヤマハギを交互に植栽する。埋め戻し土には、1本当たり2kgのバーク堆肥を混入する。				
緑 化 植 物 の 管 理	管理者：土地所有者				
	協定・保全管理計画書等：残置森林等の保全管理計画書を提出				
	鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、防護ネットを区域外周に設置する。				
	作業種類（時期・回数）				
	・追肥：行なわない。				
	・補植：必要に応じ行なう。				
・下刈り：行なわない。					
・除伐：行なわない。					
・つる切り：行なわない。					
・その他（ ）：					

3. 緑化計画（3）

※播種工により切土法面を緑化する場合の記載例

地区	造成緑地（45度以上）			
R 1	目標タイプ：草本型		導入植物	主な草本：クリーピングレドフェスク、ホワイトクローバー、パーミューターグラス等
	斜面の勾配：45度			つる植物類：
	斜面の高さ：（最大）14m		小段の有無：有（幅1.5m）・無	
	播種工の種類	植生シート工	小段植栽のための緑化基礎工の種類	なし
	基盤整備後の調査結果	土質：砂質土	勾配：45度	土壌：（平均）18mm 硬度15mm～20mm
		乾燥状況：乾燥・普通・湿潤		凍結状況：有（年5回）・無
	播種及び小段植栽	時期：（播種）3月・（植栽）—月		植栽本数：—本/m
		植栽方法：—		
緑化植物の管理	管理者：土地所有者			
	協定・保全管理計画書等：残置森林等保全管理計画書を提出			
	鳥獣害・病虫害対策：—			
	作業種類（時期・回数）			
	・追肥：行なわない。 ・補植：行なわない。 ・その他（ ）：			

3. 緑化計画（3）

※ツル植物類により切土法面を緑化する場合の記載例

地区	造成緑地（45度以上）			
R 2	目標タイプ：ツル型		導入植物	主な草本：－
	斜面の勾配：60度			つる植物類：ナツズタ（登攀型）
	斜面の高さ：（最大）40m		小段の有無：（有）（幅1.5m）・無	
	播種工の種類	－	小段植栽のための緑化基礎工の種類	植生土のう工
	基盤整備後の調査結果	土質：軟岩 （凝灰質砂岩）	勾配：55～65度	土壌：（平均）31mm以上 硬度－mm～－mm
		乾燥状況：（乾燥）・普通・湿潤		凍結状況：有（年1回）・（無）
	播種及び小段植栽	時期：（播種）月・（植栽）3月		植栽本数：3本/m
		植栽方法：基部及び小段部に植生土のう工を施工し、土のう背面にバーク堆肥及び肥料を混入して表土を埋め戻し、植栽する。		
緑化植物の管理	管理者：株式会社 もりはやし（事業者）			
	協定・保全管理計画書等：残置森林等保全管理計画書を提出			
	鳥獣害・病虫害対策：－			
	作業種類（時期・回数） ・追肥：必要に応じ可能な限り行なう。 ・補植：必要に応じ可能な限り行なう。 ・その他（水遣り）：夏の乾燥期等には、可能な限り散水する。			

18 森林現況図（法施行細則第2条第3項第15号）

明示事項

- ① 事業区域及び工区分
- ② 開発行為に係る森林の区域
- ③ 事業区域内の森林の林種、林齢、樹種及び樹高
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ③ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ④ 林種、樹種名及び樹高の表示方法は、「7 森林調書」の記載方法（P45）に準ずること。
- ⑤ 事業区域内の植生については、林種、林齢、樹種名及び樹高の組合せで表示すること。

19 緑化計画図（法施行細則第2条第3項第16号）

明示事項

- ① 事業区域の土地の形状及び工区分
- ② 森林の区域における残置森林、造成森林及び造成緑地の土地の区域
- ③ 森林以外の区域における造成森林及び造成緑地の土地の区域
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 造成森林及び造成緑地については、「17 緑化計画書」の「3. 緑化計画（1）～（3）」の地区番号を付し（P52～P53）、淡色に塗り分けること。
- ⑥ 造成緑地については、「7 森林調書」の記載方法（P46）に準じてコードを付し、淡色に塗り分けること。

20 緑化仕様図（法施行細則第2条第3項第17号）

明示事項

- ① 造成森林の場合は、単位面積(1ha)当たりの樹高（植栽時）別の本数及び樹種（代表樹種）
- ② 客土の厚さ、植栽の方法（施肥等の方法及び使用量を含む）
- ③ 造成緑地の場合は、播種工（種子吹付け工、植生シート工等）等の緑化の方法
- ④ 凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 「17 緑化計画書」の「3. 緑化計画（1）～（3）」の地区ごとに作成すること。

2 1 残置森林等の保全管理計画書（法施行細則第2条第3項第18号）

別記第5号様式

残置森林等の保全管理計画書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、名称）
氏名（及び代表者の氏名） ㊟

残置森林等の明細書（別紙第一）に記載した開発行為に係る残置森林等の保全管理について、下記のとおり計画します。

記

（管理者）

- 1 残置森林等の保全管理については、残置森林等の保全管理調書（別紙第二）に記載した管理者の責任において誠実にを行います。

（残置森林等の保全）

- 2 残置森林等については、開発行為の完了後においても、その保全に努めます。

（地域森林計画の遵守）

- 3 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、市町村森林整備計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

- 4 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

- 5 残置森林等のうち、造成森林又は造成緑地には、活着するまでの間、散水等の措置を講じます。その他、下刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所には、適切な保育作業を行います。

（立木の伐採）

- 6 残置森林等の立木を伐採する場合は、事前に当該残置森林等に係る地域森林計画を所管する林業事務所長と協議し、当該協議の結果を踏まえ、市町村長に森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。

（計画の承継）

- 7 残置森林等の所有権その他森林等の使用収益権を他の者に譲渡したときは、当該権利者に本計画を遵守するよう求めます。

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(別記第 5 号様式)

記載方法

- ① 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

留意事項

- ① 残置森林等の保全管理計画書には、次の書類を添付すること。
 - ア 残置森林等の明細書（別添その 1）
 - イ 残置森林等の保全管理調書（別添その 2）
 - ウ 地方公共団体等と締結した維持管理協定書等の写し

(別添その1)

残置森林等の明細書

1 残置森林等の面積						
残置森林		造成森林		造成緑地		計
ha		ha		ha		ha
2 残置森林等の樹種及び本数						
残置森林		造成森林		造成緑地		
樹種	本数	樹種	本数	緑地	面積	
					ha	

3 造成年次計画			
		第 1 年 次	第 2 年 次
ブ ロ ッ ク			
森 林	樹 種		
	本 数		
	面 積	ha	ha
緑 地		ha	ha
面 積 計		ha	ha
		第 3 年 次	第 4 年 次
ブ ロ ッ ク			
森 林	樹 種		
	本 数		
	面 積	ha	ha
緑 地		ha	ha
面 積 計		ha	ha
		第 5 年 次	計
ブ ロ ッ ク			
森 林	樹 種		
	本 数		
	面 積	ha	ha
緑 地		ha	ha
面 積 計		ha	ha

(注)

- ① 残置森林の樹種名は、「7 森林調査 記載方法 ①_イ」に準ずること。
- ② 造成森林の樹種名は、個別の樹種名を記載すること。
- ③ 造成緑地の緑地名は、「7 森林調査 記載方法 ④_ア」に準ずること。
- ④ 「ブロック」は、「緑化計画書」の「3. 緑化計画 (1) ～ (3)」の地区番号を記載すること。

(別添その2)

残置森林等の保全管理調書

No.

番号	森 林 の 所 在 場 所				事業区域内の森林の土地利用計画				土地所有者	管 理 者 等		備考
	市町村	大 字	字	地 番	残 置 森 林 (15年生超)	残 置 森 林 (15年生以下)	造 成 森 林	造 成 緑 地		管 理 者	権利の取得 状 況	
					ha	ha	ha	ha				

注

- 1 土地所有者欄については、現在の土地所有者を記載すること。所有権の登記名義人と異なる場合は備考欄にその理由を記載すること。
- 2 管理者欄には、林地開発行為の完了後における残置森林等の保全管理を行うことを予定している者を記載すること。
- 3 権利の取得状況欄には、管理者が土地所有者の場合にあっては「所有」と記載し、申請者（事業者）の場合にあっては今後の予定を含め「購入」、「賃貸借」等を記載すること。

別記第6号様式

年 月 日

開発行為の目的又は事業の名称

開発行為に係る森林の所在場所

開発行為施行期間（予定）
 か月（ 年 月から 年 月まで）

工事施工者の住所・氏名（名称）

[illegible]

注

- 1 本表は、工種表及び進捗状況表として使用すること。
- 2 工種欄には、準備、測量、伐採・伐根、防災工事（仮設の防災施設等に係るものを含む。）、土工事、整地造成工事、張芝工事、排水工事、道路工事、給水工事、植栽工事、建築工事、土・石・砂利採取、跡始末その他の工事の種別を記載すること。

(別記第6号様式)

記載方法

① 「工種」欄について

準備、測量、伐採・伐根、防災工事（仮設の防災施設等に係るものを含む）、土工事、整地造成工事、張芝工事、排水工事、道路工事、給水工事、植栽工事、建築工事、土・石・砂利採取、跡始末その他の工事の種別を記載すること。

※仮設の防災施設（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設）を設置する場合は、種別ごとに本設とは分けて記載すること。

留意事項

① 申請に係る林地開発行為が、大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画及び期別の工程表を添付すること。

② 期別の工程表の進捗間隔は、1か月単位とすること。

③ 土砂等の埋立て等を目的とする開発行為にあつては、「23 施工計画書」の工程表に替えることができる。

23 施工計画書（法施行細則第2条第3項第20号）

< 記載例 >

施 工 計 画 書

開発行為の場所 ○○市町村○○
開発行為の目的 土砂等の埋立て等

年 月

○○○○株式会社

1 現場組織表

(1) 事業者名

事業者名、TEL、FAX

(2) 現場施工体制

現場責任者名、TEL、現場施工体制表、現場代理人、重機責任者、事務責任者等

(3) 緊急時連絡体制

緊急時連絡者名（2名）、TEL

2 工事に使用する機械・資材

(1) 使用機械

名 称	規 格	数 量	備 考
	○ t	○台	「締め固め用」等使用目的を記入
	○m ³	○台	〃
		○台	〃

(2) 使用資材

名 称	規 格	数 量	備 考
ヒューム管	○種 径○mm	○○本	「雨水排水管用」等使用目的を記入
ブルーシート	○m×○m	○○枚	〃
杉杭	径○mm 長○m	○○本	〃
杉半割	幅○mm 長○m	○○枚	〃

3 施工方法

(1) 準備工

- ① 工事着手前に土地の形質変更区域（林地開発区域）及び残置森林の区域の確認を行う。
林地開発区域及び残置森林の区域を明確にするために、林地開発区域の外周に木杭（赤ペンキ塗布）を打つとともに、残置森林の外周に木杭（白ペンキ塗布）を打つ。
林地開発区域の木杭には、計画盛土高がわかるように丁張りを出す。
また、木杭の場所には、旗竿を立てて位置がわかるようにする。（図1）
- ② ①の作業後に事業区域の着工前の現況写真を撮る。
特に、自然排水を遮断する上流側、排水路、湧水、赤道等、後日、目視確認ができない部分の現況写真を撮る。
- ③ 事業場には、「林地開発行為許可済標識」を設置する。
- ④ 「林地開発行為着手届」を提出する。←必要に応じ、県の調査が行われます。
- ⑤ 林地開発区域の伐採は、設置した木杭を確認しながら行う。
- ⑥ 仮設防災工事及び資材搬入用の進入路を施工する。
施工時には、土砂が流出しないよう注意をしながら施工する。

(2) 防災工

- ① 土砂及び濁水の流失を防止するために調節池（浸透池）及び仮設沈砂池、土堰堤、土砂流失防止柵（図2）等を設置する。
- ② 遮断された雨水を自然排水するための排水施設及び湧水等の排水対策施設を設置する。（図3）
- ③ 盛土の安定を図るために、軟弱地盤には土壌改良処理、砂置換等の対策工事を行う。（図4）

また、擁壁工事も行う。

さらに、上記構造が設計基準に達していることを確認する（長さ・幅・深さ・面積・土の強度・材料の品質）。

- ④ 防災施設の工事が完了したときは、その都度「林地開発施行状況（防災施設関係）届」を提出する。←必要に応じ、県の調査が行われます。
- ⑤ その他防災工に応じて仮設の防災施設等を設置する。
- ⑥ 防災施設等の維持管理（開発行為中及び完了後）については、「25 防災施設等の維持管理計画書」に基づき行う。

（3）土工

- ① 土砂等の埋立ては、下段側から施工する。
設計計画法面の丁張りを設置し、設計計画法面を確保しながら施工する。（図5）
- ② 盛土高が10メートルを超える箇所の施工は、以下により品質管理等を行う。
 - ・R I 試験（密度試験）及び平板載荷試験（強度試験）を500m³に1回として週〇〇回以上実施し、施工中の締固めが十分行われていることを確認する。
 - ・土質試験（三軸圧縮試験等）を盛土高5メートル毎に実施し、盛土材料の土質定数が盛土安定計算で用いた設計値と同等以上であることを確認する。
- ③ 盛土高が10メートルを超える箇所で実施した各試験結果は、盛土高5メートル毎に林業事務所へ別紙様式（任意様式）により報告する。
- ④ 現地盤に段切りを行い、盛土土砂が滑らないように施工する。（図6）
埋立てを行う地盤に滑りやすい土層があり、盛土の安定をそこなうおそれがある場合には、軟弱地盤対策を講じる。
- ⑤ 土工の締め固めはブルドーザー等で行い、1層を30cm程度で層ごとに十分締固め、設計法面を確保しながら仕上げる。
* 降雨が予想される場合は、ブルーシート等で法面を保護し、法面の崩壊を防ぐ。
- ⑥ 盛土高は、当初基礎面より垂直高さ5m（最大）までとする。
垂直高さ5m毎に小段（いぬばしり）を設け、その幅は、1.5m以上とする。
また、小段には排水施設を設け、法面の縦排水施設に接続する。（図7）
- ⑦ 盛土内の排水処理については、地下排水工を設置する。（図8、図9、図10）
- ⑧ 異常降雨時など災害が発生するおそれがある時は、施工地の見回りを行う。
災害が発生した時は、ただちに必要な措置を行うとともに、「林地開発行為災害等報告書」を提出する。←必要に応じ、県の調査が行われます。
- ⑨ その他土工に応じて仮設の防災施設等を設置する。
- ⑩ 防災施設等の維持管理（開発行為中及び完了後）については、「25 防災施設等の維持管理計画書」に基づき行う。

（4）緑化工

- ① 法面整形後速やかに法面全体を種子吹き付け工、植生シート工等の法面保護工事を行う。
- ② 植栽木の良好な生育を図るため、表土を客土する等により有効土層を確保する。
また、必要に応じ、排水不良対策を行う。
- ③ 客土等植栽基盤造成後、林地開発行為施行状況（植栽関係）届を提出する。
←必要に応じ、県の調査が行われます。
- ④ 樹高〇〇センチメートル以上のヤシタブシ、ハンノキ、マツ、ヒノキ等を1ヘクタール当たり〇〇本植栽する。
- ⑤ 「林地開発行為完了届」を提出する。←県の完了確認調査が行われます。

工 程 表

工 種	年	年												年			
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
準備工																	
準備																	
区域の明示																	
丁張																	
*着手届の提出																	
伐採																	
進入路工																	
防災工																	
土砂流出防止柵工																	
土堰堤																	
調節池（浸透池）																	
仮設沈砂池																	
*状況報告（防災施設関係）届の提出																	
軟弱地盤対策工																	
排水工																	
（暗渠工）																	
（管渠工）																	
土工																	
段切り																	
盛土																	
土羽仕上げ																	
緑化工																	
客土																	
*状況報告（植栽関係）届の提出																	
植栽工																	
法面保護工																	
*完了届提出																	

図 1

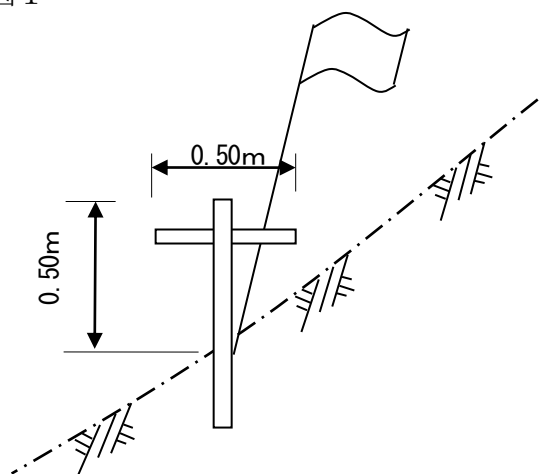


図 2

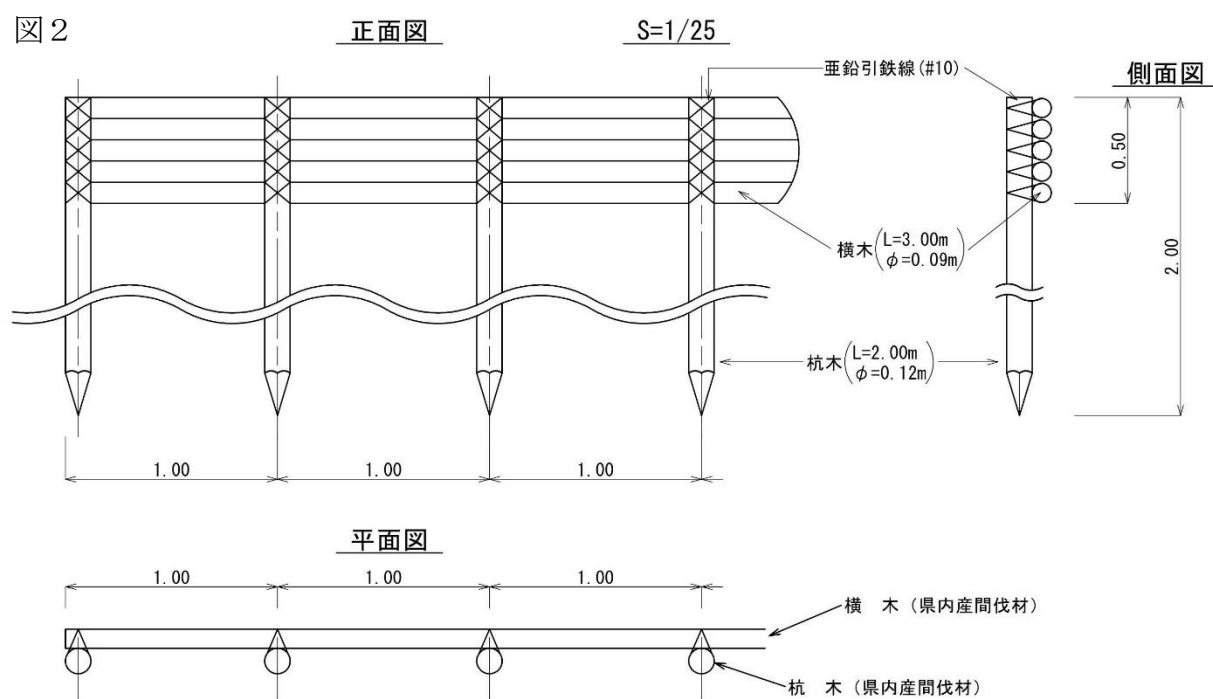


図 3

暗渠排水管

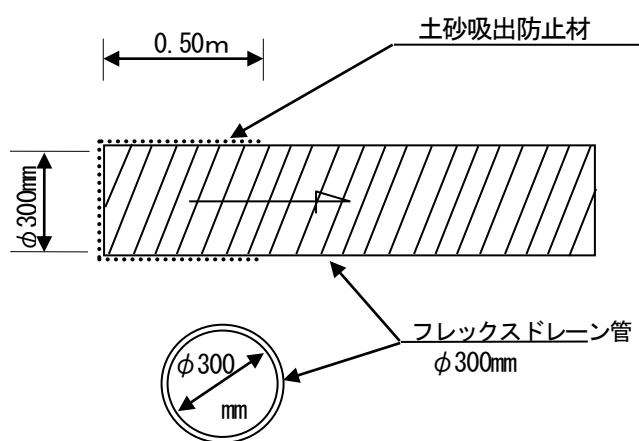


図 4

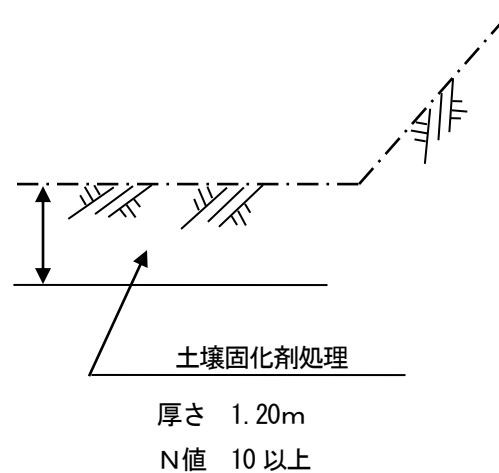


図 5

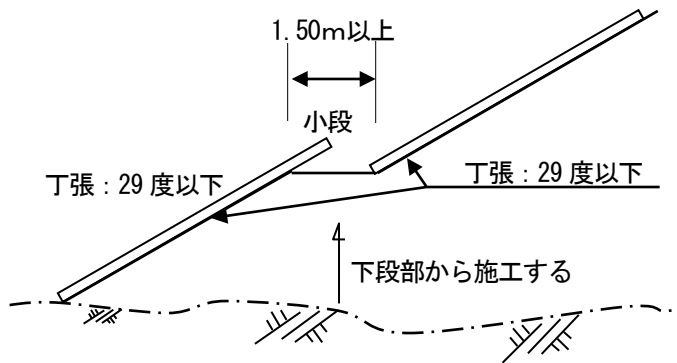


図 6

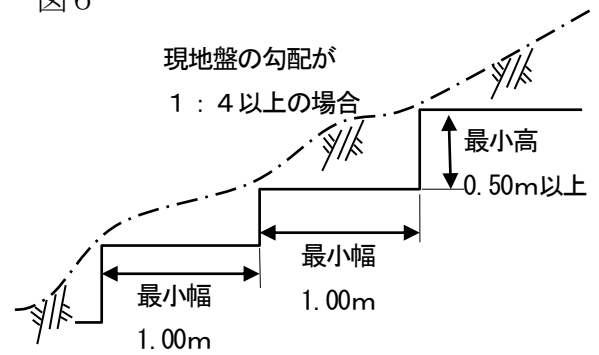


図 7

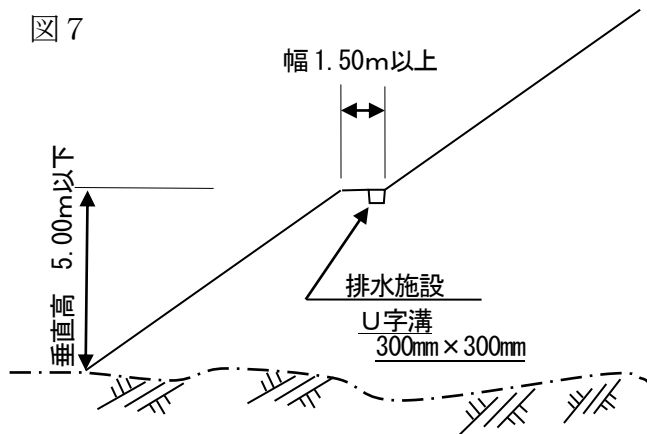


図8 地下排水溝の例（道路土工 盛土工指針 P162 解図 4-9-7）

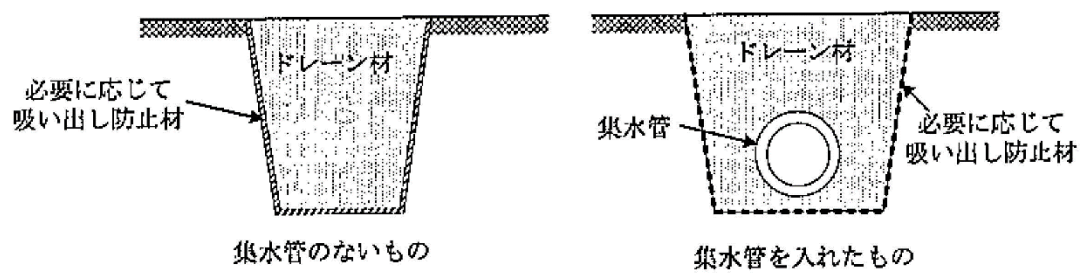


図9 沢埋め盛土における地下排水溝及び基盤排水層設置の例（道路土工 盛土工指針 P162 解図 4-9-8）

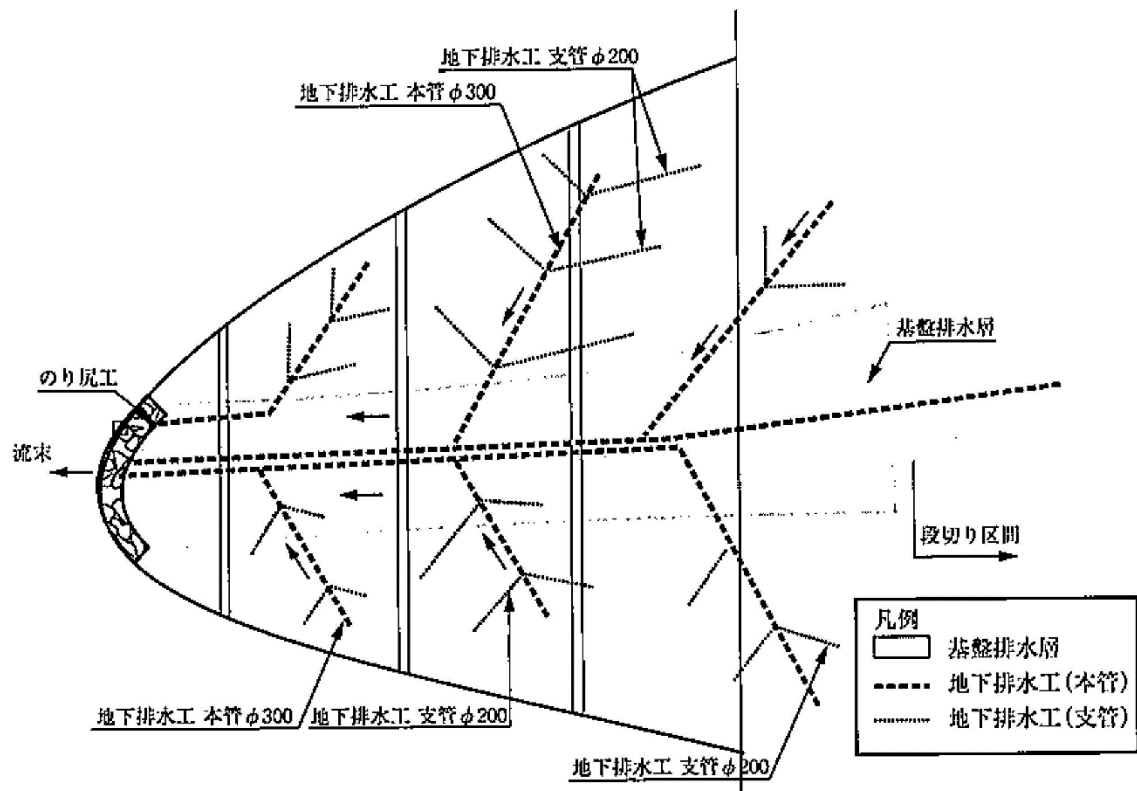
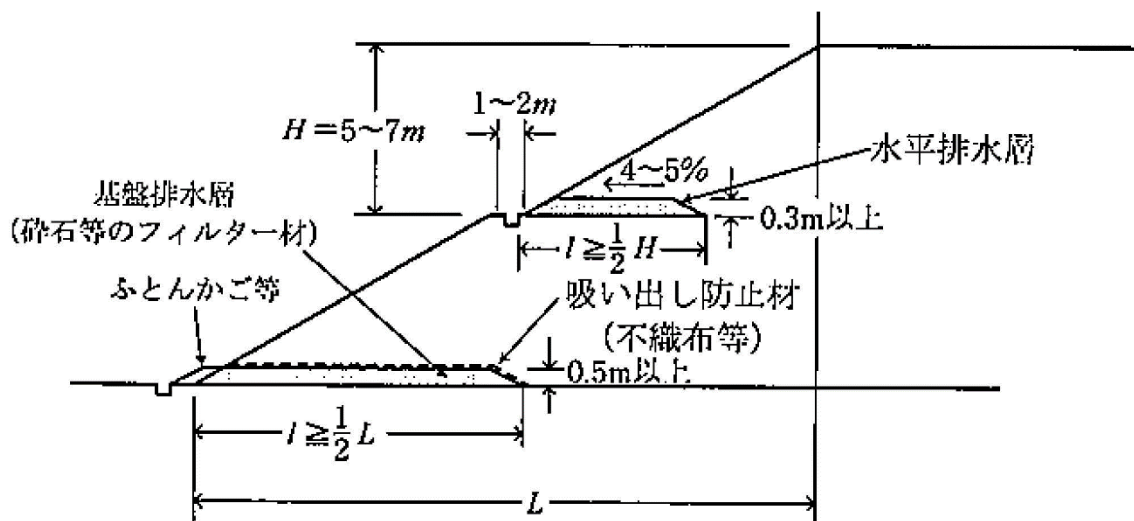


図10 水平排水層及び基盤排水層の例（道路土工 盛土工指針 P163 解図 4-9-9）



記載方法

- ① 施行の体制、緊急時における連絡体制、工事に使用する資機材及び工種ごとの施工方法等の必要な事項を具体的に記載すること。
- ② 盛土を計画している箇所については、その位置や使用する盛土材料(再生土、残土等)、土量等を図面等で具体的に記載すること。
- ③ 盛土を計画している箇所については、盛土内の地下水位を低下させるために設置する地下排水工の構造を図面等により具体的に記載すること。

留意事項

- ① 仮設防災施設等の設置の詳細については、「盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕」を参考にすることとする。(参考として図1 1 仮設たて集水ます、図1 2 板柵水路を示す。)
- ② 盛土の高さが10メートルを超える場合は、盛土施工箇所ごとに施工中の締め固めが十分行われていることを密度試験(RI試験等)及び強度試験(平板載荷試験等)で確認し、また、土質試験(三軸圧縮試験等)で盛土材料の土質定数が盛土安定計算で用いた設計値と同等以上であることを確認する等適切な品質管理を行うことを明記すること。なお、盛土の締め固め管理試験の方法及び頻度は「道路土工 盛土工指針」(公益社団法人日本道路協会)等を参考とし、土質試験については盛土高5メートル毎に1回実施することとし、各試験結果を盛土高5メートル毎に林業事務所に報告すること。(表1、表2)
- ③ 盛土内の排水処理として施工する地下排水工の種類や構造については、「道路土工 盛土工指針」(公益社団法人日本道路協会)を参考にすることとする。(表3)

表1 盛土の代表的な締め固め管理方法と主な試験・測定方法
(道路土工 盛土工指針 P215 解表5-4-1)

	試験・測定方法	原理・特徴	適用土質		
			礫	砂	粘
密度	ブロックサンプリング	掘り出した土塊の体積を直接(パラフィンを湿布し、液体に浸すなどして)測定する。	←→		
	砂置換法	掘り出し跡の穴を別の材料(乾燥砂、水等)で置換することにより、掘り出した土の体積を知る。	←→		
	水置換法		←→		
	RI法	土中での放射線(ガンマ線)透過減衰を利用した間接測定。線源棒挿入による非破壊的な測定法。	←→		
	衝撃加速度試験	重錘落下時の衝撃加速度から間接測定。	←→		
品質規定	炉乾燥法	一定温度(110℃)における乾燥。	←→		
	含水率				
	急速乾燥法	フライパン、アルコール、赤外線、電子レンジ等を利用した燃焼・乾燥による簡便・迅速な測定方法。	←→		
	RI法	放射線(中性子)と土中の水素元素との錯乱・吸収を利用した間接測定、非破壊測定法。	←→		
	平板載荷試験	静的載荷による変形支持特性の測定。	←→		
	現場CBR試験		←→		
	ポータブルコーン貫入	コーンの静的貫入抵抗の測定。	←→		
	プルーフローリング	タイヤローラ等の転圧車輪の沈下・変形量(目視)より締め固め不良箇所を知る。	←→		
	強度・変形				
	衝撃加速度 重錘落下試験 HFWD 衝撃加速度試験	重錘落下時の衝撃加速度、機械インピーダンス、振動載荷時の応答加速度等からの間接測定。	←→		
工法規定	タスクメータ	転圧機械の稼働時間の記録をもとに管理する方法。	←→		
	TS・GNSSを用いた管理	転圧機械の走行記録をもとに管理する方法。	←→		

(注) その他の試験・測定方法については「付録3. 締め固め管理手法について」参照

表2 日常試験の方法と頻度の目安 (道路土工 盛土工指針 P220 解表 5-4-5)

		路 体	路 床
試験項目	施工含水比	1,000 m ³ につき1回 (ただし, 5,000 m ³ 以下の工事では1工事あたり3回以上)	500 m ³ につき1回 (ただし, 500 m ³ 以下の工事では1工事あたり3回以上)
	乾燥密度		
	空気間隙率		
	飽和度		—
	コーン指数	必要に応じて実施	—
	支持力 (平板載荷試験, 現場CBR試験)	—	各車線毎 40mにつき1回
	ブルーフローリング	—	路床仕上げ後全幅, 全区間

表中の — は使用不適當。

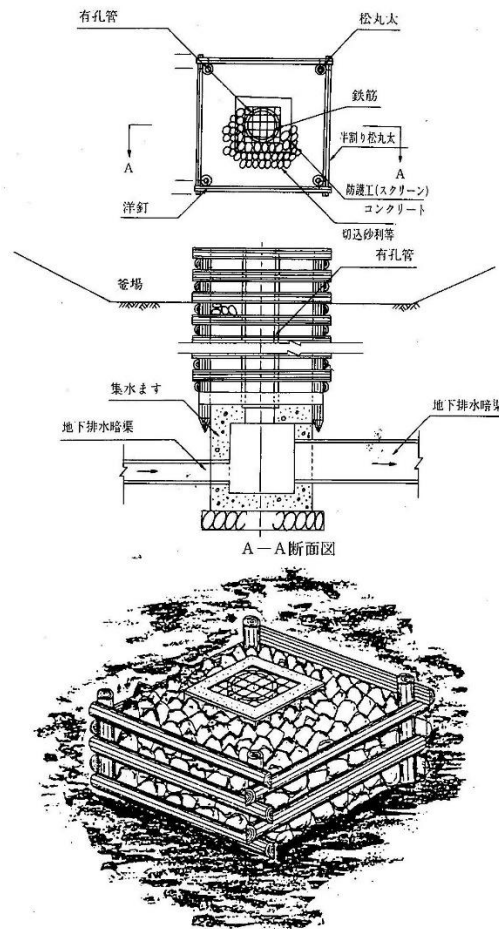
乾燥密度, 空気間隙率, 飽和度はいずれかを実施。

表3 地下排水溝工の種類 (道路土工 盛土工指針 P162 解表 4-9-2)

排水工の種類	機 能	材料の特性等	関連項目
地下排水溝	盛土内の浸透水の排除	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4-9-5 地下排水工」(2)1)
水平排水層	盛土内の浸透水の排除	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4-9-5 地下排水工」(2)2)
基盤排水層	地山から盛土への水の浸透防止	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4-9-5 地下排水工」(2)3)
のり尻工 (ふとんかご・じゃかご工)	盛土内の浸透水の排除及びのり面の崩壊防止	岩塊等の透水性が高い材料	「4-9-5 地下排水工」(2)4)
しゃ断排水層	路盤への水の浸透しゃ断	透水性が高くかつ粒度配合が良い材料	「4-9-9 路床・路盤の排水」

(参考) (図11、図12)

図11 仮設たて集水ます (盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕P431)



目的	造成面と排水管の接続
留意事項	・流入孔上部に、ゴミなどの流入を防止するため、スクリーンを設置する。 ・流入側のヒューム管は図例より若干 (10～20cm) 上にあげることが望ましい。 ・仕上げ時点では地表から上部3m程度は撤去して、これにコンクリート製の蓋を掛け、番線等で標識杭とつなぎ、位置を明確にするなど管理上適切な処理を施す。

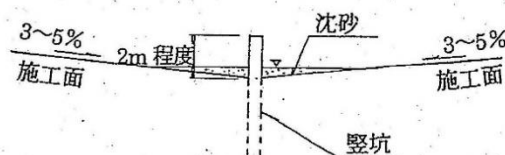
〔参考〕『宅地造成工事防災図集』(都市基盤整備公団、平成14年3月、一部加筆修正)

5-5-3 釜場の設計

釜場は施工中の雨水(濁水)を用地外に流出させないため、堅坑へのスムーズな流入、土砂の一時的な沈砂を目的として設置する。
釜場の形状は盛土施工面の横断勾配3～5%、縦断勾配(計画)により形成される。
設置間隔は現地の状況により1ha(10,000m²)～2haに1箇所を目安とする。

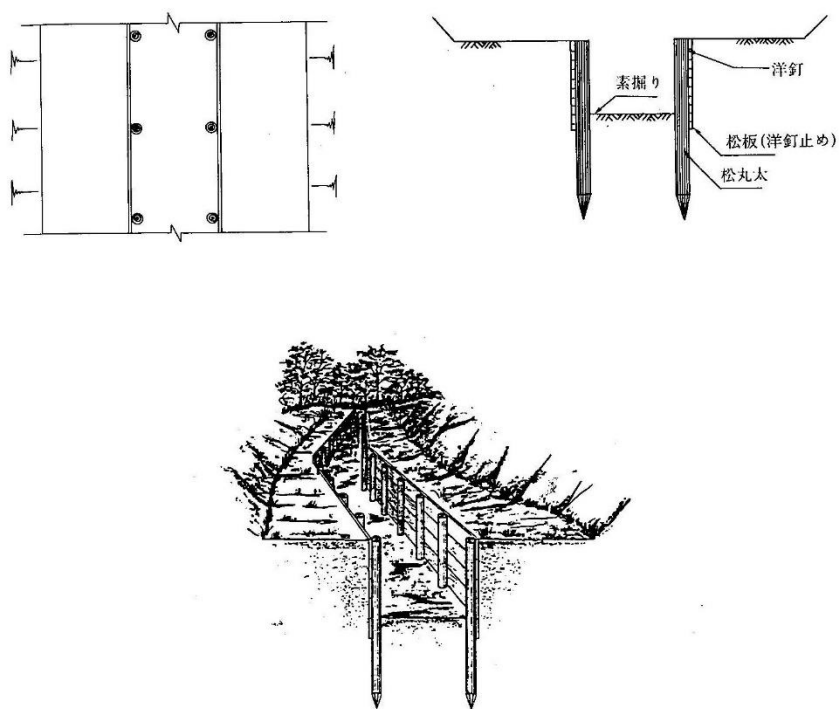
【解説】

(1) 釜場の標準形状を図-5.5.4に示す。堅坑の突出長は2m程度とする。



出典「高盛土および大規模盛土設計施工指針(案)(H11.7.NEXCO)P5-26～28」

図12 板柵水路（盛土等防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕P433）



目的	排水路
留意事項	・板柵の板は10～20cm土中に埋め込む。 ・水路の側部にのり面がある場合に1.0m程度の水平部分を設け、土砂が水路内へ流入しないよう考慮する。

『宅地造成工事防災図集』（都市基盤整備公団、平成14年3月、一部加筆修正）

24 中期事業計画書（法施行細則第2条第3項第21号）

別記第7号様式

中 期 事 業 計 画 書 （ 砂 利 ・ 岩 石 ・ 土 採 取 ）

（林地開発許可可）

申 請 者 (事業者)	住 所		作成者名		電話番号									
	氏 名 (名称・代表者氏名)													
事 業 の 概 要														
採 取 場 の 経 緯 等	採 取 場 周 辺 の 状 況	今 後 の 方 針 ・ 計 画	今 後 の 採 取 期 間	そ の 他 特 記 事 項										
			1 10年以上 2 10年未満											
関 係 法 令 に 関 す る 許 認 可 等 の 状 況														
砂利採取法・採石法・土採取 条 例	農 地 法	文 化 財 保 護 法	国 有 財 産 法 （ 赤 道 ）	そ の 他										
年 度 ご と の 計 画 及 び 実 績 一 覧														
項目	年度・計画・実績												計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
開 発 行 為 の 全 体 計 画	事業区域面積													
	開発許可区域外面積													
	開発許可区域面積													
	変更拡大面積													
	変更縮小面積													
	差引変更面積													
	当年度完了面積													
	造成森林面積													
	造成緑地面積													
	恒久転用面積													
掘削量（万m ³ ）														

(別記第 7 号様式)

留意事項

- ① 土石等の採取計画認可申請の際に提出する中期事業計画書の認可期間が年度途中である場合は、期間毎の計画数量について、双方の整合性があるように植栽時期を考慮しながら決定すること。
- ② 本様式には、中期事業計画平面図を添付することとし、当該図面は、土石等の採取計画認可申請の際に提出する中期事業計画平面図と同一であること。

2 5 防災施設等の維持管理計画書（法施行細則第 2 条第 3 項第 2 2 号）

< 記 載 例 >

防災施設等の維持管理計画書

開発行為の場所	〇〇市町村〇〇
開発行為の目的	土砂等の埋立て等

年 月

〇〇〇〇株式会社

1 維持管理体制

(1) 管理者

管理者名、TEL、FAX

2 管理方法

(1) 共通事項

- ① 点検頻度として定期点検、異常時点検、その他適宜点検を行う。
- ② 異常時の点検内容は、平常時の点検内容に準じて行う。
- ③ 施設に変状・破損等が生じたときは、速やかに適切な補修、修繕工事等を行う。
- ④ 点検時に、現況写真を撮る。
- ⑤ 点検記録及び点検時の写真を保管する。
- ⑥ 清掃や土砂搬出を行った場合は清掃・土砂搬出の記録を保管する。
- ⑦ 補修・修繕を行った場合は補修・修繕の記録を保管する。
- ⑧ 浸透機能の回復作業を行った場合は機能回復作業の記録を保管する。

(2) 調節池

- ① 定期点検は点検表（表1）を用いて行う。
- ② 定期点検は洪水期2回／月、非洪水期1回／月に行う。その他、豪雨や地震の直後、周辺住民から通報等があった場合は異常時点検を行う。
- ③ 堤体は毎年1～2回以上草刈りを行う。
- ④ 出水時には監視体制をとる。
- ⑤ 点検結果に応じて、速やかに堆積土砂の除去を行う。

(3) 浸透池

- ① 定期点検は点検表（表2）を用いて行う。
- ② 定期点検は梅雨時期や台風の時期の前に1回以上行う。その他、地震時や豪雨前、周辺住民から通報等があった場合は異常時点検を行う。
- ③ 点検結果に応じて、ゴミ、土砂等の堆積物の清掃及び土砂の搬出、浸透施設の目詰まり防止フィルター等の清掃又は交換など、浸透機能の回復を行う。

(4) オンサイト貯留施設

- ① 定期点検は点検表（表3）を用いて行う。
- ② 定期点検は梅雨時期や台風の時期の前に1回以上行う。その他、地震時や豪雨前、周辺住民から通報等があった場合は異常時点検を行う。
- ③ 点検結果に応じて土砂・ゴミ・落葉等の搬出等を行う。

(5) 排水施設

- ① 定期点検は点検表を用いて行う。
- ② 定期点検は年1回以上行う。台風、梅雨期等に異常時点検を行う。
- ③ 点検結果に応じて、排水施設に堆積した土砂等を年1回以上、清掃を行う。

(6) 擁壁

- ① 定期点検は点検表を用いて目視や測定器具等により点検を行う。
- ② 集中豪雨や台風の前、地震の直後等に異常時点検を行う。

(7) その他

- ① その他防災施設に応じた点検項目を記した点検表を作成し、平常時の点検を行う。
- ② 集中豪雨や台風の前、地震の直後等においては必要に応じて異常時点検を行う。

3 計画の承継

- (1) 当該開発行為完了地を他の者に譲渡したときは、当該権利者に本計画を遵守するように求める。
- (2) 点検記録及び清掃・土砂搬出記録、補修・修繕記録、浸透機能の回復作業の記録も併せて譲渡する。

表 1 (1) 調節池点検表 (例)

施設の名称							
所在地							
管理者							
点検者		責任者印		点検実施年月日			
点検箇所		着 目 点		該当 なし	経過 観察	要処 理	処理 済
堤 体	上流のり面	のり崩れ、亀裂 漏水、湧水 損傷、陥没 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート構造物との接点の損傷 雑草の繁茂					
	下流のり面	のり崩れ、亀裂 漏水、湧水 損傷、陥没 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート構造物との接点の損傷 雑草の繁茂					
	提 頂	亀裂、沈下、陥没 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート構造物との接点の損傷 雑草の繁茂					
基 盤	堤体の基礎	周辺の漏水 地山のはらみ出し 沈下 地すべり、崩壊					
余 水 吐 き	導流水路	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き					
	越流部	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き					
	放流水路	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き					
	減勢工	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き					
放 流 施 設	放流管呑口部	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き					
	放流管吐き口	コンクリート部と接点の損傷 亀裂、損傷、劣化 継ぎ目の開き					

(出典：「下水道雨水調整池技術基準 (案)」(一部加筆修正))

表1 (2) 調節池点検表 (例)

点検箇所		着目点	該当なし	経過観察	要処理	処理済
貯留部と周辺	のり面	亀裂、破損 湧水 のり崩れ 地山のはらみ出し 地山崩壊 護岸等のり面保護工の損傷 コンクリート部とその接点のずれ				
	天端 (管理通路)	損傷、沈下、陥没 破損 コンクリート部とその接点のずれ				
	貯留部底地	土砂堆積 排水状況 ごみ雑草等				
	下流河川	洗掘 崩壊 湧水				
管理施設その他	観測施設	水位計雨量計等の異常 その他構造物の異常				
	防護柵	破損、倒壊				
	標識	破損、倒壊				
	利用施設	破損、倒壊				
被災箇所等位置の概要図						

(出典：宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説)

表2 浸透池点検表（例）

点検年月日	平成 年 月 日		点検者氏名		責任者印	
点検場所			応急処置	有 無		
総括点検評価	緊急処置を必要とする		経過観察を要する	異常なし		
種類	点検結果					
浸透ます	外見	蓋のずれ、破損、周囲の陥没、溢水、その他（				
	内部	ゴミ、落葉、土砂（堆積高 cm）、その他（				
		目づまり防止装置 脱落、紛失、破損、閉塞				
浸透トレンチ	外見	上部の陥没、碎石の露出、その他（				
	内部	ますから見た土砂侵入の有無、樹根侵入の有無、その他（				
		目づまり防止装置 脱落、紛失、破損、閉塞				
浸透側溝	外見	蓋のずれ、破損、周囲の陥没、溢水、その他（				
	内部	ゴミ、落葉、土砂（堆積高 cm）、その他（				
		目づまり防止装置 脱落、紛失、破損、閉塞				
透水性舗装	外見	陥没、沈下、目づまり状況、土砂の堆積、その他（				
道路浸透ます	外見	蓋のずれ、破損、周囲の陥没、溢水、その他（				
	内部	ゴミ、落葉、土砂（堆積高 cm）、その他（				
		目づまり防止装置 脱落、紛失、破損、閉塞				
必要とする措置、講じた措置等						

（出典：雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編）

表3 オンサイト貯留施設点検表(例)

	点検実施年月日	年 月 日	点検者名		責任者印	
	点検実施場所					
	項目	点検内容	点検済	異常の有無	要処理	処理済
地表式貯留施設	小堤	欠損、クラック、沈下等				
	のり面	のり崩れ、のり面保護工損傷				
	放流施設	構造物の破損、スクリーンの閉塞、堆砂				
	側溝・ます	ゴミ・土砂の堆積				
	下流水路	構造物の破損、流路障害物の有無				
	安全柵等※	破損状況				
	樹木・植生	枝折れ、芝生の剥離等				
	その他					
地下貯留施設	施設内貯留部	ゴミ・土砂の堆積				
	施設内壁等	壁面の破損、漏水(地下水等)				
	排水ポンプ	機能状況、オーバーホール時期等				
	流入施設	ゴミ・土砂の堆積				
	放流口	ゴミ・土砂の堆積、閉塞の有無				
	配電盤	断線の有無等				
	その他					

※主に公園等との併用施設である場合の管理事項

(出典：流域貯留施設等技術指針(案))

留意事項

- ① 開発行為中及び完了後について作成すること。
- ② 点検表の点検内容については、計画する防災施設等に合わせたものを作成すること。
- ③ 調節池及び浸透池、オンサイト貯留施設の維持管理の詳細については「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」(千葉県)及び「雨水浸透施設技術指針[案] 構造・施工・維持管理編」(社団法人雨水貯留浸透技術協会)、「流域貯留施設等技術指針(案)」(社団法人雨水貯留浸透技術協会)、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説」(社団法人日本宅地開発協会)等を参考にすることとする。
- ④ 排水路の維持管理の詳細は「道路土工要綱」(公益社団法人日本道路協会)等を参考にすることとする。
- ⑤ 擁壁の維持管理の詳細は「道路土工 擁壁工指針」(公益社団法人日本道路協会)等を参考にすることとする。

2 6 建築物その他の構造物の概要図（法施行細則第2条第3項第23号）

明示事項

- ① 敷地面積
- ② 使用目的
- ③ 形状、規格及び寸法等
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、任意とします。
- ② 周囲の環境及び景観が判断できるように作成すること。
- ③ 住宅団地のように多数の建築物を設置する場合は、その代表物について作成すること。

27 地番一覽表（事業区域内）（法施行細則第2条第3項第24号）

別記第8号様式

地 番 一 覽 表

No.

[illegible]

注

- 1 事業区域内の全ての土地について、土地の登記事項証明書に基づき、大字単位で地番の小さい順に記載すること。
- 2 地積は、土地登記簿に登録された地積とすること。

(別記第8号様式)

記載方法

- ① 地番の整理の仕方について
事業区域内のすべての土地を、登記事項証明書に基づき、大字単位で地番の小さい順に記載すること。
- ② 「地積」について
公簿面積とすること。
- ③ 「登記名義人の住所、氏名」について
登記事項証明書の内容をそのまま記載すること。
また、未登記の権利者が存在する場合は、上段に（ ）書きで記載すること。
- ④ 「その他権利者」について
当該開発行為の施行の妨げとなる権利、権利者及び権利者の住所を記載すること。
なお、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条には、所有権のほか、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権などの権利が定められている。

28 公図集合図（法施行細則第2条第3項第25号）

明示事項

- ① 事業区域内及びその隣接の地域における土地の地番及び筆界
- ② 土地の公簿面積、地目、所有者
- ③ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 事業区域を赤線で表示すること。

29 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

（法施行細則第2条第9項）

留意事項

許可を受けようとする者の信用及び資力に関する書類は以下のとおり。

① 個人の場合

- ア 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（法施行規則第4条第4号により規定）
- イ 所得税に関する納税証明書
- ウ 事業経歴書

② 法人の場合

- ア 当該法人の登記事項証明書（法施行規則第4条第4号により規定）
- イ 定款又は寄付行為
- ウ 財務諸表等（申請の日に属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人その他の団体の財務を明らかにすることができる書類）
- エ 法人税に関する納税証明書（その3「未納の税額がないことの証明」）
- オ 事業経歴書
- カ 印鑑登録証明書

③ 法人でない団体

- ア 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類（法施行規則第4条第4号により規定）
- イ 財務諸表等（②のウと同様）
- ウ 事業経歴書

30 資金計画書（法施行細則第2条第3項第26号）

別記第9号様式

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位:千円)

項 目		金 額
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	計	
支 出	事 業 費	
	用 地 費	
	工 事 費	
	附帯工事費	
	事 務 費	
	借入金利息	
	借 入 償 還 金	
	計	

2 年度別資金計画

(単位:千円)

項 目		年 度	年 度	年 度	計
収 入	自 己 資 金				
	借 入 金				
	計				
支 出	事 業 費				
	用 地 費				
	工 事 費				
	附帯工事費				
	事 務 費				
	借入金利息				
	借 入 償 還 金				
	計				
借 入 金 の 借 入 先					

注

- 1 収支計画の工事費は、整地、道路、排水、防災、緑化等に分けて記載すること。
- 2 工事費について、工事費の内訳明細表又は見積書を添付し、自己資金又は借入金について、預金残高証明書、融資証明書（融資をする者が金融機関以外の場合にあっては、当該融資をする者の預金残高証明書）その他自己資金又は借入金を調達することが可能であることを証する書類を添付すること。

(別記第9号様式)

記載方法

①「1 収支計画」について

「工事費」は、整地、道路、排水、防災、緑地等に分けて記入すること。

留意事項

① 資金計画書には、次の書類を添付すること。

ア 工事施工者が作成した工事費の内訳明細表又は見積書

イ 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

i 預金残高証明書

ii 融資証明書（融資をする者が金融機関以外の場合は、当該融資をする者の残高証明書）

3 1 工事施工者の能力に関する書類（法施行細則第2条第3項第27号）

留意事項

工事施工者の能力に関する書類は、次のとおり。

① 個人の場合

- ア 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類（法施行規則第4条第4号により規定）
- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- ウ 所得税に関する納税証明書
- エ 事業実施体制を示す書類
- オ 工事経歴書

② 法人の場合

- ア 当該法人の登記事項証明書
- イ 定款又は寄付行為
- ウ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- エ 法人税に関する納税証明書
- オ 事業実施体制を示す書類（法人の職員数、主な役員・技術者名等がわかるもの）
- カ 工事経歴書

③ 法人でない団体の場合

- ア 代表者の氏名、規約その他団体の組織及び運営に関して定めたもの
- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- ウ 事業実施体制を示す書類（団体の職員数、主な役員・技術者名等がわかるもの）
- エ 財務諸表等（申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該団体の財務の状況を明らかにすることができる書類）
- オ 工事経歴書

3 2 宣誓書（法施行細則第2条第3項第28号）

別記第10号様式

宣 誓 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所 〔法人にあつては、名称
氏 名 及び代表者の氏名 〕[㊤]

私（当法人）は、下記の事項に該当しないことを宣誓します。

記

- 1 森林法（以下「法」という。）第10条の3の規定又は千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下「条例」という。）第15条の規定による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
- 2 法第10条の2第1項による許可を取り消され、当該取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）
- 3 法第10条の3の規定又は条例第15条の規定による中止を命ぜられ、その中止の期間が経過しない者
- 4 申請者が未成年者で、その法定代理人が、1から3までのいずれかに該当する者
- 5 法第206条第1号若しくは第2号又は条例第28条から第30条までに規定する罰則を受け、3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(別記第10号様式)

留意事項

- ① 審査基準において申請者の要件（欠格要件）を定めており（P6）、申請に当たり、これらの事項に該当しないことを宣誓していただくもので、当初許可申請時の他に変更許可申請時（平成22年9月30日以前に許可された開発行為を変更する場合も含む。）にも、その都度添付してください。
- ② 許可を受けた後に、申請者が欠格要件に該当していることが発覚した場合には、直ちに許可の取り消しが行われます。

3 3 その他知事が必要と認める書類（法施行細則第2条第3項第29号）

留意事項

- ① 農地造成を目的とした開発行為を行う場合には、営農計画書（以下の参考様式）を添付してください（同様の内容が記載されていれば、別様式でも可）。

（参考）

営 農 計 画 書

耕 作 者 (名 称)	住 所 氏 名 ㊞								
	土地所有者との関係		本人・その他（ ）						
現在耕作している 農地の経営状況	区 分		作 付 作 物 名					備 考	
	自作地	田	a	a	a	a	a	a	
		畑							
		その他 ()							
	借入地	田							
		畑							
		その他 ()							
	計								
農地を新たに必要とする理由									
開発行為地における耕作計画	区 分		作 付 作 物 名					収入見込	備 考
								支出見込	
	開発行為地	田	a	a	a	a	a		
		畑							
		その他 ()							
	計								

農地（開発行為地）の 管理及び作業方法	① 耕 起				
	② 播種・植付け				
	③ 水管理				
	④ 施肥・除草				
	⑤ 病虫害防除				
	⑥ 収 穫				
	⑦ 地元協力者				
耕作に従事する者 ※ 農作業従事日数は農 地造成後の従事日数 を記入する。	氏 名	続 柄	農作業従事日数	備 考	
	雇用労働力	年間 人			
利用機械の調達 ※調達方法は、自己保有、 借用、購入等を記入する。	利用機械施設等	台数等	規格・能力	調達方法	備 考
収穫物の販売・流通の 方法					
現加入農協名					

34 林地開発行為同意書（法施行細則第2条第8項第1号）
35 印鑑登録証明書（法施行細則第2条第8項第2号）

別記第11号様式

林 地 開 発 行 為 同 意 書

同意者 住所 氏名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 } 印

同意年月日 年 月 日

私（当法人）は、（申請者名）の施行に係る（目的又は事業名）開発行為について、下記の土地の権利者としてその施行に同意します。

記

森 林 等 の 所 在 場 所				地目又は工 作物の種類	地積又は 工作物の 延べ面積	権 利 の 種 類	跡 地 利 用 計 画	備 考
市 町 村	大 字	字	地 番					

注

- 1 同意者とは、事業区域内の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は採石権を有する者のほか、当該土地が保全処分の対象である場合は、保全処分の申立てを行った者であること。
- 2 （申請者名）・（目的又は事業名）には、該当する名称、区分等を記載すること。
- 3 1筆に係る所有権者等が多数である場合にあっては、当該所有権者等の一覧を別紙に記載し、添付すること。当該一覧には、所有権者等全員が押印するとともに、持分を記載すること。
- 4 跡地利用計画欄には、残置森林、造成森林、造成緑地、転用する施設の区分、名称等を記載すること。

記載方法

- ① 「(申請者名)」・「(目的又は事業名)」には、該当する区分、名称等を記載すること。
- ② 同意者の印は、実印により押印すること。
- ③ 1筆に係る所有権者等が多数である場合は、別に「共有者名簿」等を添付すること。
当該名簿には、共有者全員の押印（実印）及び共有持分を記載すること。
- ④ 「跡地利用計画」欄には、残置森林、造成森林、造成緑地、転用施設名の区分を記載すること。

留意事項

- ① 同意者とは、事業区域内の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は採石権を有する者のほか、当該土地が保全処分※1の対象である場合は、保全処分の申し立てを行った者であること。
※1 保全処分とは、裁判所が命ずる仮差押、仮処分その他の強制処分のこと。
- ② 本県では、県が当該林地開発行為の実施の現実性を判断するため、また事業者が円滑かつ確実に事業計画を進めるためとして、事業者が、事業区域内の土地について所有権者、抵当権者及びその他の権利者全員の同意書を提出することを原則としています。
- ③ 同意書及び同意者の印鑑登録証明書※2は、申請書正本には原本を、副本には写しを添付すること。
※2 印鑑登録証明書は、特に有効期限については定めませんが、権利関係を確認するのに足りる適切な時期のものであること。

- ④ 土地の権利と提出書類の関係は、次表のとおりです。（○印は提出書類）

権利 土地	所 有 権					その他の権利	
	所有権者	登 記	登記事項 証 明 書	同意書	印鑑登録 証 明 書	同意書	印鑑登録 証 明 書
事業区域	申 請 者	登記済	○			○	○
	〃	未登記	○	○	○	○	○
	申 請 者 以外の者	登記、未登記 いずれも有り	○	○	○	○	○

- ⑤ 土地の権利が未登記であったり、共有や未相続である等の場合は、その権利関係や内容を明らかにする契約書や協議書等あるいは戸籍事項証明書や相続関係図を添付し、必要な権利者の同意に漏れのないよう留意すること。
- ⑥ 当該土地が、自己所有地であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合については、同様に当該権利者からの同意書を添付すること。

3 6 土地の登記事項証明書（法施行細則第2条第8項第3号）

留意事項

- ① 登記事項証明書は全部事項とし、事業区域内の土地について添付すること。
- ② 登記事項証明書は、「27 地番一覧表（事業区域内）」に記載する地番の順に綴じること。
- ③ 登記事項証明書は原本とし、申請書の正本には原本を、副本には写しを添付すること。
ただし、他法令の許認可を得るために他部局に登記事項証明書を提出している場合、事業区域内の森林以外の土地については、写しとしても差し支えない。

3 7 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分に係る申請の状況を記載した書類（法施行規則第4条第5項）

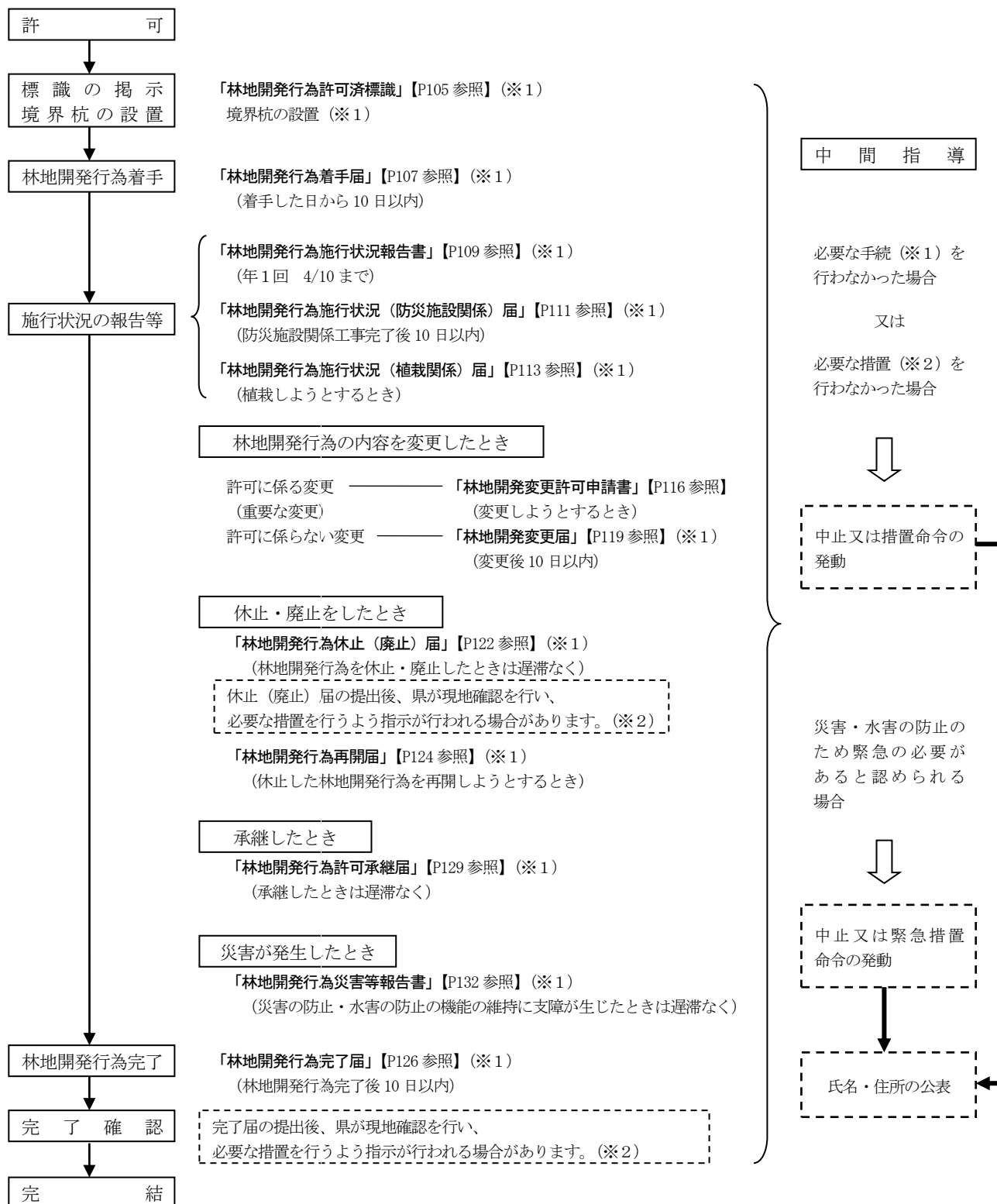
留意事項

- ① 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請等の状況を記載した一覧表を作成し、添付すること。
- ② 既に許可処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類を添付すること。
- ③ 手続中のものについては、他の行政庁に受け付けられた事実がわかる申請書等の写し等を添付すること。

IV 許可から完了までの手続

第1 総括的事項

1 許可から完了までのながれ



2 書類の提出先及び部数

(1) 提出先

書類の提出先は、林地開発許可申請書を提出した林業事務所（支所）とします。

(2) 提出部数

届出（報告書）の種類	提出部数	備 考（左の内訳）
林地開発行為着手届	2（3）	県 1（2）＋市町村 1
林地開発行為施行状況報告書	1（2）	県 1（2）
林地開発行為施行状況（防災施設関係）届	1（2）	県 1（2）
林地開発行為施行状況（植栽関係）届	1（2）	県 1（2）
林地開発行為変更届	2（3）	県 1（2）＋市町村 1
林地開発行為休止（廃止）届	2（3）	県 1（2）＋市町村 1
林地開発行為許可承継届	2（3）	県 1（2）＋市町村 1
林地開発行為災害等報告書	1（2）	県 1（2）
林地開発行為完了届	2（3）	県 1（2）＋市町村 1

※1 部数の（ ）の数は、林地開発区域の面積が10ヘクタール以上の許可（変更許可）で、森林課分を含めたもの。

※2 林地開発区域が二以上の市町村又は林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合は、上記表の部数に含まれない市町村及び林業事務所（支所）の数を加えた部数とする。

※3 提出部数のうち1部は正本とし、残りの部数は副本（正本の写し）とする。

第2 許可後に必要な手続

1 標識の掲示・境界杭の設置

(1) 林地開発行為許可済標識の掲示（条例第6条第1項）

別記第1号様式（条例施行規則第3条第1項）

100 センチメートル以上		
林地開発行為許可済標識		
許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号	事業区域及びその周辺状況の略図（標識の設置箇所（現在地）を明記すること。）
林地開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）	
林地開発区域 の所在場所		
林地開発区域の面積	ha	
林地開発行為の期間	年 月 日～ 年 月 日	
事業者の 住所・氏名 （名称・代表者氏名）	電話番号 （ ）	
工事施工者の 住所・氏名 （名称・代表者氏名）	電話番号 （ ）	
現場責任者の 氏名・職名		

70 センチメートル以上

記載方法

- ① 各項目の記載方法は、「林地開発許可申請書」（P 3 4）に準ずること。
- ② 略図には、標識設置箇所（現在地）を明記すること。

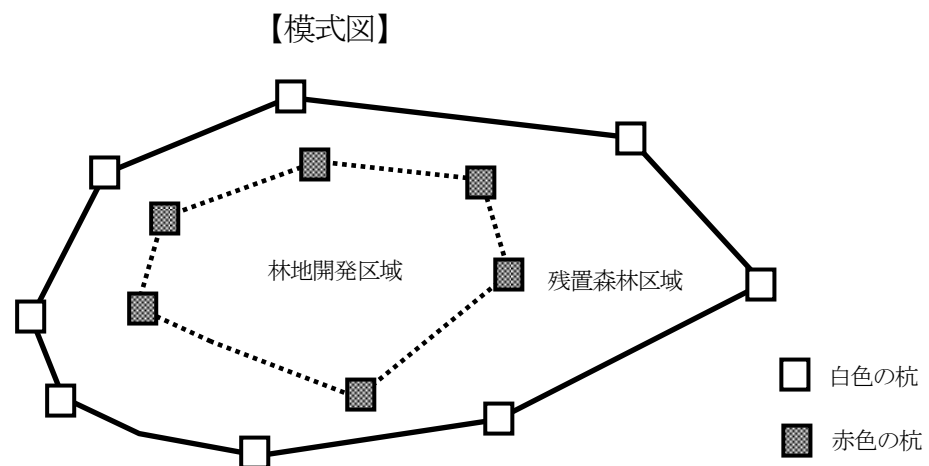
留意事項

- ① 規格は、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上とすること。
- ② 標識は、工事着手前に林地開発区域（許可に係る森林の土地の区域）の見やすい場所（林地開発区域への進入箇所と接道する公道の付近など）に掲示し、林地開発行為完了確認済通知書を受付するまで掲示しておくこと。
- ③ 標識の掲示を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。（条例第15条第1項）

(2) 境界杭の設置（条例第6条第2項）

留意事項

- ① 林地開発区域（許可に係る森林の土地の区域）及び残置森林区域の外周の屈曲点のほか、20mごとに杭を設置すること。
- ② 林地開発区域の外周に設置する杭の色は赤色とし、残置森林区域の外周に設置する杭の色は白色とする。
- ③ 林地開発区域に境界杭を設置しなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。（条例第15条第1項）



2 林地開発行為着手の届出（条例第7条）

別記第2号様式（条例規則第5条）

林 地 開 発 行 為 着 手 届

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住 所（法人にあっては、名称
氏 名 及び代表者の氏名）[㊞]

次のとおり森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に着手したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第7条の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）
林地開発区域の 所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第5位を切り捨てて記載すること。
- 3 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

(別記第 2 号様式)

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 3 4)に準ずること。

留意事項

- ① 許可を受けた林地開発行為に着手したときは、本様式により着手した日から 10 日以内に届け出ること。
- ② 届けには、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表（法施行細則別記第 6 号様式）
 - イ 林地開発行為許可済標識の写真
 - ウ 上記イの写真の撮影位置及び 1（2）の境界杭の位置及び杭の番号を明示した土地利用に関する計画を明示した平面図（縮尺 1/3,000 以上）
- ③ ①の届出を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。（条例第 15 条第 1 項）

3 施行状況の報告等

(1) 林地開発行為施行状況報告書の提出（条例第8条第1項）

別記第3号様式（条例施行規則第6条第1項）

林 地 開 発 行 為 施 行 状 況 報 告 書

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住 所（法人にあっては、名称）
氏 名 及び代表者の氏名 ㊞

次のとおり森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、
年3月31日現在における施行状況を千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第8条第1項の規定により報告します。

許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 （事業の名称）	()
林地開発区域の 所 在 場 所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha

注

- 1 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を2段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 3 4)に準ずること。

留意事項

- ① 毎年3月31日現在の施行状況を、本様式により当該年の4月10日までに報告すること。
- ② 報告書には、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表
 - イ 現況写真(全景、仮設を含む防災施設の設置状況、垂直高さ10m以上の盛土の施工状況など)
 - ウ イの写真の撮影位置を示した土地利用に関する計画を明示した平面図(縮尺1/3,000以上)
- ③ 報告対象期間内に着手しなかった場合には、②の書類及び図面に加え、その理由を記した書類を添付すること。
- ④ ①の報告を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第15条第1項)

(2) 防災施設の工事完了の届出（条例第8条第2項）

別記第4号様式（条例施行規則第7条第2項）

林地開発行為施行状況（防災施設関係）届

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住所（法人にあっては、名称）
氏名 及び代表者の氏名 印

次のとおり森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、防災施設の工事完了に係る施行状況を千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第8条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）
林地開発区域の 所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha
防災施設の種別	

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を2段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 34)に準ずること。

留意事項

- ① 許可に係る防災施設の工事が完了したときは、その都度本様式により工事が完了した日から10日以内に届け出ること。
- ② この届出の対象となる防災施設とは、次に掲げる施設とする。(特定防災施設)
 - ア 調節池又は浸透池
 - イ 主要な排水路及び導水路
 - ウ 擁壁(直高5メートル以上のものに限る。)
 - エ えん堤
 - オ その他主要な防災施設として知事が指定するもの
- ③ 届けには、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工事の出来形図
 - イ 施行の状況が把握できる写真
- ④ 届けは、②の防災施設の工事完了ごとに提出すること。
- ⑤ ①の届出を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第15条第1項)

(3) 植栽の届出（条例第8条第3項）

別記第5号様式（条例施行規則第8条第1項）

林地開発行為施行状況（植栽関係）届

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住所（法人にあっては、名称
氏名 及び代表者の氏名）印

次のとおり森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、植栽に係る施行状況を千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第8条第3項の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）
林地開発区域の 所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha
植栽の基盤に係る整備の 完了年月日	年 月 日

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

(別記第5号様式)

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を2段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 34)に準ずること。

留意事項

- ① 植栽基盤造成後(基盤整備後の調査を行った後)に、許可に係る植栽をしようとするときは、本様式によりあらかじめ届け出ること。
- ② 届けには、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工事の出来形図(平面図及び縦横断図)
 - イ 緑化計画書(法施行細則第2条第3項第14号の規定による別記第4号様式)
 - ウ 植栽基盤の施工の状況が把握できる写真
 - エ ウの写真の撮影位置を示した土地利用に関する計画を明示した平面図(縮尺1/3,000以上)
- ③ 基盤整備後の調査を行う地点の数は下表により決定するものとし、調査地点毎に上記②ウの写真を撮影するとともに、地点ごとの測定値等のデータを併せて提出すること。なお、測定値が確認できる測定機器の写真も併せて提出すること。
- ④ ①の届出を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第15条第1項)

植栽基盤整備後の調査地点数の基準

調査対象	調査項目	植栽・緑化面積 (基盤整備面積) A	基準となる 調査地点数 B	最低調査 地点数 C
植栽予定地の 有効土層	土壌硬度	1 h a 未満	A/0.2ha	1 地点
	p H	1 h a 以上	A/0.5ha	5 地点
	透水性			
	養分の状況			
	排水性		適宜	1 箇所
	有効土層厚	1 h a 未満	A/0.1ha	2 地点
		1 h a 以上 5 h a 未満	A/0.2ha	10 地点
		5 h a 以上 10 h a 未満	A/0.25ha	25 地点
		10 h a 以上	A/0.5ha	40 地点
緑化予定地の 斜面	土質			
	乾燥の状況		適宜	1 箇所
	凍結の状況			
	勾配 土壌硬度	1 h a 未満	A/0.2ha	1 地点
		1 h a 以上	A/0.5ha	5 地点

(注1) 基準となる調査地点数と最低調査地点数を比較し、多い方の地点数を調査地点数とする。

(注2) 基準となる調査地点数の端数処理は小数点以下切り捨てとする。

(注3) 調査地点は区域内に均等に配するものとする。

4 林地開発行為の内容の変更（法施行細則第3条）

許可を受けた林地開発行為の内容等を変更しようとする場合であって、次の①から⑥のいずれかに該当する場合（以下「重要な変更」という。）は、「林地開発変更許可申請書」（P 1 1 6）により申請を行い、許可を受ける必要があります。

- ① 開発行為の目的の変更（※1）
- ② 開発行為に係る森林の土地の区域の変更
- ③ 造成森林又は造成緑地の区域が2割以上増減する場合の変更
- ④ 切土又は盛土の変更のうち防災施設の規模又は構造に影響する場合の変更
- ⑤ 主要な防災施設（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設）の廃止若しくは新設及び構造又は位置の変更
- ⑥ 排水系統の変更（排水路断面毎の集水区域の変更を伴う場合に限る。）

（審査基準第3章 第1 2 重要な変更）

※1 「開発行為の目的の変更」に該当するのは、「V 開発行為の一般的要件及び許可基準」第5における表5（P 1 4 7）及び表8（P 1 5 0）中の主な開発行為の種類について、変更をする場合となります。

また、変更により、開発行為の目的を変更する場合、又は新たに林地開発区域となる区域の面積が、変更前の同面積の10分の2を超え、かつ、増加する面積が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える場合には、変更許可申請を行う前に、事前協議等の申請の事前手続を再度行う必要があります（P 1 2）。

なお、重要な変更には該当しない変更についても、変更に係る行為を行う前に、許可を行った機関（森林課又は林業事務所）と協議を行い、変更内容が許可を要しないことを確認した上で、「林地開発行為変更届」（P 1 1 9）を提出してください。

(1) 林地開発行為の変更許可申請（法施行細則第3条第1項）

別記第12号様式（法施行細則第3条第1項）

林 地 開 発 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者 住 所 〔 法人にあっては、名称 〕
氏 名 〔 及び代表者の氏名 〕 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ha
開発行為の目的	
変更理由	

変更内容	変更事項	変更前	変更後

備考	
----	--

注

- 1 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 事業計画概要説明書及び土地利用計画明細書は、変更する事項に係る記載欄を上下に分けて、下段に変更前のものを記載し、上段に変更後のものを朱書きで記載すること。
- 3 変更について許可を受けている開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

(別記第 1 2 号様式)

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 3 4)に準ずること。
- ④ 「変更内容」については、別葉とすることができる。

留意事項

- ① 申請は、計画を変更する前に行うこと。
- ② 変更許可申請書には、「事業計画概要説明書」(P 3 6～P 3 9)及び「宣誓書」(P 9 6)のほか、変更に係る書類及び図面を添付すること。
- ③ 「事業計画概要説明書」は、変更前と変更後の 2 段書きとし、上段に変更後を朱書きとすること。

(1) - 2 許可制の適用のない開発行為に係る変更協議 (行政指導指針第25条第1項)

別記第11号様式

許可制の適用のない開発行為に係る変更協議書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり開発行為の計画を変更したいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第25条第1項の規定により協議します。

回答年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	ha
開発行為の目的 (事業の名称)	()
変更理由	

変更内容	変更事項	変更前	変更後

備考	
----	--

※ 記載方法及び留意事項は、(1) 林地開発変更許可申請書に準じる。

(2) 林地開発行為の変更の届出 (条例第9条)

別記第6号様式 (条例施行規則第9条第1項)

林 地 開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住所 (法人にあつては、名称)
氏 名 及び代表者の氏名 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり変更したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第9条の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日	千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 (事業の名称)	()	
林地開発区域の 所在場所	郡・市	町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha	
変更内容 ・住所 ・代表者の氏名 ・工事施工者 ・事業又は施設の名称 ・林地開発行為の期間 ・その他	新	
	旧	
変更理由		

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 住民票の写し、法人の登記事項証明書、工事経歴書等、変更の内容に応じた書類を添付すること。
- 3 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 3 4)に準ずること。

留意事項

- ① 重要変更以外の変更をしたときには、本様式により変更した日から 1 0 日以内に届け出ること。
- ② 開発行為の期間を変更する場合は、変更理由書及び工程表を添付すること。
- ③ 代表者の氏名又は住所を変更する場合は、住民票の写し又は法人の登記事項証明書を添付すること。
- ④ 工事施工者を変更する場合は、「工事施工者の能力に関する書類」(P 9 5)を添付すること。
- ⑤ 工区を変更する場合は、全体及び工区ごとの土地利用計画明細書、森林調書及び工区を明示した土地利用計画平面図を添付すること。
- ⑥ 上記②から⑤のほか、変更の内容に係る書面又は図面を添付すること。
- ⑦ ①の届出を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第 1 5 条第 1 項)

(2) - 2 許可制の適用のない開発行為の変更報告書（行政指導指針第26条第1項）

別記第12号様式

協議を要しない変更報告書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 ㊦

次のとおり開発行為を変更したので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第26条第1項の規定により報告します。

回答年月日・番号	年 月 日 第 号	
開発行為の目的 (事業の名称)	()	
開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆	
開発行為に係る 森林の土地の面積	ha	
変更内容 ・代表者の住所 ・代表者の氏名 ・工事施工者 ・事業又は施設の名称 ・開発行為の期間 ・その他	新	
	旧	
変 更 理 由		

※記載方法及び留意事項は、(2) 林地開発行為の変更の届出に準ずる。

5 林地開発行為の休止・廃止

(1) 休止・廃止の届出(条例第10条第1項)

別記第7号様式(条例施行規則第10条第1項)

林 地 開 発 行 為 休 止 (廃 止) 届

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住所(法人にあっては、名称
氏名 及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり休止(廃止)したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第10条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 (事業の名称)	()
林地開発区域の 所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha
着手年月日	年 月 日
休止予定期間 (廃止年月日)	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日)
休止(廃止)の理由	
休止(廃止)時における開 発行為の状況及び進捗率	
防 災 措 置	

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。
- 3 防災措置欄には、休止(廃止)に当たって措置した内容を記載すること。

記載方法

- ① 「休止」又は「廃止」のどちらかの文字を消すこと。
- ② 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ③ 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を2段書きで記載すること。
- ④ 「休止（廃止）年月日」欄には、休止の場合は休止予定期間を、また廃止の場合は廃止年月日を記載すること。
- ⑤ 「防災措置」欄には、休止（廃止）に当たって措置した内容を記載すること。
- ⑥ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」（P 34）に準ずること。

留意事項

- ① 許可を受けた林地開発行為を休止又は廃止したときは、本様式により遅滞なく届け出ること。
- ② 届けには、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表（休止又は廃止する時点のもの）
 - イ 工事の出来形図（申請又は変更した際に提出したすべての図面に出来形部分を赤色で明示したもの）
 - ウ 現況写真（休止又は廃止する時点の状況が把握できる写真と、工種毎の写真）
 - エ ウの写真の撮影位置を示した土地利用に関する計画を明示した平面図（縮尺1/3,000以上）
 - オ 休止の場合は、特定防災施設（条例施行規則第7条第1項に規定する防災施設）に係る維持管理に係る計画書
 - カ 廃止の場合は、廃止に当たり行った森林の復元措置を示した図面（縮尺1/3,000以上）及び森林調書並びに土地利用計画明細書
- ③ 届出の休止期間は、原則として1年以内とする。
なお、さらに休止を継続する場合には、再度休止届を提出する。
ただし、この場合は、「林地開発行為施行状況報告書」（P 109）の提出は、必要ありません。
- ④ 休止（廃止）届の提出後、森林の有する公益的機能の維持に支障がないかどうか県が確認をし、その結果、必要な措置を行うよう指示がされる場合があります。（条例第10条第2項及び第3項）
- ⑤ 休止した林地開発行為を再開しようとする場合には、「林地開発行為再開届」（P 124）を工事再開前に提出すること。（条例第10条第4項）
- ⑥ ①の届出又は④の県が指示した必要な措置を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。（条例第15条第1項）

(2) 再開の届出 (条例第 10 条第 4 項)

別記第 8 号様式 (条例施行規則第 11 条第 1 項)

林 地 開 発 行 為 再 開 届

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住 所 (法人にあっては、名称
氏 名 及び代表者の氏名) 印

年 月 日付で、林地開発行為休止届を提出し、休止していた林地開発行為を次のとおり再開したいので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第 10 条第 4 項の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 (事業の名称)	()
林地開発区域の 所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha
再開予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 3 4)に準ずること。

留意事項

- ① 休止していた林地開発行為を再開しようとするときは、工事再開前に本様式により届け出ること。
- ② 届けには、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表 (工事再開後のもの)
 - イ 現況写真
 - ウ イの写真の撮影位置を示した土地利用に関する計画を明示した平面図 (縮尺 1/3, 000 以上)
- ③ ①の届出を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第 1 5 条第 1 項)

6 事業の完了（条例第11条第1項）

別記第9号様式（条例施行規則第12条第1項）

林地開発行為完了届

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住所（法人にあっては、名称）
氏名（及び代表者の氏名） 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為が次のとおり完了したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第11条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日・番号		年 月 日 千葉県 指令第 号	
林地開発行為の目的 (事業の名称)		()	
林地開発区域の 所在場所		郡・市 町・村 字 番 ほか 筆	
林地開発区域の面積		ha	
完了 内容	完了区分	全部 ・ 一部(工区)	
	完了年月日	年 月 日	
	完了面積	事業区域の面積	ha
		事業区域内の 森林の面積	ha
		林地開発区域 の面積	ha
	工区内訳	既完了工区	
		今回完了工区	
未完了工区			
工事施工者	住 所		
	氏 名		

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 3 4)に準ずること。

留意事項

- ① 許可を受けた林地開発行為(工区に分けたときは工区)の全部について許可に係る林地開発行為が完了したときは、本様式により完了した日から 10 日以内に届け出ること。
- ② 届けには、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 工程表
 - イ 工事の完成後の現況写真(工事状況全体が把握できる写真、残置又は造成する森林若しくは緑地の箇所ごとの写真、主要な施設及び防災施設の写真)
 - ウ イの写真の撮影位置を示した土地利用計画平面図(縮尺 1/3,000 以上)
 - エ 特定防災施設(条例施行規則第 7 条第 1 項に規定する防災施設)の完成後の平面図
 - オ 森林調書
 - カ 土地利用計画明細書
- ③ 完了届の提出後、許可の内容に適合しているかどうか県が確認をし、その結果、必要な措置を行うよう指示がされる場合があります。(条例第 11 条第 2 項及び第 3 項)
- ④ ①の届出を行わなかった場合又は③の県が指示した必要な措置を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第 15 条第 1 項)

6-2 許可制の適用のない開発行為に係る完了確認の依頼(行政指導指針第27条第1項)

別記第13号様式

許可制の適用のない開発行為に係る完了確認依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所
 氏名

(法人にあつては、名
 称及び代表者の氏名)

 ㊞

次のとおり開発行為が完了したので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第27条第1項の規定により完了の確認を依頼します。

回答年月日・番号		年 月 日 第 号	
開発行為の目的 (事業の名称)		()	
開発行為に係る 森林の所在場所		郡・市 町・村 字 番 ほか 筆	
開発行為に係る 森林の土地の面積		ha	
完了 内 容	完了区分	全 部 ・ 一 部 (工区)	
	完了年月日	年 月 日	
	完了面積	事業区域の面積	ha
		事業区域内の 森林の面積	ha
		開発行為に係る 森林の土地の面積	ha
	工区内訳	既完了工区	
		今回完了工区	
		未完了工区	
工事施工者	住 所		
	氏 名		

※ 記載方法及び留意事項は、「林地開発行為完了届」(P126～P127)に準ずる。

7 林地開発許可の地位の承継（条例第12条第1項）

別記第10号様式（条例施行規則第13条第1項）

林 地 開 発 行 為 許 可 承 継 届

年 月 日

千葉県知事

様

被承継者 住所 〔 法人にあっては、名称
氏名 及び代表者の氏名 〕 印

承 継 者 住所 〔 法人にあっては、名称
氏名 及び代表者の氏名 〕 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり林地開発の許可の地位を承継したので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第12条第1項の規定により届け出ます。

許可の概要	許可年月日・番号	年 月 日	千葉県	指令第	号
	林地開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）			
	林地開発区域の 所在場所	郡・市	町・村	字	番 ほか 筆
	林地開発区域の面積	ha			

届 出 に 係 る 承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 の 原 因		

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を2段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 34)に準ずること。

留意事項

- ① 許可を受けた林地開発行為の許可の地位を承継した場合は、本様式により遅滞なく届け出ること。
- ② 承継届は、連名で行うことを原則とする。
- ③ 届出には、以下の書類を添付すること。
 - ア 林地開発区域の土地の権利の取得状況(別添様式、登記事項証明書等土地の権利状況がわかる書類を添付(写し可))
 - イ 届出者が個人の場合は住民票の写し、法人の場合は定款又は寄付行為及び登記事項証明書、法人でない団体の場合は代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - ウ 承継にかかる林地開発区域内の土地につき権原を有していることを示す書類(土地貸借契約書の写し(印鑑登録証明書添付)、林地開発行為同意書(印鑑登録証明書添付)等)
 - エ 事業者の地位を承継したことを明らかにする書類
被承継者と承継者間の契約書の写し等(任意の様式)。相続、法人の合併・分割の場合は以下の書類。
 - i 相続した場合には、被相続人との続柄、相続の開始日を記載した書類及び被承継人の除籍謄本及び承継人の戸籍謄本その他の相続人であることを証する書類(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意)
 - ii 合併(許可を受けた法人と許可を受けていない法人が合併する場合において、許可を受けた法人が存続するときを除く。)した場合には、合併の理由、合併の時期及び合併の方法及び条件を記した書類並びに合併契約書の写し
 - iii 分割(当該許可に係る事業を承継させた場合に限る。)した場合には、分割の理由、分割の時期及び分割の方法及び条件を記した書類並びに分割契約書の写し
- ④ 承継に先立ち、事業に相当の休止期間があった場合には、林地開発行為の施行能力を明らかにするため、必要な書類の確認又は提出を求める場合がある。
- ⑤ ①の届出を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第15条第1項)

(別添様式)

林地開発区域の土地の権利の取得状況

No.

[illegible]

注

- 1 「森林の所在場所」欄には、当該許可に係る森林調査に記載の地番を記載してください。（許可後に分筆等があった場合は、それらを整理の上、備考欄に記載してください。）
- 2 「取得した権利の種類等」欄には、取得した権利の種類（所有権・賃貸借権等）、取得年月日（契約年月日）及び取得に至った原因（合併・売買・競売等）を記載してください。

8 災害等の報告（条例第13条第2項）

別記第11号様式（条例施行規則第14条第1項）

林地開発行為災害等報告書

年 月 日

千葉県知事

様

事業者 住所（法人にあっては、名称）
氏名（及び代表者の氏名）印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、次のとおり森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能の維持に支障が生じたので、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第13条第2項の規定により報告します。

許可年月日・番号	年 月 日 千葉県 指令第 号
林地開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）
林地開発区域の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林地開発区域の面積	ha
災害等発生年月日	年 月 日
災害等の原因	
災害等の状況	
応急措置の状況	
今後の復旧方法	

注

- 1 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

記載方法

- ① 「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。
- ② 変更許可を受けている場合には、「許可年月日・番号」欄には、当初と直近の許可年月日・番号を 2 段書きで記載すること。
- ③ その他の項目の記載方法については、「林地開発許可申請書」(P 3 4)に準ずること。

留意事項

- ① 許可に係る林地開発行為が行われている間に、降雨や地震などにより斜面の崩壊や土砂の流出など森林の有する災害や水害の防止機能の維持に支障が生じた場合には、許可を受けた者は、必要な措置を取らなければならない。(条例第 1 3 条第 1 項)
- ② ①に掲げる事態が生じた場合には、本様式により遅滞なく報告すること。
- ③ ②の報告書には、以下の書類及び図面を添付すること。
 - ア 災害状況及び応急措置の状況の写真
 - イ 災害状況、復旧計画の内容等を明示した土地利用計画平面図 (縮尺 1/3, 000 以上)
 - ウ 特定防災施設に係る計画平面図又は完成後の平面図
 - エ 工程表
- ④ ①の必要な措置又は②の報告を行わなかった場合には、知事から林地開発行為の中止、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ぜられる場合があります。(条例第 1 5 条第 1 項)

V 開発行為の一般的要件及び許可基準（千葉県林地開発許可審査基準）

第1 一般的事項

次の1から8までのいずれかの事項に該当しない場合は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当するものとして許可しないこととする。

1 開発行為の実施の確実性

次の(1)から(4)の事項のすべてに該当すること。

- (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うものと認められること。
- (2) 開発行為に係る森林について、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ているものと認められること。

注：「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができるものと認められる場合を指します。

なお、このことについては、申請するときの要件であり、許可する時点においては、全員の同意を得ていることが必要です。

- (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等（他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続）を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であるものと認められること。
- (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があるものと認められること。

2 適正な開発規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であるもの（法令等に面積に関する基準が定められているときは、これを斟酌して決められたものであること。）と認められること。

3 全体計画との関連性

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての申請である場合には、全体計画との関連が明らかであるものと認められること。

4 一時的な開発行為

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における森林復元の措置が適切に行われるものと認められること。

5 森林施業への影響

開発行為が周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれのないように適切な配慮がなされているものと認められること。

6 残置森林等の維持管理

開発行為をしようとする森林の区域内に配置される残置森林等が、善良に維持管理されるものと認められること。

7 現場責任者の配置

作業中の時間にあつては事業区域に常駐し、作業中の時間外にあつては事業場に直ちに到着することができる者として、現場責任者を配置するものと認められること。

8 申請者の要件

申請者が次の(1)から(5)までのいずれにも該当しないこと。

- (1) 法第10条の3の規定又は千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年千葉県条例第4号。以下「条例」という。）第15条の規定による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
- (2) 法第10条の2第1項による許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過していないものを含む。）
- (3) 法第10条の3の規定又は条例第15条の規定による中止を命ぜられ、その中止の期間が経過しない者
- (4) 申請者が未成年者で、その法定代理人が、前記(1)から(3)までのいずれかに該当する者
- (5) 法第206条第1号若しくは第2号又は条例第28条から第30条までに規定する罰則を受け、3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過していないものを含む。）

第2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係事項）

1 土砂の移動量に関する基準

開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であるものと認められること。

なお、土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量は、それぞれ18ホール当たり200万立方メートル以下であること。

2 切土及び盛土に関する基準

切土及び盛土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び法面の勾配、小段又は排水施設の設置その他の措置が次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に講じられているものと認められること。

ただし、開発行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準によることとして差し支えないが、これらの場合も、次の(2)－イー(イ)、(2)－エ、(2)－カ及び(2)－キに掲げる基準に適合するものであること。

(1) 切土に関する基準

次のアからオまでに掲げる事項のすべてに該当するものであること。

ア 切土の施工は、階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

ウ 切土の高さが10メートルを超える場合には、高さ5メートルから10メートル毎に幅1.5メートル以上の小段が設置されるほか、地表流下水による法面崩落のおそれがある場合には排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

エ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他必要な措置が講じられていること。

オ 掘削面は滞水箇所が生じないよう、全体的に均等に整地されること。

なお、採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取を行なう事業、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利の採取を行なう事業及び千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）第2条第1項に規定する土の採取を行なう事業については、掘削土砂量と埋戻し土砂量が明らかであり、採取後の埋戻し措置が講じられていること。

(2) 盛土に関する基準

次のアからクまでに掲げる事項のすべてに該当するものであること。

ア 盛土の施工は、施工前の地盤の段切りをするなど適切な処理をし、一層当たりの敷均し厚を30～50センチメートルで水平に敷均して順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

イ 法面の勾配は、盛土材料、盛土高（法肩と法尻の高低差をいう。）、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に沿って現地に適合した安全なものであること。

(ア) 盛土の法面勾配は、30度以下であること。

(イ) 盛土の高さが10メートルを超える場合は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定が確保されていること。

また、盛土は密度試験及び強度試験で締固めが十分行われ、施工中は土質試験等で盛土材料の土質定数が設計値と同等以上であることを確認する等適切な品質管理がなされることが施工計画書で確認できること。

なお、安定計算における安全率は1.2以上（地震時1.0以上）とする。

ウ 盛土の高さが5メートルを超える場合には、高さ5メートル毎に幅1.5メートル以上の小段が設置されるほか、地表流下水による法面崩落のおそれがある場合には、排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

エ 盛土の上部の平坦地は、滞水する構造となっていないこと。

オ 盛土を施工する地盤は、盛土に耐える十分な支持力を有していること。

また、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が必要に応じて講じられており、特に谷部などの湧水等が確認される場合には、盛土区域外に排水するための暗渠の設置等の措置が講じられていること。

カ 盛土は、谷部をせき止める構造となっていないこと。また、上流部からの流下水が滞水する構造となっていないこと。

キ 盛土を施工する場所及び高さは、次の(ア)から(イ)に掲げる基準により現地に適合した安全なものであること。

ただし、盛土を施工する場所が平坦地（斜面勾配7分の1以下）である場合を除く。

(ア) 盛土を施工することにより、施工する場所の最下流点における集水区域が変更されないこと。

(イ) 盛土の天端の高さは、盛土を施工する土地の斜面直上の尾根の高さを超えないこと。

ク 盛土内の排水処理については、地山からの湧水や雨水等の浸透水を排除し、盛土内の地下水位を低下させ、盛土の安定を確保するため、地下排水工を設置し、適切に地下排水処理を行うこと。

なお、地下排水工については、「道路土工 盛土工指針」（公益社団法人日本道路協会）によるものであること。

3 擁壁の設置、その他法面の崩壊防止の措置に関する基準

前記2の基準によりがたい場合については、次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切な措置が講じられているものと認められること。

ただし、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準に、盛土規制法第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準によることとして差し支えない。

(1) 擁壁の設置基準

切土又は盛土行った後の法面の勾配が前記2の基準によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は人家、学校及び道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられていること。

ア 切土により生じる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。

ただし、硬岩盤である場合若しくは次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りで

はない。

(ア) 土質が表1の左欄に掲げる区分に該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下の場合。

(イ) 土質が表1の左欄に掲げる区分に該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、法面の高さが5メートル以下の場合。

ただし、この場合において、(ア)に該当する法面により上下に分離された法面が生じるときは、(ア)に該当する法面は存在せず、その上下の法面は連続しているものとしてみなす。

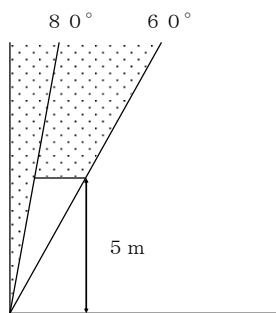
表 1

土質区分及び法勾配による擁壁等の設置基準

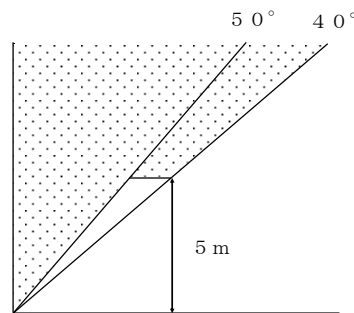
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

切 土

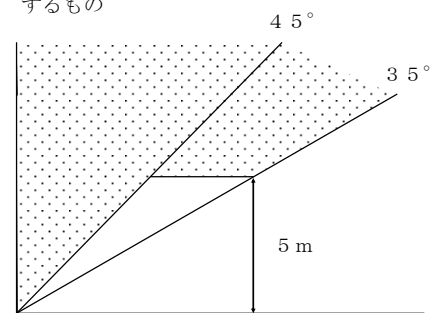
図A
軟岩（風化の著しいものを除く。）

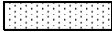


図B
風化の著しい岩

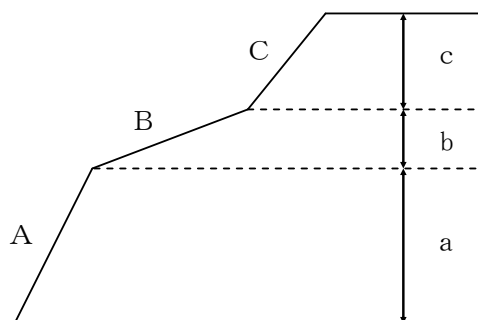


図C
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの



 は擁壁を要する範囲

切土（複合断面）



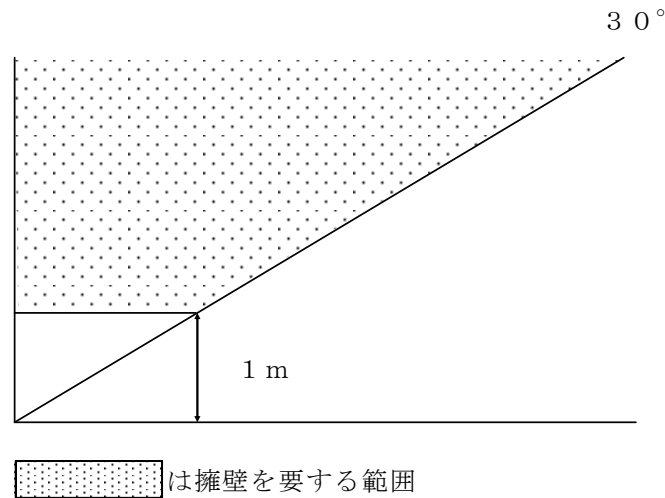
擁壁を要しない法面又はがけの部分

A及びCは表1の中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下に該当し、Bは同表中欄の角度以下に該当する部分。

したがって、擁壁を要しない場合は $a + c = 5$ m以内までとなる。

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。

盛 土



(2) 擁壁の構造基準

設置される擁壁の構造は、次のアからカに掲げる基準により決定されていること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合の安全率は1.5以上であること。

なお、擁壁に作用する土圧等の合力の作用点が擁壁底盤の中央3分の1の範囲内にあること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合の安全率は1.5以上であること。

エ 基礎地盤は十分な支持力を有し、土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適切な水抜穴が3平方メートルに1箇所以上設けられていること。

カ 擁壁の構造は「治山技術基準解説」（社団法人日本治山治水協会）及び「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）によることができる。

4 切土及び盛土の法面の保護に関する基準

切土又は盛土を行った後の法面が雨水、渓流水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に講じられているものと認められること。

ただし、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準に、盛土規制法第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準によることとして差し支えない。

(1) 法面保護の措置

植生による保護（植栽工、播種工、伏工、筋工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合若しくは植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合又は法面が人家、学校及び道路等に近接する場合には、人工材料による適切な保護（張工、法枠工、柵工等）が講じられていること。

また、再生土による盛土の法面については、法面保護の措置が適切に講じられているものと認

められること。

なお、植生による保護については「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」（平成22年10月1日施行。以下「緑化技術指針」という。）に基づき決定されていること。

- (2) 地表流下水、湧水及び溪流水により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられていること。

なお、この場合における擁壁の構造は、前記3-(2)によるものであること。

5 えん堤の設置等に関する基準

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤の設置及び森林の残置等の措置が適切に講じられているものと認められること。

えん堤は次の(1)から(3)に掲げる基準により設置されていること。

- (1) えん堤の堆砂容量は、開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

この場合、開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

ただし、えん堤の管理が適切に行われ、随時堆積土砂を排除することができる構造である場合には、別に算定した値とすることができる。

- (2) えん堤の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置となっていること。
(3) えん堤の構造は「治山技術基準解説」（社団法人日本治山治水協会）によるものであること。

6 雨水等の排水施設に関する基準

雨水等の排水については、次の(1)から(3)に掲げる基準により、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられているものと認められること。

ただし、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準に、盛土規制法第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準によることとして差し支えないが、これらの場合も、次の(1)－ア－(ウ)－b、(1)－ウ及び(2)－エに掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 排水施設の断面は、次のアからウの基準により決定されていること。

ア 排水施設の断面は(イ)により算定される雨水流出量(Q)の1.2倍以上の排水が可能であること。

排水施設の流量(Q1)は次の(イ)により算定され、流速は原則としてマンニング式により求められていること。

ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算定することができる。

- (イ) 雨水流出量の算定

排水施設の計画に用いる雨水流出量は、次式により算出されていること。

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hr)
A : 集水区域面積 (ha)

(イ) 排水施設の流量の算定

a 排水施設の流量の算定

$$Q_1 = a \times V$$

Q₁ : 流量 (m³/sec)

a : 通水断面積 (m²)

V : 平均流速 (m/sec)

b 平均流速の算定 (マンニングの式)

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

n : 粗度係数

R : 径深 = A/p

A : 流水断面積 (m²)

p : 潤辺長 (m)

I : 水路勾配 (分数又は小数)

(ウ) 前式の適用に当たっては、次の a から d までによるものであること。

a 林地等地表状態別の流出係数は、表 2 を参考にして定められていること。

b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。

ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号ロ又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条第 1 項第 4 号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 3 を参考として用いられていること。

d 設計雨量強度は「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」（千葉県）によることとして差し支えない。

表 2

林地等地表状態別の流出係数

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

(注 1) 区分欄の浸透能は、地形、地質及び土壌等の条件によって決定されるものであるが、区分の適用については、山岳地は「浸透能小」、丘陵地は「浸透能中」、平地は「浸透能大」として差し支えない。

表 3

単位時間

流域面積	単位時間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

イ 排水施設の断面は、雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合には、これらを考慮し、アで求められた断面より一定程度大きく定められていること。

ウ 調節池の下流に位置する排水施設については、調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設は、次のアからエの基準により決定されていること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造となっていること。

イ 排水施設は、屈曲部、排水施設の合流部及び維持管理上必要な箇所にます(柵)又はマンホール等の設置が講じられていること。

なお、ます(柵)及びマンホール等の設置については「開発許可制度の解説(都市計画法編)」(千葉県)、「下水道施設計画・設計指針と解説」(公益社団法人日本下水道協会)及び「道路土工要綱」(公益社団法人日本道路協会)によるものであること。

ウ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

エ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩き等必要な措置が適切に講じられていること。

(3) 前記(2)のウにより河川又は水路等に排水を導く場合には、当該河川又は他の水路等の管理者の了承を得ていること。

7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(3)に掲げる基準により調節池等の設置が適切に講ぜられるものと認められること。

なお、放流先の河川管理者等と協議して放流量を決定した場合には、その値に基づいて洪水調節容量を算定することができるものとする。

また、開発地から流出する雨水等は、開発地外周部等の地形上やむを得ず流入しない場合を除き、調節池等に流入させるものとし、調節池等を設置する位置は、自然地形上の最下流部とし、設計降雨量以上の降雨があった場合でも、設計排水方向への自然流下により、調節池等へ確実に集水できる措置が講じられていること。

ただし、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準によることとして差し支えないが、この場合も、調節池等を設置する位置は、原則として自然地形上の最下流部であること。

(1) 調節池は、次のアからウに掲げる基準により決定されていること。

なお、調節池の構造については「防災調節池等技術基準（案）」（社団法人日本河川協会）及び「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」（千葉県）によるものであること。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

また、開発行為の施行期間中における調節池の堆砂量を見込む場合にあつて、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムにおける場合の1.2倍以上のものであること。

ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

ただし、やむを得ず浸透池を設置する場合については、(2)によること。

(2) 浸透池は、次のアからキの基準により決定されていること。

ただし、浸透池は「雨水浸透施設技術指針（案）」（社団法人雨水貯留浸透技術協会）及び「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」（千葉県）により決定することとして差し支えない。

ア 浸透池は、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

イ 浸透池は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の雨水の浸透によって地盤の安定が損なわれるおそれのある区域及びその影響範囲に設置しないこと。

ウ 浸透池の設置にあたっては、浸透地盤のボーリング調査等による地下水位及び土質試験又は浸透試験により把握した浸透地盤の浸透能力を基に、30年確率で想定される雨量強度における貯留容量及び浸透面積が確保されるものであること。

ただし、浸透地盤の浸透能力の算定にあたっては、既許可区域又は周辺の開発区域と同様な土質が出現することが明らかであり、当該区域における浸透地盤の浸透能力が想定できる場合には、既往の資料を使用することとして差し支えない。

エ 浸透地盤の浸透能力の低い土質を改善する必要がある場合は、透水層まで掘削し、浸透能力の高い土砂に置き換えるものであること。

オ 流入土砂により浸透地盤の浸透能力の低下が見込まれる場合は、上流側に沈殿池を設置し、土砂等の流入を防止する措置が講じられていること。

カ 浸透池は、原則として掘り込み方式であること。

ただし、やむを得ず築堤方式とする場合は「防災調節池等技術基準（案）」（社団法人日本河川協会）によるものであること。

キ 流入土砂を排除する必要がある場合の浸透池の深さは3メートル以内とする。

ただし、維持管理のための管理道を設置した場合はこの限りでない。

(3) 沈殿池は、次のアからエの基準によるものであること。

ア 沈殿池は、地すべり等の地盤の崩壊のおそれがない箇所に設置されていること。

イ 沈殿池は原則として掘り込み方式とし、掃流現象による濁水の流出を防止するため、以下の式により算定した沈降に必要な長さ、幅及び水深を有していること。

なお、沈殿池の長さは、沈殿池の幅の3倍から8倍とすること。

$$U_0 = H / T = Q / A \quad (\text{m/hr})$$

$$T = A \times H / Q \quad (\text{hr})$$

U_0 ：限界沈降速度 (m/hr) (表4を基準とする。)

H：沈殿物を沈積させる部分を除いた沈殿池の深さ (有効水深m)

T：滞留時間 (hr)

Q：処理水量 (m³/hr)

A：沈殿池の表面積 (m²)

ウ 沈殿池の容量は、沈殿物の堆積量を見込んだ容量が確保されていること。

エ 沈殿池の深さは、沈殿物の排除を考慮して3メートル以内とし、有効水深は掃流現象を防ぐため、1メートル以上とする。

表 4

粒子の沈降速度(mm/s)				(水温：10℃、密度 2.65mg/mm ³)			
直径(mm)	沈降速度	直径(mm)	沈降速度	直径(mm)	沈降速度	直径(mm)	沈降速度
1.0	100	0.2	21.0	0.04	1.1	0.006	0.025
0.9	92	0.15	15.0	0.03	0.62	0.005	0.017
0.8	83	0.10	7.4	0.02	0.28	0.004	0.011
0.7	72	0.09	5.6	0.015	0.155	0.003	0.0062
0.6	63	0.08	4.8	0.010	0.069	0.002	0.0028
0.5	53	0.07	3.7	0.009	0.056	0.0015	0.00155
0.4	42	0.06	2.5	0.008	0.044	0.0010	0.00069
0.3	32	0.05	1.7	0.007	0.034	0.0001	0.00007

(注1) 密度 2.65mg/mm³の粒子は水中の砂を主体とする無機物である。直径 0.002 mm以下は計算値であり、適用外である。

なお、沈降速度の評価に当たっては、実験により求めても差し支えない。

8 飛砂及び落石等の災害対策に関する基準

飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他必要な措置が適切に講ぜられるものと認められること。

9 仮設防災施設の設置等に関する基準

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

10 防災施設の維持管理に関する基準

開発行為の完了後においても整備した排水施設や調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について施工計画書及び維持管理計画書で確認できること。

第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係事項）

1 調節池の設置に関する基準

開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(4)に掲げる基準により調節池の設置が適切に講じられているものと認められること。

ただし、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項の基準によることとして差し支えない。

- (1) 洪水調節容量は、開発行為をしようとする森林の下流において、当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合、又は、河川管理者と協議した結果、水害の防止に関する措置の必要がない場合等には、第2-7-(1)によるものであること。

- (2) 調節池は、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて第2-7-(1)ーアによる必要な堆砂量が見込まれていること。
- (3) 余水吐の能力は、第2-7-(1)ーイによるものであること
- (4) 洪水調節の方式は、第2-7-(1)ーウによるものであること。
- (5) 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- (6) 開発行為の完了後においても整備した調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について施工計画書及び維持管理計画書で確認できること。

第4 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係事項）

1 水量の確保に関する基準

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に講じられているものと認められること。

また、周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、第2-7-(3)の基準による沈殿池の設置、残置森林その他の措置が適切に講じられているものと認められること。

- (1) 貯水池又は導水路の設置その他の措置が講じられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ていること等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- (2) 開発行為をしようとする森林の区域の上流域の湧水等に依存している水利用の実態がある場合には、迂回水路等が適切に講じられていること。

第5 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係事項）

1 残置森林等に関する基準

開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置森林等が次の(1)から(4)に掲げる基準により適切に行われているものと認められること。

(1) 「相当面積の残置森林等」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに植生回復を図り、森林又は緑地が造成されるもので、次のアからカに掲げる基準により適切に行われているものであること。

ア 開発後の法面勾配が30度未満の場合には造成森林、30度以上45度未満の場合には造成森林又は造成緑地、45度以上は造成緑地とすることを原則とする。

ただし、切土又は盛土を行った後の法面が人家、学校及び道路等に近接する場合は、法面崩壊防止の措置及び法面保護の措置が適切に講じられているものと認められること。

また、再生土による盛土の法面については、法面保護の措置が適切に講じられているものと認められること。

イ 造成森林及び造成緑地については、緑化技術指針に基づいて緑化計画が作成されていること。

ウ 残置森林等の面積の事業区域内における森林面積に対する割合は、表5による割合とされていること。

エ 残置森林等の配置は、表5により適切に配置されていること。

ただし、開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の場合の事業区域内の周辺部に配置する残置森林又は造成森林の幅は、表6により適切に配置されていること。

表 5

残置森林等の割合及び配置

開発行為の目的	主な開発行為の種類	事業区域内における残置森林等の割合	森林の配置等
別荘地の造成	保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとするもの	残置森林率は60パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積は1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその30パーセント以下とする。
ゴルフ場の造成	地方税法に定義するゴルフ場を指し、それ以外の施設であっても、利用形態等がゴルフ場と認められるもの	森林率は50パーセント以上、かつ、残置森林率40パーセント以上とする。	1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則として20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則として20メートル以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設(リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物含	森林率は50パーセント以上、かつ、残置森林率40パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積の40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当た

	む。) 総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設		りの面積は5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設テニスコート、野球場、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体となった練習場を除く）等の単一目的のスポーツ・レジャー施設	森林率は25パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成		森林率は20パーセント以上とする（緑地を含む。）。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 なお「緑地」には、次に掲げるものを含めることとして差し支えないものとする。 ・公園・緑地、広場 ・隣棟間緑地、コモン・ガーデン ・緑地帯、緑道 ・法面緑地 ・その他上記に類するもの
土石等の採掘	岩石・土・砂利採取場、一般・産業廃棄物最終処分場、残土処理場	森林率100パーセントとする（緑地を含む。）。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
専ら道路の新設又は改築		—	1 土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難若しくは不適當である場合には、残置森林又は造成森林を配置する必要はない。
畑地等の造成		—	1 土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難若しくは不適當である場合には、残置森林又は造成森林を配置する必要はない。

(注 1) 「残置森林又は造成森林を配置する」とは、原則として残置森林を配置することとし、危険区域解消等、公益的事由により、やむを得ないと認められる場合は、造成森林とすることができる。

(注 2) 「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

(注 3) 「森林率」とは、残置森林及び造成森林の面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

この「森林率」には、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からやむを得

ないと認められる場合には、森林以外の土地に造林する面積も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないと見込まれるものは対象としないものとする。

ただし、住宅地の造成の場合には、これらの土地についても緑地として取り扱って差し支えない。

(注 4) 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

(注 5) 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に所定の林帯幅の残置森林等を配置するものとする。

(注 6) 工場・事業場及びレジャー施設の設置については、1 箇所当たりの面積がそれぞれ 20 ヘクタール以下、5 ヘクタール以下としているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ 20 ヘクタール、5 ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

表 6

開発行為に係る森林の面積が 20 h a 未満の場合の事業区域内の周辺部に配置する残置森林又は造成森林の幅

開発行為に係る森林の面積	残置森林又は造成森林の幅
3 ヘクタール未満	10 メートル以上 (16 メートル以上)
3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	14 メートル以上 (23 メートル以上)
5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	18 メートル以上 (31 メートル以上)
10 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満	24 メートル以上 (40 メートル以上)
15 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満	27 メートル以上 (47 メートル以上)

(注 1) 括弧書きは、市町村の条例により水源の保護地域と指定された区域内の森林で開発行為をしようとする場合（ただし、水道水源条例により規定される事業に限る。）及び保安林と一体として開発行為をしようとする場合の基準である。

(2) 市町村の条例により水源の保護地域として指定された区域内の森林で開発行為をしようとする場合（ただし、同条例により規定される事業に限る。）及び保安林と一体として開発行為をしようとする場合には、次のア及びイに掲げる基準により適切に行なわれていること。

ア 残置森林等の面積の事業区域内における森林面積に対する割合は、表 7 の区分により表 5 又は表 8 の基準による割合とされていること。

イ 残置森林等の配置は、表 7 の区分により表 5 又は表 8 の基準により適切に計画されていること。

ただし、開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール未満の場合には表 6 の基準により適切に計画されていること。

表 7

残置森林等の割合及び配置の適用区分

市町村の条例により水源の保護地域として指定された区域内において開発行為をしようとする面積及び転用に係る保安林の面積 事業区域内の森林面積に占める市町村の条例により水源の保護地域として指定された区域内の森林の面積割合並びに保安林の面積割合	1 ha 未満	1 ha 以上 5 ha 未満	5 ha 以上
10%未満	表5 適用	表5 適用	表8 適用
10%以上	表5 適用	表8 適用	表8 適用

表 8

残置森林等の割合及び配置

(市町村の条例により水源の保護地域として指定された区域内の森林で開発行為をしようとする場合及び保安林と一体として開発行為をしようとする場合)

開発行為の目的	主な開発行為の種類	事業区域内における残置森林等の割合	森林の配置等
別荘地の造成	保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとするもの	残置森林率は70パーセント以上とする。	1 周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積は1,000平方メートル以上とする。 3 1区画内の建物敷地の面積は200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積の20パーセント以下とする。
ゴルフ場の造成	地方税法に定義するゴルフ場を指し、それ以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められるもの	森林率は70パーセント以上、かつ、残置森林率60パーセント以上とする。	1 周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則として40メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則として40メートル以上)を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たり150万立方メートル以下とする。
宿泊施設、レジャー施設の設置	ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設(リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物含む。)総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設	残置森林率は70パーセント以上とする。	1 周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積の20パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合には極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積は5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合には、その間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

工場、事業場の設置	製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設学校教育施設、病院、廃棄物処理施設 テニスコート、野球場、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体となった練習場を除く）等の単一目的のスポーツ・レジャー施設	森林率は３５パーセント以上とする。	１ 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が２０ヘクタール以上の場合には周辺部に幅５０メートル以上の残置森林又は造成森を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 ２ 開発行為に係る１箇所当たりの面積は、２０ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合には、その間に幅５０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成		森林率は３０パーセント以上とする。（緑地を含む）	１ 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が２０ヘクタール以上の場合には、周辺部に幅５０メートル以上の残置森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 ２ 開発行為に係る１箇所当たりの面積は２０ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合には、その間に幅５０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 なお「緑地」には、次に掲げるものを含めることとして差し支えないものとする。 ・公園・緑地、広場 ・隣棟間緑地、コモン・ガーデン ・緑地帯、緑道 ・法面緑地 ・その他上記に類するもの
土石等の採掘	岩石・土・砂利採取場、一般・産業廃棄物最終処分場、残土処理場	森林率１００パーセントとする（緑地を含む。）	１ 周辺部に幅５０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

（注 １）「残置森林又は造成森林を配置する」とは、原則として残置森林を配置することとし、危険区域解消等、公益的事由により、やむを得ないと認められる場合には、造成森林とすることができる。

（注 ２）「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（１５年生以下の森林）を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

（注 ３）「森林率」とは、残置森林及び造成森林の面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

この「森林率」には、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からやむを得ないと認められる場合には、森林以外の土地に造林する面積も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないと見込まれるものは対象としないものとする。

ただし、住宅地の造成の場合には、これらの土地についても緑地として取り扱って差し支えない。

（注 ４）企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

（注 ５）１事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に所定の林帯幅の残置森林等を配置するものとする。

（注 ６）工場・事業場及びレジャー施設の設置については、１箇所当たりの面積がそれぞれ２０ヘクタール以下、５ヘクタール以下としているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ２０ヘクタール、５ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

- (3) 周辺地域の土地利用や地形等により、開発区域の周辺部に残置森林を配置することが困難と認められ、やむを得ず造成森林とする場合には、高木性の樹種を植栽するとともに、周辺環境への著しい影響が生じないように適切な措置（防風・防塵ネット等の設置、施工時の配慮（散水及び作業の時間制限等））が講じられていること。
- (4) 造成森林は、周辺地域の森林植生を参考に極力自然条件に適した樹種を選定するとともに、次のアからウに掲げる基準により適切に計画されていること。
- ア 開発後の法面勾配が 30 度未満の場合には高・中木性の樹種を、30 度から 45 度未満の場合には中・低木性の樹種を植栽することを原則とする。
- イ 植栽本数は、表 9 によるものとし、植栽地全体に均等に配置されていること。
- ウ 異なる樹高の苗木を混植させる場合には、表 9 の樹高別植栽係数に植栽本数を乗じて得た値の数の和が、1 ヘクタール当たり 10,000 点以上となるよう植栽本数が算定されていること。

表 9

造成森林における植栽本数の基準

樹 高	植栽本数 (1 ヘクタール当たり) : A	樹高別植栽係数 (1 本当り) : B
1 メートル未満	2,500 本	4.0
1 メートル以上 2 メートル未満	2,000 本	5.0
2 メートル以上 3 メートル未満	1,500 本	6.7
3 メートル以上 4 メートル未満	1,000 本	10.0
4 メートル以上 5 メートル未満	900 本	11.2
5 メートル以上 7 メートル未満	700 本	14.3
7 メートル以上	500 本	20.0

(注1) $A1 \times B1 + A2 \times B2 + \dots \geq 10,000$ となるよう植栽本数を算定する。

(注2) 既に進入又は残置した樹木が中・高木樹種である場合には、その樹高に応じて算定式にカウントすることができるものとする。

2 騒音及び粉塵等による影響の緩和に関する基準

騒音及び粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の適切な箇所に必要な残置森林又は造成森林が配置されるものと認められること。

3 景観への影響の緩和に関する基準

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生じる法面を極力縮小するとともに、法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に残置森林等を配置する等の適切な措置が講じられるものと認められること。

第6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に関する事項（法第10条の2第2項第1号及び第3号関係事項）

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為を行う場合には、第1から第5の基準に加え、次の1から3に掲げる基準により適切な措置が講じられているものと認められること。

1 雨水等の排水施設に関する基準

雨水等の排水については、次の(1)及び(2)に掲げる基準により、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。

- (1) 地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われている箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算定に用いる流出係数が第2-6-(1)の表2によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

- (2) 排水施設の構造については、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等が講じられていること。

また、表面流に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講じられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていることとする。

2 太陽光発電設備を自然斜面に設置する場合の基準

自然斜面に太陽光発電設備等の構造物等を設置する場合は、次の(1)及び(2)に掲げる基準により必要な対策を適切に講じていること。

なお、自然斜面とは、開発を行う前の切土及び盛土を行っていない現地形のことをいう。

- (1) 構造物等を設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を設置していること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除したうえで、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置していること。
- (2) 自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止する必要が認められる場合は、排水施設等の必要な防災施設が設置されていること。

3 残置森林等に関する基準

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為を行う場合は、次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に行われているものと認められること。

- (1) 残置森林等の面積の事業区域内における森林面積に対する割合及び残置森林等の配置は、表10による割合及び適切に配置されていること。

ただし、開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の場合の事業区域内の周辺部に配置する残置森林又は造成森林の幅は、表6により適切に配置されていること。

表 10

残置森林等の割合及び配置

開発行為の目的	事業区域内における 残置森林等の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率は25パーセント以上、かつ、残置森林率は15パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

(注 1) 「残置森林又は造成森林を配置する」とは、原則として残置森林を配置することとし、やむを得ないと認められる場合は、造成森林とすることができる。

(注 2) 「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

(注 3) 「森林率」とは、残置森林及び造成森林の面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

この「森林率」には、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からやむを得ないと認められる場合には、森林以外の土地に造林する面積も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないと見込まれるものは対象としないものとする。

(2) 市町村の条例により水源の保護地域として指定された区域内の森林で開発行為をしようとする場合（ただし、同条例により規定される事業に限る。）及び保安林と一体として開発行為をしようとする場合には、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準により適切に行われていること。

(ア) 残置森林等の面積の事業区域内における森林面積に対する割合は、表11の区分により表10又は表12の基準による割合とされていること。

(イ) 残置森林等の配置は、表11の区分により表10又は表12の基準により適切に計画されていること。

ただし、開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の場合には表6の基準により適切に計画されていること。

表 11

残置森林等の割合及び配置の適用区分

市町村の条例により水源の保護地域として 指定された区域内において開発行為を しようとする面積及び転用に係る 保安林の面積	1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上
事業区域内の森林面積に占める 市町村の条例により水源の保護 地域として指定された区域内の 森林の面積割合並びに保安林の面積割合			
10%未満	表10 適用	表10 適用	表12 適用
10%以上	表10 適用	表12 適用	表12 適用

表 12

残置森林等の割合及び配置

開発行為の目的	事業区域内における 残置森林等の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率は35パーセント以上、かつ、残置森林率は25パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

(注 1) 「残置森林又は造成森林を配置する」とは、原則として残置森林を配置することとし、やむを得ないと認められる場合は、造成森林とすることができる。

(注 2) 「残置森林率」とは、残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

(注 3) 「森林率」とは、残置森林及び造成森林の面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいう。

この「森林率」には、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からやむを得ないと認められる場合には、森林以外の土地に造林する面積も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないと見込まれるものは対象としないものとする。

(参考1) 審査基準第2章第2-7-(2)の浸透池の設置について

浸透池の設置を計画する場合は、図1のフローのとおり現地における浸透能力調査の実施、その結果による設計浸透強度の算定、それをもとに30年確率で想定される雨量強度に対応する浸透池の貯留容量及び浸透池の構造を決定するものとする。

その具体的な運用の考え方は以下のとおりとする。

ただし、「雨水浸透施設技術指針(案)」(社団法人雨水貯留浸透技術協会)及び「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」(千葉県)に基づき浸透池を設置することとしても差し支えないものとする。

なお、設置後における浸透池の機能を継続的に維持することが重要であり、そのため浸透池の浸透面の良好な管理が担保される浸透池の構造及び管理体制を整備することが必要である。

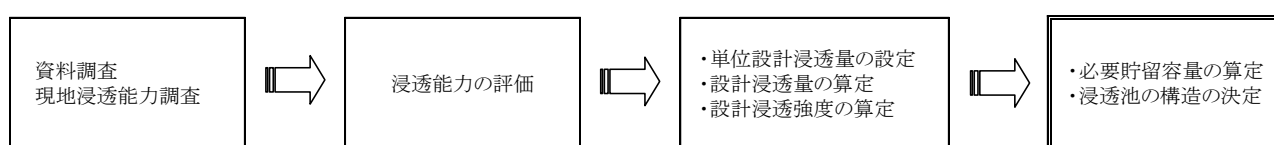


図1 浸透池の設計フロー

【具体的な運用】

1 資料調査・現地浸透能力調査

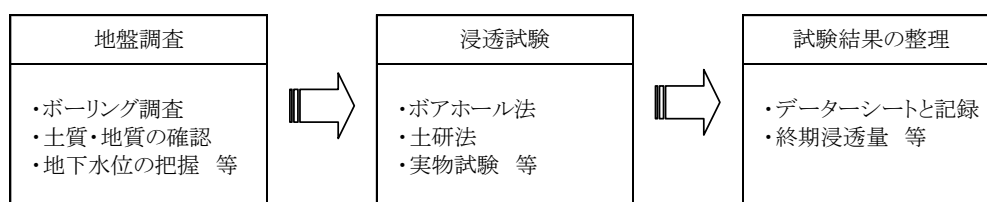


図2 資料調査・現地浸透能力調査フロー

(1) 浸透池の設置予定地(以下「設置予定地」という。)において浸透池の設置の可能性を検討するとともに、効率的な浸透試験計画などを策定するために既往の文献や参考資料により資料調査を実施するものとする。

設置計画の策定にあたり、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の浸透池の設置ができない法令指定地域や、盛土の施工や雨水の浸透により法面などの地盤の安定性が損なわれるおそれのある地域などの不適地には浸透池を設置しないものとする。

なお、法尻からの浸透池の設置位置の目安として「3m(管理道幅員)以上かつ浸透池の底面から地表面までの高さの2倍または素掘沈殿池の底面から地表面までの高さの2倍のいずれか大きい方以上」を確保して設置するものとする。

また、設置を予定している浸透池の浸透面(以下「予定浸透面」という。当運用では浸透池の底面及び側面を指す。)の透水係数が 10^{-7}m/s ($3.6 \times 10^{-4}\text{m/hr}$)より小さく良好な透水が期待できない土質の箇所、又は地下水位と予定浸透面との間隔が1.0m以上確保できない箇所には浸透池を設置しないものとする。

(2) 地盤調査は、既往資料が不足し若しくは欠如している場合には、設置予定地の土質・地質及び

地下水位を確認するためにボーリング調査等を実施するものとする。

- (3) 現地浸透試験は、地盤状況などに応じ、ボアホール法又は実物試験法等によるものとし、原則として定水位法で実施するものとする。

定水位法による浸透試験において、注水を継続すると単位時間当たり浸透量はほぼ一定値を示すので、この量を終期浸透量とする。

なお、2時間の注水を行なっても浸透量が一定にならない場合は、その時点の浸透量を終期浸透量とする。

また、設計湛水深は、設置を予定している浸透池の設計水頭（湛水深）を標準とする。

- (4) 試験結果についてはデータシートに記録・整理し、注水時間と単位時間当たり浸透量の関係図を整理する。

2 浸透能力（飽和透水係数）の評価

- (1) 現地浸透試験の結果をもとに、浸透能力（飽和透水係数）を算定する。

具体的には、現地浸透試験から得られた終期浸透量と試験施設の形状及び湛水深から得られる比浸透量をもとに、次式により飽和透水係数 k_0 を算定する。

$$k_0 = Q_t / K_t$$

k_0 ：飽和透水係数(m/hr)

Q_t ：浸透試験での終期浸透量(m³/hr)

K_t ：比浸透量(m²)

(試験施設の形状により決まる定数。ボアホール法及び土研法の場合は、直径D(m)と設定湛水深H(m)により決まり、図3及び図4を用いて求める。)

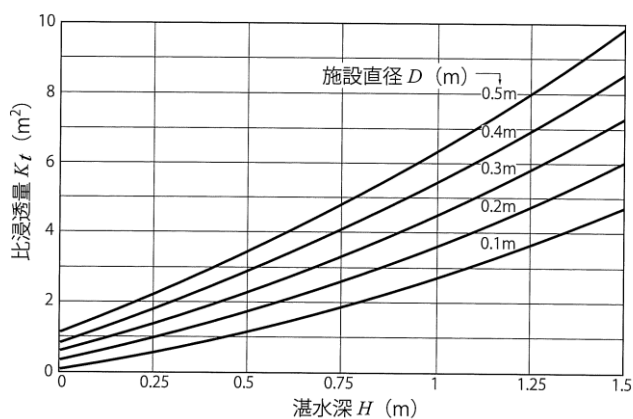


図3 ボアホール法の比浸透量(m²)

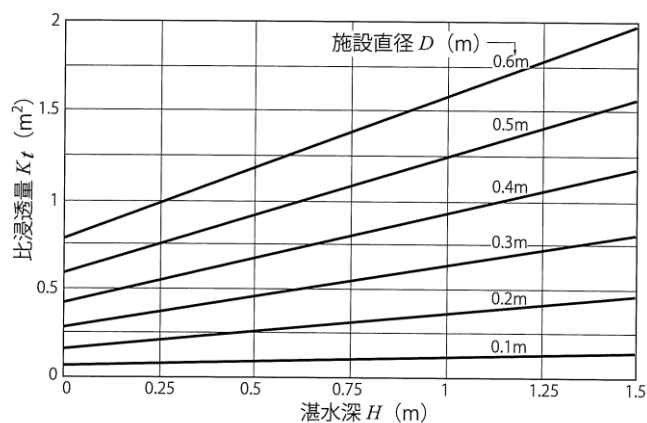


図4 土研法の比浸透量(m²)

- (2) なお、予定浸透面の地層から採取した試料による粒度試験（粒度分析）の結果から、表1により簡易に飽和透水係数（ k_0 ）を推定することができるものとする。

表1 20%粒径(D_{20})と飽和透水係数の関係(クレーガーの方法)

D_{20} (mm)	K_0 (cm/sec)	K_0 (m/hr)	土質分類	D_{20} (mm)	K_0 (cm/sec)	K_0 (m/hr)	土質分類
0.005	3.0×10^{-6}	1.08×10^{-4}	粗粒粘土	0.18	6.85×10^{-3}	2.47×10^{-1}	微粒砂
0.01	1.05×10^{-5}	3.78×10^{-4}	細粒シルト	0.2	8.90×10^{-3}	3.20×10^{-1}	
0.02	4.00×10^{-5}	1.44×10^{-3}	粗粒シルト	0.25	1.40×10^{-2}	5.04×10^{-1}	
0.03	8.50×10^{-5}	3.06×10^{-3}		0.3	2.20×10^{-2}	7.92×10^{-1}	中粒砂
0.04	1.75×10^{-4}	6.3×10^{-3}		0.35	3.20×10^{-2}	1.15	
0.05	2.80×10^{-4}	1.01×10^{-2}		0.4	4.50×10^{-2}	1.62	
0.06	4.60×10^{-4}	1.66×10^{-2}	極微粒砂	0.45	5.80×10^{-2}	2.09	粗粒砂
0.07	6.50×10^{-4}	2.34×10^{-2}		0.5	7.50×10^{-2}	2.70	
0.08	9.00×10^{-4}	3.24×10^{-2}		0.6	1.10×10^{-1}	3.96	
0.09	1.40×10^{-3}	5.04×10^{-2}		0.7	1.60×10^{-1}	5.76	
0.1	1.75×10^{-3}	6.30×10^{-2}		0.8	2.15×10^{-1}	7.74	粗粒砂
0.12	2.60×10^{-3}	9.36×10^{-2}	微粒砂	0.9	2.80×10^{-1}	1.01×10	
0.14	3.80×10^{-3}	1.37×10^{-1}		1.0	3.60×10^{-1}	1.30×10	
0.16	5.10×10^{-3}	1.84×10^{-1}		2.0	1.80	6.48×10	細礫

「掘削のポイント」(土質工学会)を改訂

3 設計浸透強度等の算定

(1) 単位設計浸透量

浸透池の単位設計浸透量は、飽和透水係数(k_0)をもとに、設置する浸透池の構造及び設計水頭における基準浸透量を求め、これに各種の影響係数を乗じて算定する。

$$Q = C \times Q_f$$

Q : 浸透池の単位設計浸透量($\text{m}^3/\text{hr}/\text{基}$)

C : 各種影響係数

Q_f : 浸透池の基準浸透量 (1基当たりの浸透量($\text{m}^3/\text{hr}/\text{基}$))

なお、浸透池の基準浸透量 Q_f は次式で算定する。

$$Q_f = k_0 \times K_f$$

k_0 : 飽和透水係数(m/hr)

K_f : 浸透池の比浸透量(m^2)

(浸透池の構造様式により形状寸法と設計水頭で決まる値。表2を用いて求める。)

また、各種影響係数 C は次式で算定する。

$$C = K_1 \times K_2 \times \alpha$$

K_1 : 目詰まりによる影響係数 (標準的な値を0.9とする。)

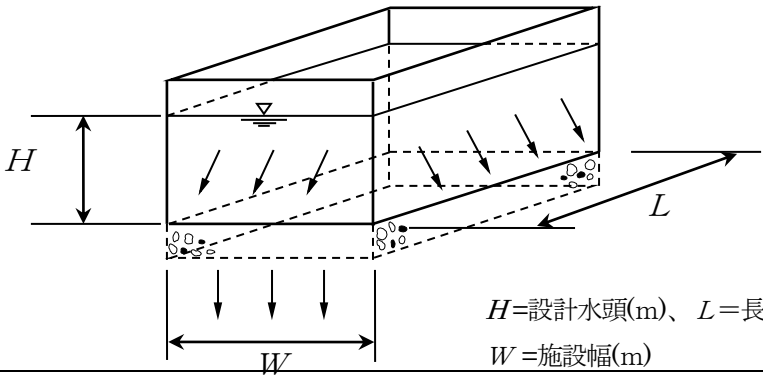
K_2 : 地下水位による影響係数

(浸透面と地下水位の間隔が1m以上の場合は1.0とする。)

α : 安全率

(目詰まりによる維持管理が必要な場合は0.8とし、必要ない場合は1.0とする。)

表2 浸透池の比浸透量[K_t 及び K_f 値(m^2)]算定式モデル

浸透面		底面及び側面					
模式図		 H=設計水頭(m)、L=長辺の長さ(m) W=施設幅(m)					
算定式の 適用範囲 目安	設計水 頭(H)	$1\text{ m} \leq H \leq 5\text{ m}$					
	施設規 模	$W=5\text{ m}$	$W=10\text{ m}$	$W=20\text{ m}$	$W=30\text{ m}$	$W=40\text{ m}$	$W=50\text{ m}$
基本式		$K_f = (aH + b)L$					
係数	a	$8.83 X^{-0.461}$	$7.88 X^{-0.446}$	$7.06 X^{-0.452}$	$6.43 X^{-0.444}$	$5.97 X^{-0.440}$	$5.62 X^{-0.442}$
	b	7.03	14.00	27.06	39.75	52.25	64.68
	c	—	—	—	—	—	—
備考		・ Xは幅(W)に対する長辺の長さ(L)の倍率を示す。$X = L/W$ ・ Xの適用範囲は1～5倍の間とする。 ・ 施設幅(W)が上記施設規模の間にくる場合には、施設幅(W)に対し比例配分して比浸透量(K_f)を求める。					

「雨水浸透施設技術指針(案) 調査・計画編」(社団法人 雨水貯留浸透技術協会 編)

(2) 設計浸透量

浸透池の場合は、前記(1)により個々の浸透池ごとに計算することとなるので、浸透池の単位設計浸透量が設計浸透量となる。

$$q = Q$$

q : 設計浸透量(m^3/hr)

Q : 単位設計浸透量($m^3/hr/基$)

(3) 設計浸透強度(r_c)

設計浸透強度は、設計浸透量を浸透池の集水面積で除して算定する。

$$r_c = q / (f \times A \times 10)$$

r_c : 設計浸透強度(mm/hr)

q : 設計浸透量(m^3/hr)

A : 集水面積(ha)

f : 開発中の流出係数

4 必要貯留容量の算定

必要貯留容量は、30年確率で想定される雨量強度をもとに、次式(簡便式)による貯留容量(V)の値が最大となる容量をもって、その必要貯留容量とする。

$$V = 1/360 (r_i - r_c/2) t_i \cdot 60 \cdot f \cdot A$$

V : 必要貯留容量(m^3)

f : 開発中の流出係数

A : 集水面積(ha)

r_c : 設計浸透強度(mm/hr)

r_i : 1/30 確率雨量強度曲線上の任意の降雨継続時間 t_i に対応する雨量強度(mm/hr)

t_i : 任意の降雨継続時間(分)

V の値が最大(V_{max})になる任意の降雨継続時間 t_i は、上式を t について微分して 0 とおいたときの t の値(t_{Vmax})であり、上式の t_i に t_{Vmax} の値を代入し V_{max} を求め、それを必要貯留容量とするものとする。

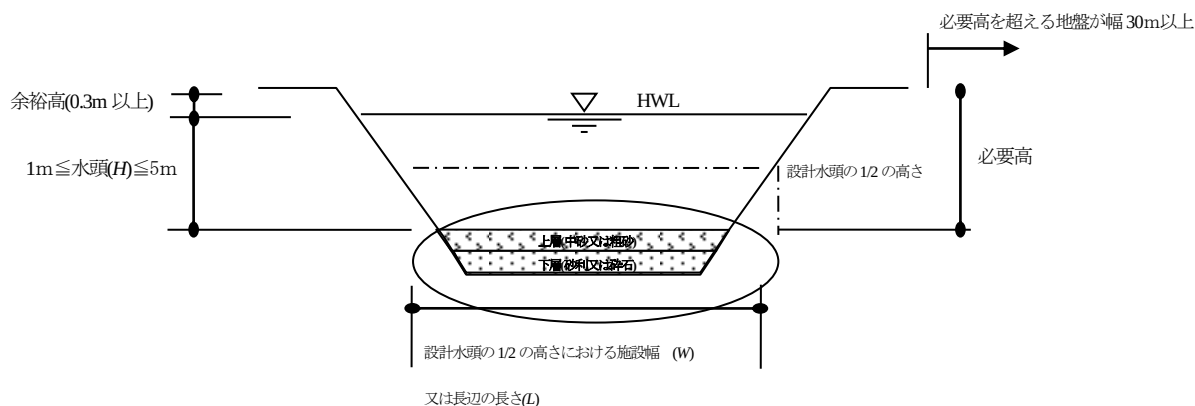
なお、これにより求められた浸透池の必要貯留量及び底面積から計算上の水頭の値を求め、この値が設計水頭と合致しない場合には、浸透池の底面積及び設計水頭を調整して再度必要貯留容量を算出し、これにより求めた新たな計算上の水頭の値が新たな設計水頭を超えない範囲で両者の値が近似するか否かを検証するものとする。

5 浸透池の構造

浸透池は、原則として掘り込み式とし、その深さは水頭 H (HWL) 及び余裕高 (0.3m以上) を確保し、浸透池の周囲は堅固であり、下流側の平坦部は必要高 (HWL+余裕高) を超える地盤が幅 30m以上確保されているものとする。

浸透池の底面には、目詰まりなどの対策のために、必要に応じて下層に砂利又は碎石を 0.3m～0.5m、上層に中砂又は粗砂を 0.1m～0.2m程度敷詰めるものとする。

沈殿物等の除去のため、重機・運搬車両等が底面まで容易に進入できるよう管理道を設置するものとする。



参考: 計算例

I. 浸透池の必要貯留容量計算書 (号浸透池)

1 設計因子

(1) 集水面積 $A =$ (ha)

(2) 流出係数 $f =$
(開発中における集水区域の地表状況別面積による加重平均)

(3) 浸透池底面積等 $S =$ (m²)
(設計水頭 H の 1/2 の高さにおける断面)

$W =$ (m)

$L =$ (m)

(4) 浸透池設計水頭 $H =$ (m)

2 設計浸透強度の設定

(1) 飽和透水係数 $k_0 =$ (m/hr)

(2) 浸透池の比浸透量 $K_f =$ (m²)
 $K_f = (aH + b) L$

(3) 基準浸透量 $Q_f =$ (m³/hr/基)
 $Q_f = k_0 \times k_f$

(ただし、施設幅 W が表 2 の施設規模の間にくる場合には、
施設幅に対し比例配分して比浸透量を求める。)

(4) 影響係数 $C =$
 $C = K_1 \times K_2 \times \alpha$

K_1 : 目詰まりによる影響係数 (標準的な値を 0.9 とする。)

K_2 : 地下水位による影響係数

(浸透面と地下水位の間隔が 1 m 以上の場合は 1.0 とする。)

α : 安全率

(目詰まりによる維持管理が必要な場合は 0.8 とし、必要ない場合は 1.0 とする。)

(5) 単位設計浸透量 $Q =$ (m³/hr/基)
 $Q = Q_f \times C$

(6) 設計浸透量 $q =$ (m³/hr)
 $q = Q$

(7) 設計浸透強度 $rc =$ (mm/hr)
 $rc = q / (f \times A \times 10)$

3 必要貯留容量の算定

(1) 地区名

地区

(2) 1/30 確率雨量強度式

t = 降雨継続時間 (分)

$r =$

$$r = \frac{\text{}}{t \text{ } + \text{}} \quad (\text{mm/hr})$$

(3) 必要貯留容量

$$V = 1/360 (r_i - r_c/2) t_i \cdot 60 \cdot f \cdot A$$

V : 必要貯留容量 (m^3)

f : 開発中の流出係数

A : 集水面積 (ha)

r_c : 設計浸透強度 (mm/hr)

r_i : 1/30 確率雨量強度曲線上の任意の降雨継続時間 t_i に対応する雨量強度 (mm/hr)

t_i : 任意の降雨継続時間 (分)

計算結果

V : 必要貯留容量

(m^3)

t_i : 任意の降雨継続時間

(分)

(時間 分)

計算上の水頭

$H' =$

(m)

$$H' = V_{\max} / S$$

4 設計水頭及び底面積の検証

(1) 新たな底面積

$S_2 =$

(m^2)

$$S_2 = W \times L$$

(2) 新たな設計水頭

$H_2 =$

(m)

(3) 新たな必要貯留容量

$V_{\max_2} =$

(m^3)

(4) 新たな計算上の水頭

$H_2' =$

(m)

$$H_2' = V_{\max_2} / S_2 \div H_2$$

II. 沈殿池の設計

- 条件1 U_0 : 限界沈降速度 (m/hr) (P144 表4 参照)
 H : 沈殿物を沈積させる部分を除いた沈殿池の深さ (有効水深・m)
 T : 滞留時間 (hr)
 Q : 処理水量 (m^3/hr)
 A : 沈殿池の表面積 (m^2)

としたときに次の式が成り立つ $U_0 = H/T = Q/A$ (m/hr)
 $T = A \times H / Q$ (hr)

- 条件2 沈殿池の長さは沈殿池の幅の3倍から8倍とする。
 条件3 沈殿物の堆積量を見込んだ容量が確保されている。
 条件4 沈殿池の深さは3メートル以内、有効水深は1メートル以上とする。

- 1 処理水量の決定 $Q = 1/360 \times f \times r \times A_1$ (m^3/s)
 f : 流出係数
 r : 設計雨量強度 (mm/hr)
 ※P142 表3の単位時間内の30年確率で想定される数値
 A_1 : 集水区域面積 (ha)

2 沈殿池の形状検討

①沈殿池の表面積

沈殿させる粒径により、沈降速度 U_0 を表4から求める

ここで $U_0 = Q(\text{処理水量}) / A(\text{沈殿池の表面積})$
 から
 $A = Q / U_0$



②沈殿池の幅と延長の決定

必要となる沈殿池の表面積 A をもとに
 沈殿池の延長が幅の3～8倍となるよう、
 幅と延長を決定する。

沈殿池の断面(例)

③沈殿物の堆積容量の検討

堆積部分の水深を1m程度とし 必要容量が確保されているか確認する。
 確保できていない場合は、必要量が確保できる規模に沈殿池の表面積を拡大する。

必要な堆積容量は形質変更区域1haあたりの年間堆砂量を特に目立った表面浸食のおそれが見られないときには 200m^3 、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには 600m^3 、それ以外のときには 400m^3 とするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とした上で、維持管理方法等により決定すること。

④沈殿池の形状の決定

有効水深を1m以上確保した上で諸条件を再検討し池の形状を決定する。

(参考2) 審査基準第2章第3「水害の防止」のための調節池の設置について

審査基準第2章第2の7が30年確率(排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率。以下同じ)で想定される雨量強度(大雨時)に関する対策を定めた基準であるのに対して、同章第3の「水害の防止」は、開発行為により流量が増加(通常時の降雨含む)することに伴い、開発行為をしようとする森林の現に有する水害防止機能に依存する区域(増加率1%の範囲)における河川等の氾濫を未然に防止するための対策を定めた基準であり、具体的な解釈及び運用は以下のとおりとする。

1【具体的な解釈】

- (1) 審査基準第2章第3の1の(1)の「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該開発行為をする森林の下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とする。
- (2) 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。
また、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。
- (3) 同基準第2章第3の(1)の「安全に流下させることができない地点が生じない場合、又は、河川等の管理者と協議した結果、水害の防止に関する措置の必要がない場合等」とは、以下の①から③に掲げる場合であって、水害の防止のための調節池の設置は省略できるものとする。
 - ① 開発行為に伴う30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を安全に流下させることができない地点が生じない場合
 - ② 河川等の管理者と協議した結果、水害の防止に関する措置が必要ないと判断された場合
 - ③ 当該開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタール未満の開発行為(河川等の管理者が水害の防止に関する措置が必要であると判断する場合を除く。)の場合

2【具体的な運用】

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点を選定する。
- (2) (1)の地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨により想定される無調節のピーク流量(Q'_{i30})が開発前のピーク流量(Q_{0i30})に対して1%以上増加する地点を選定する。
ただし、当該ピーク流量の増加率が1%未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないとの判断が示された場合はその地点も選定する。
- (3) (7)にて算出する各地点ごとの当該調節池からの放流量(q_{i30})が最小となる地点(j)を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する。
ただし、(2)で求めた各地点で、地点(j)に比べ流下能力が著しく小さい地点(k)が存在する場合(地点(j)において n_j 年確率降雨により想定されるピーク量を流下させることができ、地点(k)において n_k 年確率降雨により想定されるピーク量を流下させることができるときに、 $n_j > n_k$ である場合)又は当該河川等の管理者が必要であるとの判断が示された場合には、その地点(k)も当該地点として選定することとする。

- (4) なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者と協議をすることとする。
- (5) (2) の地点が生じない場合には、審査基準第2章第3の1による「水害の防止」のための調節池の設置は不要であり、審査基準第2章第2の7による「災害の防止」のための調節池のみの設置で足りるものとする。
- (6) なお、ピーク流量の算定は当該地域において適合度の高い算定式（適当な算式が無い場合はラショナル式とする）を用いることとする。
- (7) (2) で選定した各地点のそれぞれ開発前の30年確率でのピーク流量(Q_{0i30})を超えることとならない調節池からの放流量(q_{i30})の算定には当該地域において適合度の高い算式を用いることとする。

$$q_{i30} = \frac{Q_{0i30}}{A_i \times F_{0i}} \times (a \times f_0)$$

A_i : 選定した各地点の集水面積(ha)

F_{0i} : " の集水区域の開発前の流出係数

a : 調節池の集水区域の面積(ha)

f_0 : " の開発前の流出係数

- (8) (3) で選定した当該地点(j)の当該調節池からの放流量(q_{j30})を30年確立降雨に対する調節池からの許容放流量(q_{pc30})として決定し、また、地点 j における開発前の n_j (地点 k を選定している場合には n_k 。以下同じ。)年確率降雨で想定されるピーク流量(Q_{0nj})をもとに、当該調節池からの放流量(q_{jni})を算定し、これを n (= n_j)年確率降雨に対する調節池からの許容放流量(q_{pcn})として決定する。
- (9) なお、 n_j 年確率降雨における当該調節池からの放流量(q_{jni})の算定は、(7)同様当該地域において適合度の高い算定式を用いることとする。

$$Q_{jni} = \frac{Q_{0nj}}{A_j \times F_{0j}} \times (a \times f_0)$$

A_j : 地点 j の集水面積(ha)

F_{0j} : " の集水区域の開発前の流出係数

a : 調節池の集水区域の面積(ha)

f_0 : " の開発前の流出係数

- (10) 調節池の容量を、調節池の集水区域における30年及び n 年のそれぞれの確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量(q_{30} 及び q_n)を30年及び n 年のそれぞれの確率降雨に対する調節池からの許容放流量(q_{pc30} 及び q_{pcn})に調節できる容量に決定する。
- (11) 審査基準第2の7(1)の調節池に係る要件と前記各号の要件を満たすために調節池を設置する場合は、同時にそれぞれの要件を満たすことができる調節容量及び放流施設の構造を有する調節池を設置することとする。
- (12) 前記(4)のほか、適宜河川管理者と協議・調整を図ること。

(参考3) 審査基準第2章第2「災害の防止」のための雨水等の排水施設に関する基準について

審査基準第2章第2-6-(1)-ア-(ウ)-bの基準の具体的な運用は以下のとおりとする。

【具体的な運用】

- 1 10年確率で想定される雨量強度を用いる箇所
以下2、3以外の箇所（通常こちらを使う）

- 2 20年確率で想定される雨量強度を用いる箇所

人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合とは、①集水区域に保全対象があり、開発行為等により雨水等の影響を受ける場合、②やむを得ず調節池に流入せず、直接放流する区域に保全対象がある場合等であり、その場合の排水施設については、20年確率で想定される雨量強度を用いて計画する。

ただし、排水施設の周囲にいつ水した際に、保全対象に大きな被害を及ぼさないことが明らかな場合はこの限りではない。

なお、現行の「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」（平成18年9月版）で20年確率の雨量強度が定められていないため、30年確率の雨量強度を準用することとする。

- 3 30年確率で想定される雨量強度を用いる箇所

要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象が事業区域に隣接している場合とは、①集水区域に保全対象があり、開発行為等により雨水等の影響を受ける場合、②やむを得ず調節池に流入せず、直接放流する区域に保全対象がある場合等であり、その場合の排水施設については、30年確率で想定される雨量強度を用いて計画する。

ただし、排水施設の周囲にいつ水した際に、保全対象に大きな被害を及ぼさないことが明らかな場合はこの限りではない。

○要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設であり、以下に例示する施設である。

【社会福祉施設】 老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障がい者社会参加支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター 等

【学 校】 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くもの） 等

【医 療 施 設】 病院、診療所、助産所、等

(資料1)

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) *1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q _c *5) (k N/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)		
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法	
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれ らに準ずるもの〕	第1種	－	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	－	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等に より含水比 が増加する と予想され る場合は、 1ランク下 の区分とし る。 *水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。	
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}	－		
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの〕	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	－		
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	－		
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	－		
第3種建設発生土 〔通常の施工性が 確保される粘性 土及びこれに準 ずるもの〕	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	－		
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	－		
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下		
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれ に準ずるもの (第3種建設 発生土を除く)〕	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	－		
	第4b種		人工材料	改良土 {I}	－		
			砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	－		
	第4種改良土		有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度		
泥土*1), *9)	泥土 a	200 未満	人工材料	改良土 {I}	－		
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	－		
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	－		
	泥土 c		有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上		
			高有機質土	高有機質土 {Pt}	－		

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表—2参照)。
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

VI 他法令等による土地保全の指定区域等

指 定 区 域 区 分	根 拠 法 令	条 項	備 考
保安林 保安林予定森林 保安施設地区	森林法	25、29、41	(森林課) 林業事務所
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	28、29	(自然保護課) 地域振興事務所
国定公園 (特別地域、特別保護地区、 利用調整区域、風景地保護協定区域)	自然公園法	13、14、15、 31	(自然保護課) 土木事務所
県立自然公園(特別地域)	千葉県立自然公園条例	11	(") "
自然環境保全地域、特別地区 野生動植物保護地区 郷土環境保全地域 緑地環境保全地域	千葉県 自然環境保全条例	6、9、10、15 、20	(") "
史跡名勝天然記念物 重要文化的景観	文化財保護法	109、134	(文化財課)
緑地保全地域 特別緑地保全地区 緑化区域	都市緑地保全法 (都市計画法)	5、12、34	(公園緑地課) 土木事務所
近郊緑地保全区域 近郊緑地保全特別区域	首都圏近郊緑地保全法 (都市計画法)	3、5	(") "
生産緑地地区	生産緑地法	3	(") "
育樹母樹、普通母樹林 特別母樹、特別母樹林	林業種苗法	3、4	(森林課) 林業事務所
立木竹の除去を制限	漁業法	120	(水産課) 水産事務所
砂防指定地	砂防法	2	(河川環境課) 土木事務所
地すべり等防止区域	地すべり等防止法	3	(河川環境課・耕地課 ・森林課) 土木事務所 農業事務所 林業事務所
急傾斜地崩壊防止区域	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律	3	(河川環境課) 土木事務所
海岸保全区域	海岸法	3	(") "
市街化区域 市街化調整区域 用途地域 ほか	都市計画法	7、8	(都市計画課) 土木事務所

指 定 区 域 区 分	根 拠 法 令	条 項	備 考
法定外公共用財産 (いわゆる赤道、青道)	法定外公共用財産管理条例等	2	市町村
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	10、26	(宅地安全課) 地域振興事務所
道路	道路法	3	(道路計画課)
農地	農地法	2	(農地・農村振興課) 農業事務所
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	6	(") "
河川	河川法	3	(河川整備課) 土木事務所
港湾	港湾法	2	(港湾課) "
漁港	漁港法	2	(漁港課) 漁港事務所
建築物	建築基準法	2	(建築指導課) 土木事務所
都市計画区域外地域	宅地開発事業の基準に関する条例		(都市計画課) "
岩石の採取	採石法		(産業振興課) 地域振興事務所
砂利の採取	砂利採取法		(") "
土の採取	千葉県土採取条例	2	(") "
墓地の造成	墓地、埋葬等に関する法律	2	市町村
廃棄物の処分場及び処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例		(廃棄物指導課) 地域振興事務所
建設発生土の埋立て	千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例		(ヤード・残土対策課) 地域振興事務所
再生土の埋立て	千葉県再生土等の埋立て等の適正化に係る条例		(") "

VII 農林水産部森林課・林業事務所の所在地

組 織 名	担当課・支所等	電 話	F A X	所 在 地	所管区域
農林水産部 森林課	林地対策室	043 223-2955	043 225-7448	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	
北部林業事務所	森林管理課	0475 82-3121	0475 82-4463	〒289-1321 山武市富田ト 1177-7	香取地区 海匝地区 山武地区 長生地区
	印旛支所	043 483-1130	043 484-2826	〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町 8-1	千葉市・八千代市 東葛飾地区 印旛地区
中部林業事務所	森林管理課	0439 55-4973	0439 55-4988	〒299-1152 君津市久保 5-1-3	市原市 君津地区
南部林業事務所	森林管理課	04-7092 -1318	04-7092 -1383	〒296-0044 鴨川市広場 820	夷隅地区 安房地区

